

# 一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月

中津川市



# 目 次

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1-1	一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨.....	1
1-2	法的根拠.....	3
1-3	適用範囲.....	3
1-4	計画の位置付け.....	4
1-5	計画目標年次.....	6
1-6	計画の点検、評価、見直し.....	7

## 第2章 地域の概要

2-1	地域の概要.....	8
1	位 置.....	8
2	沿 革.....	9
3	地 形.....	9
4	気 象.....	10
5	人口の状況.....	11
6	産業の状況.....	14
7	土地利用の状況.....	19
2-2	上位・関連計画.....	20
1	中津川市総合計画（平成27年度～平成38年度（令和8年度））基本構想..	20
2	第三次中津川市環境基本計画（2016-2025）.....	22
3	中津川市地球温暖化対策実行計画（第三次中津川市環境基本計画 第7章）.	25

## 第3章 ごみ処理の状況

3-1	ごみ処理の概要.....	27
1	処理対象ごみ.....	27
2	ごみ排出量の実績及びその性状.....	29
3	ごみの減量化・再生利用の実績.....	36
4	ごみ処理経費.....	40
5	ごみ処理体制.....	40
6	ごみ処理の評価.....	46

## 第4章 ごみ処理に係る課題の抽出

4-1	現状の分析	49
1	人口等	49
2	産業	50
3	ごみ排出量	50
4	ごみ処理体制	53
5	ごみ減量施策	55
4-2	課題の抽出	57
1	ごみ処理に係る基本的課題の抽出	57

## 第5章 ごみ処理基本計画

5-1	基本的事項	60
1	基本理念	60
2	基本方針	60
3	基本方針達成のための役割	61
4	達成目標の設定	63
5-2	ごみ排出量の見込み	68
1	将来人口の設定	68
2	現状推移における排出量の見込み	69
3	本計画で採用するごみ排出量の見込み	70
5-3	循環型社会の構築に向けた施策	71
1	中津川市ごみ減量検討市民会議からの提言	71
2	ごみの減量化の推進	75
3	3R（リデュースReduce, リユースReuse, リサイクルRecycle）の推進	77
4	環境負荷の少ない適正処理・処分の実施	79
5	循環型社会へのビジョンの共有と新たな発想による施策の展開	83
5-4	その他ごみ処理に関し必要な事項	85
1	特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物の対処方針	85
2	事業者及び廃棄物再生事業者との協力	85
3	計画の進行管理	86
4	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールの活用	86

## 第6章 生活排水処理と課題

6-1	生活排水処理の状況	89
1	生活排水処理の流れ	89
2	生活排水処理形態別人口の実績	90
3	し尿処理経費	91
4	収集運搬状況	92
5	し尿・浄化槽汚泥等搬入量	92
6-2	中間処理施設の概要	93
1	し尿処理施設の概要	93
2	農業集落排水処理施設の概要	103
3	下水道	104
6-3	生活排水処理に係る課題の抽出	106
1	生活排水処理に係る基本的課題の抽出	106

## 第7章 生活排水処理基本計画

7-1	基本的事項	108
1	基本理念	108
2	基本方針	108
3	達成目標の設定	109
4	生活排水を処理する区域及び生活排水処理状況	110
7-2	循環型社会の実現に向けた施策	113
1	市民の責任・役割	113
2	事業者の責任・役割	114
3	行政の責任・役割	114
7-3	し尿・浄化槽汚泥処理計画	117
1	収集運搬計画	117
2	中間処理計画	118
3	最終処分計画及び資源化・有効利用計画	118
4	その他の事項	118



# 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

## 1 - 1

### 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会は、結果として地球温暖化や酸性雨の問題など、深刻な環境問題を招く結果となりました。そのため、国は平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定、改正するなどの法整備を進め、これらの法体系のもとで環境に配慮した「循環型」社会の形成に向けた本格的な取組を進めています。

こうした中でごみの減量を図り、資源物のリサイクルを推進することは、私たちの大切な生活環境を守っていくうえで最も重要な取組みの一つになっています。

岐阜県では、平成14年10月に「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、その後、平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、施策の推進を図ってきました。平成29年3月には前計画の策定から5年が経過したため、この間に行われた法改正等の動向や本県の廃棄物処理の現状・課題を踏まえて、計画の見直しを行い、「第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定版）」を取りまとめました。現在はこの改定後の計画に基づき、計画の基本的な考え方である「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」に向けた取組を進めているところです。

中津川市（以下、「本市」といいます。）においても、平成12年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、資源ごみの分別収集や集団資源回収、拠点回収等の資源化を実施し、ごみの減量化・資源化及び適正な処理を推進してきました。その後、1市3町4村の市町村合併による市域の拡大や、国の廃棄物処理法基本方針の改定及び循環型社会形成推進基本計画の策定と見直しなど、廃棄物処理事業を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、また将来のまちづくりを見据えた新たなごみ処理のあり方についての計画策定が求められています。

そのため、前計画の目標年次にあたる平成40年度（令和10年度）を前に、計画の前提となっている諸条件を見直し、令和2年度から令和16年度までを計画期

間とする中長期的かつ総合的な視点から循環型社会の実現に向けた新たな一般廃棄物処理基本計画の策定を行うこととしました。

ごみ処理基本計画は、ごみの発生・処理状況や社会動向を把握し、将来のごみ排出量を予測した上で、本市に適したごみ処理システムのあり方を検討し、ごみ処理に係る基本理念、達成目標及び目標を達成するための諸施策等を示し、他の計画等と整合性を図った計画とするものです。

また、生活雑排水については、公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽で処理をしており、その割合は徐々に増えていますが、未だ一部の地域において生活雑排水が未処理のまま水路河川等に排出されており、これが清流の水質に悪影響を及ぼす原因のひとつとなっていると考えられます。

こういった生活雑排水の水質への影響を防ぐ対策として、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、下水道事業計画との整合性を考慮して、目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理体系全体の調整を図り、長期的展望に立って処理方法及び処理施設の選択等の施策を総合的に定めるものとします。

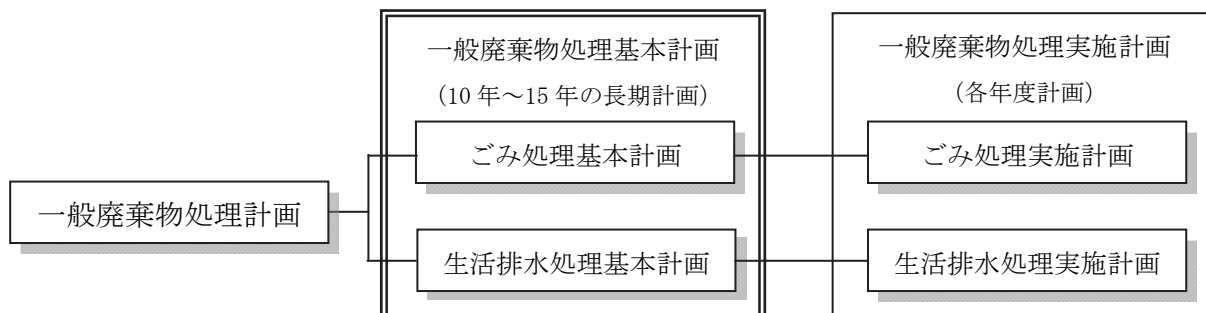
本市が生活排水処理施設の整備を進めていくことは、本市のみならず近隣市町村においてもその事業効果の及ぶところは大きいと考えられることから、生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の整備推進に努め、公共用水域の水質環境基準の達成と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目標として生活排水基本計画を策定するものです。



## 法的根拠

「一般廃棄物処理計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）」第1条の3の規定によって、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されており、本計画はごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画に該当します。



出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」p.2の図1を加工して作成

図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

## 適用範囲

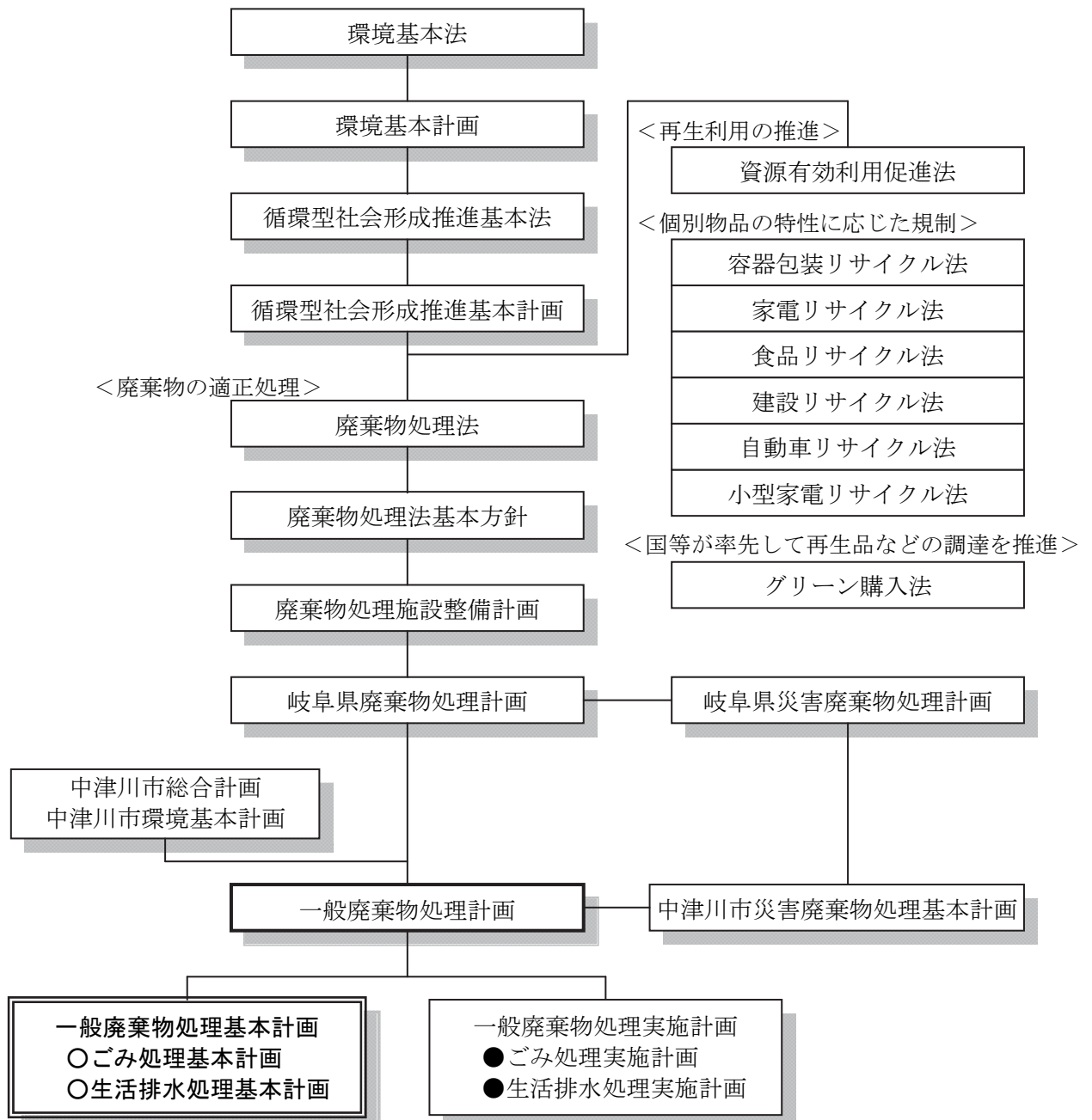
本計画は、中津川市全域を計画対象地域として定めるものとします。

また、本計画は中津川市全域から発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）のすべてを対象とします。

## 計画の位置付け

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を次に示します。

また、本計画に関する法令の概要については表 1-4-1 に示すとおりです。



出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」p.9 の図 3 を加工して作成

図 1-4-1 計画の位置付け

表1-4-1 本計画に係る法令の概要

法律名等	整備時期	法整備の目的
環境基本法	平成5年11月制定 平成30年6月改正	環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年6月制定	環境基本法の基本理念に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にし、循環型社会の形成に関する施策を定めることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和45年12月制定 令和元年6月改正	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成3年4月制定 平成26年6月改正	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成7年6月制定 平成23年8月改正	「環境基本計画」の一つの大きな柱であり、市町村が容器包装を分別収集し、事業者がリサイクルを行う新しい容器包装リサイクルシステムの導入を目的とする。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成10年6月制定 平成29年6月改正	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成12年6月制定 令和元年12月改正	食品廃棄物等の再生利用や発生の抑制及び減量に関して、食品関連事業者による食品廃棄物等の再生利用を促進するための措置を講じることにより、食品に関する資源の有効利用及び廃棄物の排出抑制を図り、事業者の発展、生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成12年5月制定 平成26年6月改正	特定の建設資材について、解体及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体業者について登録制度を実施すること等により、廃棄物の減量化をとおして、資源の有効な利用及び廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成14年7月制定 令和元年6月改正	使用済自動車に係る廃棄物の減量や再生資源及び再生部品の十分な利用を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	平成24年8月制定	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成12年5月制定 平成27年9月改正	国、独立行政法人等による環境物品等の調達及び情報の提供等、環境物品への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## 計画目標年次

本計画における計画期間は、令和2年度を初年度とし、15年後の令和16年度を最終目標年次とします。また、中間目標年次については、第1中間目標年次を令和6年度とし、第2中間目標年次を令和11年度とします。

なお、本計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うほか、計画策定の前提条件等に大きな変更があった場合には、数値目標や重点施策などについての達成度や計画の進捗状況を踏まえ、見直しを行うものとします。

表1-5-1 本計画の計画期間

西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
和暦	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
一般廃棄物処理基本計画	計画策定	計 画 期 間														
						ごみ処理手数料の効果検証	第1中間目標年次					第2中間目標年次				

## 計画の点検、評価、見直し

本計画は、循環型社会を形成するための基礎となる計画です。

これらの目標を達成するため、計画の各段階における状況を点検・評価し、次の施策に展開していく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢が日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、計画の推進状況を施策ごとに毎年点検する必要があります。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、住民並びに事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

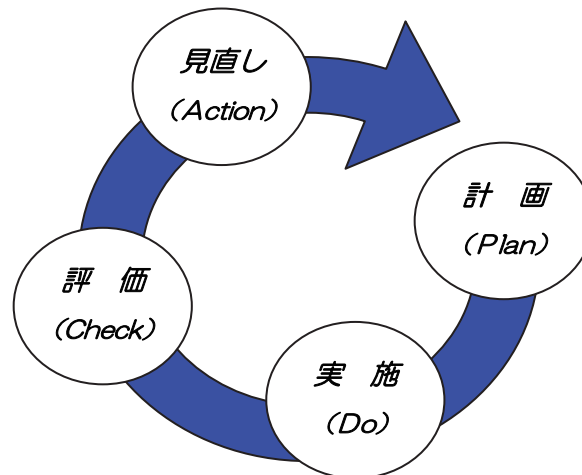


図 1-6-1 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル (イメージ図)

年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な取り組み (住民・事業者・行政)</li> <li>・ 推進状況の把握</li> <li>・ 推進状況の評価</li> <li>・ 次年度の目標と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点施策等の検討</li> <li>・ 関連事業、計画との連携</li> <li>・ 国、県との連携</li> </ul>

## 第2章 地域の概要

### 2 - 1

## 地域の概要

### 1 位置

本市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曾山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を木曾川が流れる自然豊かなまちです。

東西 28 k m、南北 49 k m、総面積 676.45 k m<sup>2</sup>となっており、岐阜県内で6番目に広い自治体であり、まちのシンボル恵那山をはじめとする山々の懷に抱かれ、長い歴史を歩んできました。

古くは、東山道、中山道、飛騨街道などの交通の要衝として栄え、中核工業団地の完成により企業も多数立地し、商工業都市として成長してきました。一方、豊かな自然環境のなかで、広大な森林から産出される東濃桜を代表として、優れた農産物などを産出する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな都市となっています。2027年にはリニア中央新幹線の岐阜県駅と中部総合車両基地ができることから、リニアを活かすまちづくりを進め「住み続けたい、住んでみたいと思うまち」を目指しています。

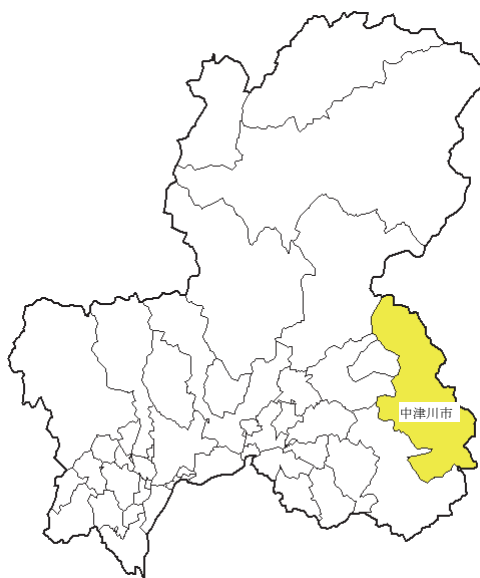


図 2-1-1 中津川市の位置

## 2 沿革

本市は、昭和 26 年 4 月に中津町及び苗木町が合併して成立した中津川町が昭和 27 年 4 月に市制施行し、成立しました。その後、昭和 28 年 9 月に「町村合併促進法」が施行されたことを受け、坂本村（昭和 29 年）、落合村（昭和 31 年）、阿木村（昭和 32 年）が合併し、昭和 33 年には長野県神坂村の一部が分村合併（峠、馬籠、荒町地区が長野県、他の地区は中津川市）しました。

平成 17 年 2 月に、恵北 6 町村（坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村）及び長野県木曾郡山口村との 1 市 3 町 4 村による平成の大合併を経て、現在の中津川市となりました。

表2-1-1 中津川市の沿革

年 月 日	事 項	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
昭和26年4月1日	恵那郡苗木町合併	101.48	28,590
昭和27年4月1日	市制施行	101.48	30,987
昭和29年7月10日	恵那郡坂本村合併	134.58	35,887
昭和31年9月30日	恵那郡落合村合併	158.73	40,818
昭和32年11月1日	恵那郡阿木村合併	236.90	45,243
昭和33年10月15日	長野県西筑摩郡神坂村分村合併	276.53	46,781
昭和43年4月1日	境界変更（恵那郡福岡町に一部編入）	275.93	47,571
平成2年4月1日	国土地理院公表により面積訂正	275.98	54,125
平成17年2月13日	恵那郡坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、長野県木曾郡山口村合併	676.38	86,682
平成26年10月1日	国土地理院公表（平成27年3月6日）により面積訂正	676.45	81,720

出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」より抜粋

表2-1-2 地区別面積

区 分	中津	苗木	坂本	落合	阿木	神坂	山口	坂下	川上	加子母	付知	福岡	蛭川	総面積
面積 (km <sup>2</sup> )	69.62	31.29	33.11	24.15	78.21	39.64	24.67	29.77	29.33	114.17	73.37	84.30	44.82	676.45
構成比 (%)	10.29	4.62	4.89	3.57	11.56	5.86	3.65	4.40	4.34	16.88	10.85	12.46	6.63	100.00

出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」より抜粋

## 3 地形

本市の地形は、飛騨山脈、木曾山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曾川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる中山間地域となっています。

## 4 気 象

本市の気候は、中央高地式気候に属しており、年平均気温は14℃前後となっていますが、市の南北で1～2℃の気温差があります。

年間降水量は2,000 mm 前後と多雨となっていますが、湿度が低めに安定しており、昼夜の温度差は大きいものの、1年を通じて過ごしやすい土地柄となっています。

表2-1-3 気象状況（平成30年）

年・月	気温（℃）			降水量 （mm）
	平均気温	日最高平均	日最低平均	
2018年 （平成30年）	14.0	20.5	8.9	1,964.5
1月	0.2	6.1	-4.3	13.3
2月	1.0	7.6	-4.0	15.2
3月	8.7	16.3	2.1	23.5
4月	13.7	21.0	7.1	27.9
5月	17.4	23.7	11.4	29.1
6月	21.4	27.6	16.5	32.8
7月	27.3	33.7	22.5	39.2
8月	27.0	34.0	22.1	38.8
9月	21.1	26.1	17.7	31.1
10月	15.6	22.3	10.5	29.8
11月	10.4	17.6	5.1	22.8
12月	4.5	10.3	0.0	19.3

出典：気象庁 地域気象観測所（アメダス）中津川（月ごとの値）を抜粋

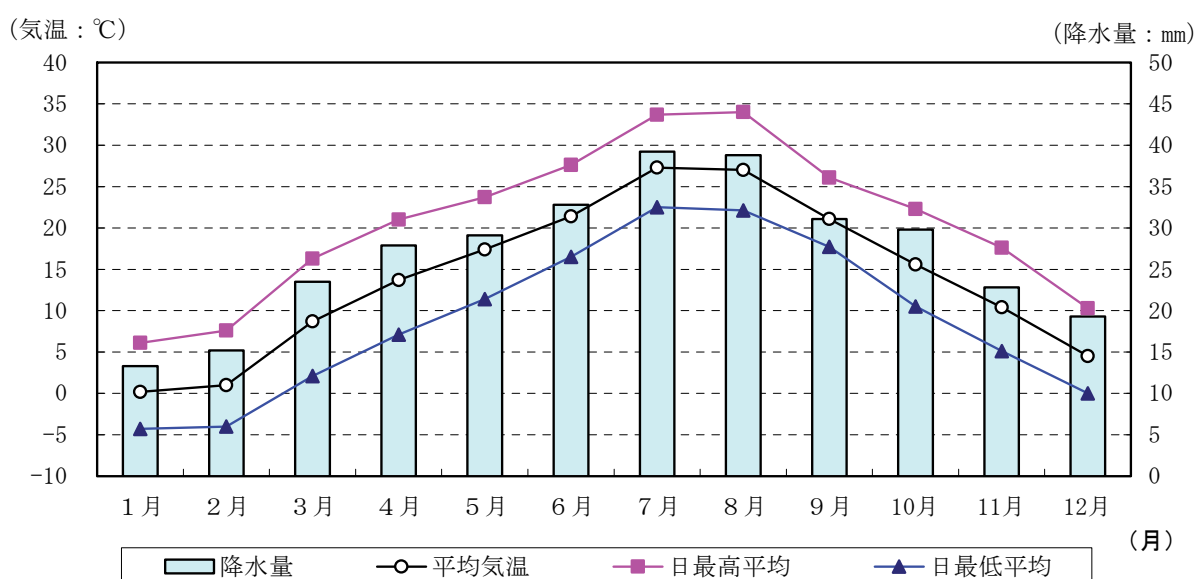


図 2-1-2 気象の推移（平成 30 年）



## 5 人口の状況

### (1) 人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の実績を表 2-1-4 及び図 2-1-3 に示します。

本市の人口は平成 21 年度以降、減少傾向が続いており、平成 21 年度（84,056 人）から平成 30 年度（78,486 人）の 10 年間で 5,570 人の減少となっています。

世帯数は 10 年間で 1,771 世帯の増加となっているため、世帯あたり人口は平成 21 年度の 2.89 人/世帯から、平成 30 年度の 2.54 人/世帯と減少を続けています。

表2-1-4 人口・世帯の実績（各年4月1日現在）

年度		人口 (人)	対前年度 増減数 (人)	世帯数 (戸)	対前年度 増減数 (戸)	世帯平均 (人/戸)
和暦	西暦					
平成21年度	(2009)	84,056	—	29,091	—	2.89
平成22年度	(2010)	83,567	-489	29,308	217	2.85
平成23年度	(2011)	83,024	-543	29,399	91	2.82
平成24年度	(2012)	82,387	-637	29,484	85	2.79
平成25年度	(2013)	81,820	-567	29,641	157	2.76
平成26年度	(2014)	81,108	-712	29,755	114	2.73
平成27年度	(2015)	80,436	-672	29,993	238	2.68
平成28年度	(2016)	79,775	-661	30,225	232	2.64
平成29年度	(2017)	79,093	-682	30,431	206	2.60
平成30年度	(2018)	78,486	-607	30,862	431	2.54

※外国人人口及び世帯を含んでいます。

出典：中津川市「中津川市統計書(平成30年度版(2018年度版))」

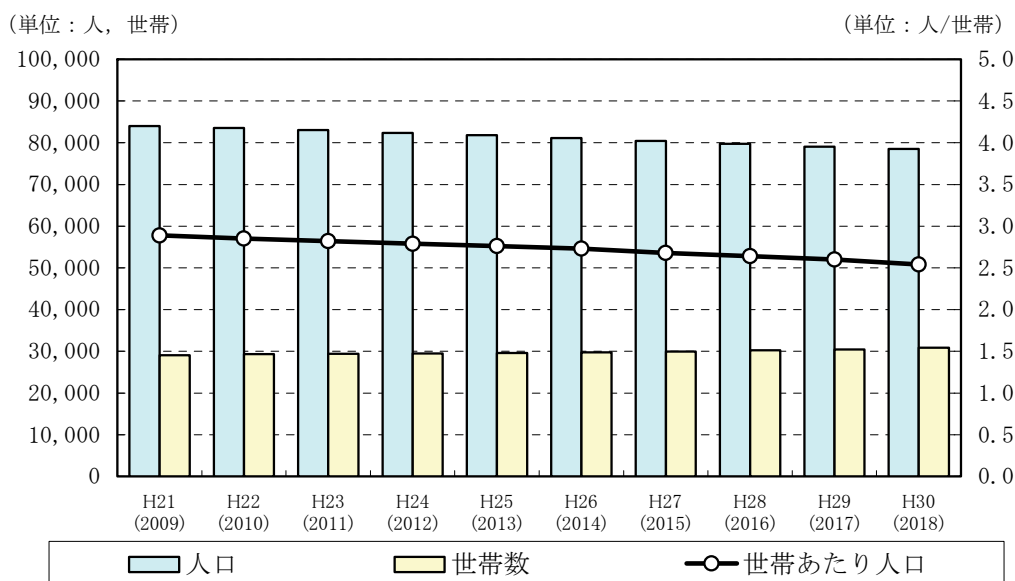


図2-1-3 人口・世帯の推移

(2) 年齢別人口

年齢三階層別人口を表 2-1-5 に、年齢別人口分布を図 2-1-4 に示します。

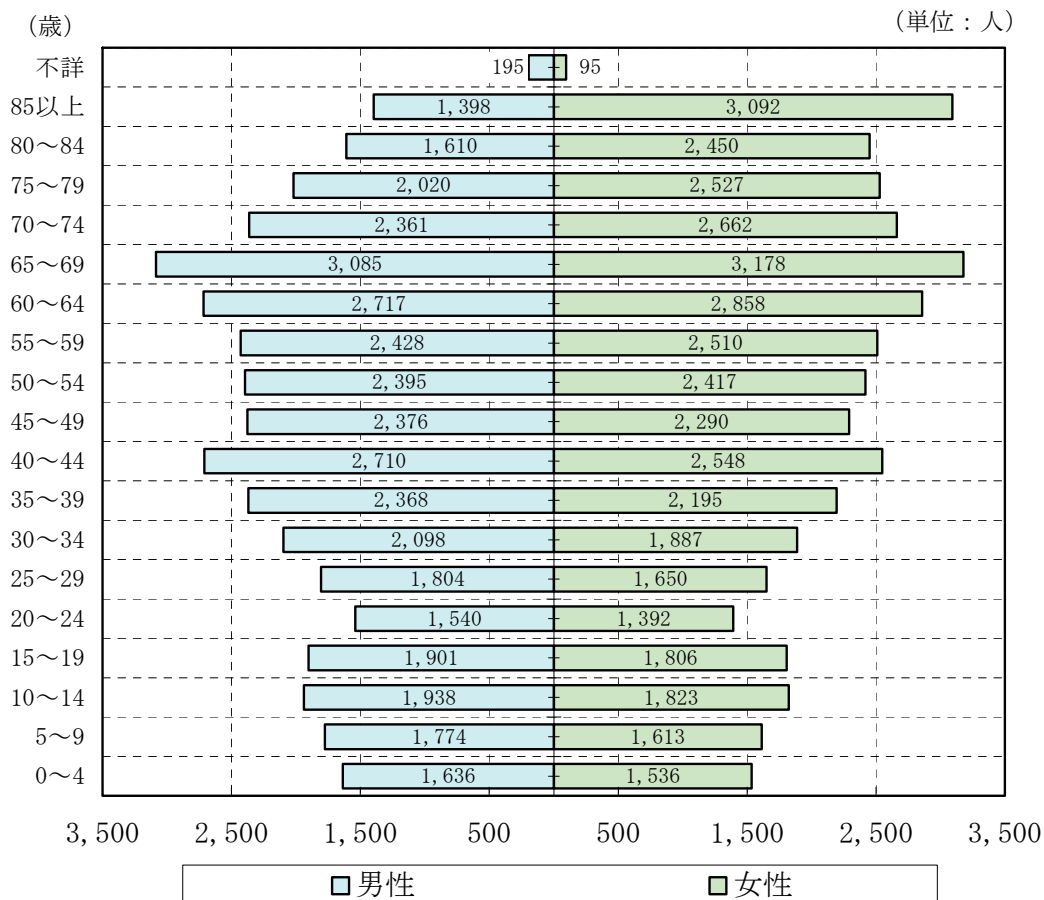
本市の年少人口は約 13.1% (10,320 人)、生産年齢人口は約 55.6% (43,890 人)、老年人口は約 30.9% (24,383 人) となっており、全国の年齢構成と比較し、老年人口の割合が高く、高齢化が進んでいると考えられます。

表 2-1-5 年齢三階層別人口 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

(単位: 人, %)

項目	中津川市		全 国	
	人	%	人	%
総 数	78,883	(100.0%)	127,095,000	(100.0%)
年少人口 (0~14歳)	10,320	(13.1%)	15,887,000	(12.5%)
生産年齢人口 (15~64歳)	43,890	(55.6%)	76,289,000	(60.0%)
老年人口 (65歳以上)	24,383	(30.9%)	33,465,000	(26.3%)
不詳	290	(0.4%)	1,454,000	(1.1%)

出典: 中津川市「中津川市統計書 (平成 30 年度版 (2018 年度版))」 p. 11 の表 3-10 を加工して作成



出典: 中津川市「中津川市統計書 (平成 30 年度版 (2018 年度版))」 p. 11 の表 3-9 を加工して作成

図 2-1-4 年齢別人口 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

### (3) 人口動態

本市の人口動態を表 2-1-6 に示します。

過去 5 年間の年間増減では、減少傾向が続いています。

自然動態では死亡者数が出生数を上回っており、社会動態では転出数が転入数を上回っています。

人口の減少は年間 564 人から 779 人となっており、平均すると年間 683 人の減少となっています。

表 2-1-6 人口動態

(単位：人)

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
自然動態	出生	609	633	535	566	557
	死亡	984	1,025	1,012	1,045	1,057
	増減	-375	-392	-477	-479	-500
社会動態	転入	1,978	1,834	2,212	2,081	2,163
	転出	2,229	2,221	2,299	2,342	2,371
	増減	-251	-387	-87	-261	-208
年間増減	-626	-779	-564	-740	-708	

※各年の数値は前年 10 年 1 日から 9 月 30 日までの合計値です。

出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」 p.5 の表 2-2 及び表 2-3 を加工して作成

### (4) 外国人登録人口

本市の外国人登録人口を表 2-1-7 に示します。

本市の外国人登録人口は、平成 26 年より増加傾向が続いています。

表 2-1-7 外国人登録人口の推移

年 度	人口 (人)	対前年度 増減数 (人)	世帯数 (戸)	対前年度 増減数 (戸)	世帯平均 (人/戸)
平成26年	913	—	508	—	1.8
平成27年	977	64	564	56	1.7
平成28年	1,091	114	655	91	1.7
平成29年	1,228	137	787	132	1.6
平成30年	1,530	302	1,056	269	1.4

※各年 12 月 31 日現在の数値です。

出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」 p.6 の表 2-6 を加工して作成

## 6 産業の状況

### (1) 産業別事業所数及び従業員数

本市の産業（大分類）別事業所数及び従業者数を表 2-1-8 に示します。

本市の平成 28 年の総事業所数は 4,047 事業所、総従業者数は 35,112 人です。

そのうち、第 1 次産業が 42 事業所（1.0%）、477 人（1.4%）、第 2 次産業が 1,163 事業所（28.7%）、15,844 人（45.1%）、第 3 次産業が 2,842 事業所（70.2%）、18,791 人（53.5%）となっており、第 3 次産業の事業所数が全体の 7 割を占め、従業者数は 5 割以上となっています。

産業別の割合では、事業所数が最も多いのが卸売業、小売業で 920 事業所、次いで製造業の 616 事業所、宿泊業、飲食サービス業の 553 事業所、建設業の 537 事業所となっています。従業員数で最も多いのは製造業の 13,075 人、次いで卸売業、小売業の 5,950 人、医療、福祉の、3,237 人、宿泊業、飲食サービス業の 2,980 人となっています。

表2-1-8 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類（大分類）	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	42	1.04%	477	1.36%	農業	34	0.84%	398	1.13%
					林業	6	0.15%	75	0.21%
					漁業	2	0.05%	4	0.01%
第二次産業	1,163	28.74%	15,844	45.12%	鉱業、採石業、砂利採取業	10	0.25%	59	0.17%
					建設業	537	13.27%	2,710	7.72%
					製造業	616	15.22%	13,075	37.24%
第三次産業	2,842	70.23%	18,791	53.52%	電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.15%	99	0.28%
					情報通信業	24	0.59%	97	0.28%
					運輸業、郵便業	69	1.71%	1,146	3.26%
					卸売業、小売業	920	22.73%	5,950	16.95%
					金融業、保険業	43	1.06%	445	1.27%
					不動産業、物品賃貸業	166	4.10%	491	1.40%
					学術研究、専門・技術サービス業	136	3.36%	701	2.00%
					宿泊業、飲食サービス業	553	13.66%	2,980	8.49%
					生活関連サービス業、娯楽業	316	7.81%	1,221	3.48%
					教育、学習支援業	97	2.40%	478	1.36%
					医療、福祉	275	6.80%	3,237	9.22%
					複合サービス事業	44	1.09%	675	1.92%
					サービス業（他に分類されないもの）	193	4.77%	1,271	3.62%
総計	4,047	100.00%	35,112	100.00%	総計	4,047	100.00%	35,112	100.00%

出典：平成 28 年経済センサス-活動調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）より抜粋

## (2) 農 業

本市の農家数の推移を表 2-1-9 に示します。

平成 27 年度の農家数は 4,949 戸となっており、平成 12 年の 6,317 戸から減少傾向が続いています。

表 2-1-9 農家数の実績

(単位：戸)

年 度	専業農家	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家	自給的 農家	総農家数
平成12年	381	109	3,424	2,403	6,317
平成17年	430	169	2,800	2,704	6,103
平成22年	504	96	2,342	2,696	5,638
平成27年	489	105	1,799	2,556	4,949

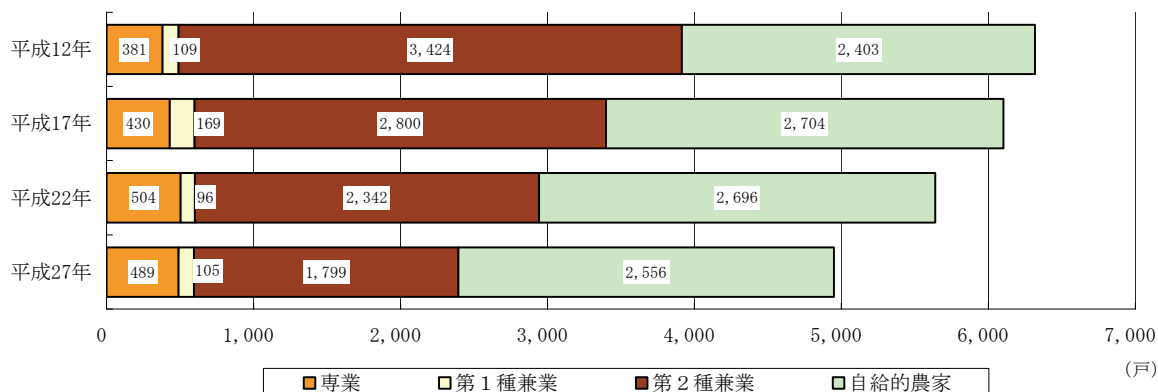
注) 第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家

第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売額が50万円未満の農家。平成12年度調査より区分されました。

出典：H17～H27 は中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」 p. 22 の表 7-1 を加工して作成

H12 は農林水産省「2000 年世界農林業センサス報告書」より、長野県山口村、恵那郡坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村を加えて算出しました。



出典：H17～H27 は中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」 p. 22 の表 7-1 を加工して作成

H12 は農林水産省「2000 年世界農林業センサス報告書」より、長野県山口村、恵那郡坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村を加えて算出しました。

図 2-1-5 農家数の推移

## (3) 工 業

本市の工業（製造業）の推移を表 2-1-10 に、工業（製造業）の産業（中分類）別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表 2-1-11 に示します。

産業（中分類）別では、事業所数は、木材・木製品が最も多く、次に電気機械器具、金属製品の順となっています。従業者数では、電気機械器具が最も多く、次に輸送用機械器具、金属製品となっています。製造品出荷額等は、電気機械器

具、輸送用機械器具、パルプ・紙・紙加工品と続いています。

表 2-1-10 工業（製造業）の推移

項 目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成24年 (平成24年12月31日現在)	275	11,642	29,635,267
平成25年 (平成25年12月31日現在)	275	11,686	29,471,156
平成26年 (平成26年12月31日現在)	281	11,847	31,620,370
平成27年 (平成28年6月1日現在)	301	12,067	32,962,295
平成28年 (平成29年6月1日現在)	267	12,281	35,438,610

出典：中津川市「中津川市統計書（平成30年度版（2018年度版）」p.17の表5-3を加工して作成

表 2-1-11 工業（製造業）の産業中分類別事業所数・従業者数・製造品出荷額等

(平成29年6月1日現在)

項 目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
食 料 品	21	351	323,123
飲料・たばこ・飼料	2	13	×
織 維 工 業 品	4	88	102,578
木 材 ・ 木 製 品	39	452	855,798
家 具 ・ 装 備 品	11	101	112,454
パルプ・紙・紙加工品	10	643	2,541,510
印刷・同関連品	7	77	160,074
化学工業製品	4	668	1,964,494
石油製品・石炭製品	1	4	×
プラスチック製品	13	740	2,177,452
ゴ ム 製 品	5	123	901,854
なめし革・同製品・毛皮	1	9	×
窯 業 ・ 土 石 製 品	13	136	279,899
鉄 鋼	1	420	×
非 鉄 金 属	9	274	788,556
金 属 製 品	25	835	2,163,839
はん用機械器具	3	211	446,742
生産用機械器具	24	445	698,097
業務用機械器具	4	233	722,773
電子部品・デバイス	8	398	745,872
電気機械器具	31	4,020	14,604,709
輸送用機械器具	24	1,821	4,018,303
そ の 他 の 製 品	7	219	225,759
合 計	267	12,281	35,438,610

注1) 「×」は事業所数が少なく特定が容易である等、公表できない数値を示しています。

注2) 事業所数は、従業者が4名以上の事業所を示しています。

出典：中津川市「中津川市統計書（平成30年度版（2018年度版）」p.17の表5-4を加工して作成

#### (4) 商 業

本市の商店数、従業者数及び年間商品販売額を表 2-1-12 に示します。

卸売業の商店数及び従業者数は平成 26 年に増加していますが、平成 28 年ではいずれも減少しています。また、年間商品販売額は平成 24 年から増加を続けています。

小売業の商店数は、平成 26 年度に減少しましたが、平成 28 年度は増加しています。従業者数は平成 24 年より減少を続けていますが、年間商品販売額は平成 24 年から増加を続けています。

表 2-1-12 商業（卸売業，小売業）の推移

年 度		商店数 (店舗)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
卸 売 業	平成24年	126	841	36,467
	平成26年	140	979	46,815
	平成28年	134	959	48,001
小 売 業	平成24年	666	4,336	70,985
	平成26年	632	4,301	79,963
	平成28年	646	4,012	83,253
合 計	平成24年	792	5,177	107,452
	平成26年	772	5,280	126,779
	平成28年	780	4,971	131,253

注) 平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在の数値です。  
出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」 p. 15 の表 5-1 を加工して作成

(5) 観 光

本市の観光地別の観光入込客数を表 2-1-13 に示します。

総観光入込客数は、平成 25 年度の 287 万 3 千人から年々増加傾向となっており、平成 29 年は 368 万 9 千人となっています。

平成 29 年の主な観光地における観光入込客数は馬籠宿の 68 万 3 千人が最も多く、次に道の駅「花街道付知」の 37 万 3 千人、道の駅「賤母」の 32 万 8 千人の順になっています。

表 2-1-13 観光地別観光入込客数の推移

(単位：千人)

主な観光地		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
中津川	中山道	326	326	326	326	326
	にぎわい特産館	114	143	161	203	221
	ちこり村	281	290	297	260	302
	根の上高原	106	106	97	81	82
	苗木城跡	14	26	45	47	77
	クアリゾート湯舟沢	151	142	147	139	127
	ふれあい牧場	44	45	42	37	35
坂下	道の駅「きりら坂下」	161	147	96	113	126
	椈の湖ふれあい村・椈の湖オートキャンプ場	30	31	28	30	29
川上	夕森公園	151	116	145	140	135
	道の駅「五木のやかた」	27	24	26	66	60
加子母	明治座	15	9	3	14	22
	道の駅「加子母」	148	153	210	314	303
付知	不動公園	97	102	78	99	82
	付知峡倉屋温泉	161	159	164	164	149
	付知地区キャンプ場	43	40	47	49	46
	道の駅「花街道付知」	92	165	196	378	373
福岡	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場	9	13	13	13	14
蛭川	恵那峡ワンダーランド	96	70	86	78	67
	博石館	80	75	84	96	102
山口	馬籠宿	543	580	634	683	683
	道の駅「賤母」	184	169	182	322	328
合 計		2,873	2,931	3,107	3,652	3,689

出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」） p. 25 の表 8-1 を加工して作成



## 7 土地利用の状況

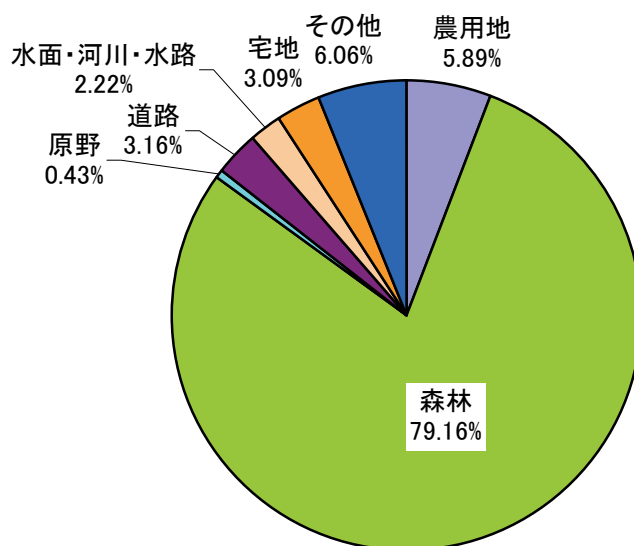
本市における地目別面積を表 2-1-14 及び図 2-1-6 に示します。

本市は、森林が約 8 割を占めており、市街地は J R 中央本線と一般国道 19 号に囲まれた平地部を中心に広がっています。

表 2-1-14 地目別面積（平成 29 年 10 月 1 日現在）

項目	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)
農用地	39.84	5.89
森林	535.49	79.16
原野	2.93	0.43
道路	21.35	3.16
水面・河川・水路	14.99	2.22
宅地	20.88	3.09
その他	40.97	6.06
総計	676.45	100.01

出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」 p.2 の表 1-7 を加工して作成



出典：中津川市「中津川市統計書（平成 30 年度版（2018 年度版）」 p.2 の表 1-7 を加工して作成  
図 2-1-6 地目別面積（平成 29 年 10 月 1 日現在）

## 上位・関連計画

### 1 中津川市総合計画（平成27年度～平成38年度（令和8年度））基本構想

本市の総合計画では、以下のような将来都市像等を掲げています。

#### (1) 将来都市像

平成27年度からリニア開業前年度の令和8年度までは、新たな時代の交通の要衝、産業拠点のまちとしての期待が膨らんでいます。この期待に応える取り組みを推進するためには、市民の総力を結集することはもちろんのこと、他の自治体との連携を強力に推し進め、広域連携の要としてさらなる情報集積と積極的な情報発信を推進する「開かれたまち」となることが求められます。

そのうえで、「中津川市らしさ」という当市の魅力をさらにのばすために、次の将来都市像を設定します。

「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」

#### (2) 計画の期間

基本構想の計画期間は、平成27年度から令和8年度までの12年間とします。

#### (3) 3つの基本理念と12の政策分野

##### 1) 人々が かがやくまち 中津川

- ①将来を担う人材が育つまち
- ②健康に暮らせるまち
- ③温かい福祉のまち
- ④地域の活力があるまち
- ⑤いきいきと暮らせるまち
- ⑥歴史や文化に魅力があるまち。

2) やすらぐ自然に つつまれたまち 中津川

⑦災害に強い安全なまち

⑧きれいで豊かな自然を守るまち

【自然環境保全】【再生可能エネルギー推進】【ごみ・し尿対策】【斎場・墓地】

3) 活気あふれるまち 中津川

⑨働く場があり住み続けられるまち

⑩便利に暮らせるまち

⑪世界に向けて情報発信するまち

⑫市外との交流が盛んで、訪れたいくなるまち

【ごみ・し尿対策】

本市においては、衛生施設が老朽化しており、循環型社会を支える基盤を良好な状態に保つための対応が求められています。このため、ごみの資源化・減量化に向けた啓発やPR活動を強化するとともに、市民の声を聞きながらごみの有料化、ごみ処理手数料の見直しを進めます。加えて、環境センターの延命化、新たなリサイクルセンター施設整備などの計画的な施設整備を進めます。

また、警察や地域と連携して、不法投棄をさせないための仕組みづくりや、不法投棄防止の啓発を推進します。

『ごみ・し尿対策の主な内容』

- ・ ごみの減量化・資源化
- ・ 衛生施設の計画的な整備管理
- ・ 資源循環型社会の推進
- ・ 不法投棄の防止

## 2 第三次中津川市環境基本計画（2016-2025）

第三次中津川市環境基本計画では、以下のような計画の将来像を掲げています。

### (1) 計画の将来像

計画の将来像は、本市のやすらぎ美しい自然を守り、生活環境、自然環境、地域環境にやさしい取組みを通じて、活気にあふれ魅力あるまちをつくり、その恵みを将来にしっかりと引き継いでいくことを目指して決めました。

#### 【キーワード】

自然共生：自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。

循環：家庭や事業活動から排出される廃棄物などを減らし、できる限り再資源化します。

低炭素：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減します。

魅力あふれるまち：良好な生活環境の保全と地域活性化の取組みを両立させ、魅力あるまちを将来につなぎます。

第三次中津川市環境基本計画で掲げる中津川市の将来の環境像  
「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川」

### (2) 5本の柱と基本方針

5本の柱	基本方針
自然共生地域づくり	自然を守る仕組みをつくる
	自然を調べ理解する
	自然を保全する
	自然を活かす
循環型地域づくり	ごみ減量化の推進
	3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進
	環境に配慮した適正処理・処分
	地域資源の循環的活用
低炭素地域づくり	エネルギーの効率的な利用促進
	再生可能エネルギーの導入促進
	交通の低炭素化
	森林による二酸化炭素の吸収源対策
安全安心な環境づくり	健康で安全な環境づくり
	快適で安心な環境づくり
環境保全に向けた人づくり	環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり
	多様な主体による環境教育・環境学習の推進

(3) 計画期間

平成 28 年度～平成 37 年度（令和 7 年度）

(4) 循環型地域づくりに関する施策

基本方針（1）ごみ減量化の推進	
①ごみ減量化の普及啓発	・ごみ減量化の普及啓発
	・住みよい環境づくり推進員との連携
	・事業者に向けた普及啓発
	・事業系ごみの排出管理の推進
②ごみ処理手数料の有料化	・ごみ処理手数料有料化の導入
③市民・事業者・行政による協働の取組みの推進	・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組みの推進
④生ごみの有効利用の促進	・食品ロス削減の普及啓発
	・段ボールコンポスト等の普及推進
⑤レジ袋削減・詰替商品の選択促進	・レジ袋削減の取組みの推進
	・詰替商品の選択の普及啓発
基本方針（2）3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進	
①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進	・集団資源回収奨励金制度の実施
	・リサイクルボックスの利用促進
	・使用済製品等の店頭回収の促進
②資源ごみの回収・利用の推進	・缶類・ビン類・ペットボトル類の分別回収
	・雑がみの回収
	・衣類・布類の回収
③新たな回収拠点（新リサイクルセンター）の活用促進	・新リサイクルセンターの充実した活用
	・使用済小型家電の資源化
	・大型ごみのリユース販売の実施
	・不用品紹介制度の検討
基本方針（3）環境に配慮した適正処理・処分	
①ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分	・ごみ処理施設の適正処理・管理
	・し尿処理施設の適正処理・管理
	・新衛生センターの建設
	・将来に向けた処理施設等の計画検討
②生活排水処理施設整備と適正管理	・公共下水処理場の適正な運用と維持管理
	・特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理
	・農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理
③不法投棄防止に向けた対応	・不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化
	・住みよい環境づくり推進員との連携
	・不法投棄監視パトロールの実施

基本方針（4）地域資源の循環的活用	
①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり	・刈草・剪定枝の有効活用（堆肥化）
	・公共事業から発生する木の有効活用（燃料化）
	・製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり
	・薪・ペレットストーブの導入促進
	・木材の搬出促進

重点プロジェクト	
①ごみ減量化と3R（スリーアール）の推進	・ごみ減量に関する広報活動の充実
	・ごみ処理手数料の有料化の導入
	・地域と協力した啓発活動の推進
	・雑がみ・布類のリユース・リサイクルの推進
	・刈草・剪定枝などの堆肥化
②木質バイオマスの循環的利用の仕組みづくり	・木質バイオマスの予想発生量、利用状況等に関する調査
	・木質バイオマス利用に向けた研究
	・木質バイオマスの供給促進の仕組みづくり
	・薪・ペレットストーブの導入促進

#### (5) 指 標

基本方針	指標	現況値	目標値
ごみ減量化の推進	総ごみ排出量/年 (家庭ごみ+事業ごみ+集団資源回収)	30,339t/年	26,736 t /年
	総ごみ量を 11.9%減らします		
	家庭ごみ排出量/年	23,419 t /年	20,460 t /年
	家庭ごみを 12.6%減らします		
3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進	集団資源回収量/年	3,701t/年	3,473t/年
	人口減少の影響を上回る水準を維持します		
環境に配慮した適正処理・処分	最終埋立量/年	2,420 t /年	2,150 t /年
	焼却灰などの埋立量を 11.2%減らします		
地域資源の循環的活用	木質バイオマスを燃料とした薪・ペレットストーブ設置件数	0 件	延 200 件
	毎年 20 件を目処に設置を促進します		

### 3 中津川市地球温暖化対策実行計画（第三次中津川市環境基本計画 第7章）

本市の地球温暖化対策実行計画は、第三次中津川市環境基本計画の第7章で「低炭素地域づくりに関する施策」としてまとめられています。なお、この第7章は「中津川市地球温暖化対策実行計画」だけではなく、「省エネ節電計画」、「地域新エネルギービジョン」、「再生可能エネルギー導入推進計画」を内包した内容となっています。

地球温暖化対策実行計画は「区域施策編」と「事務事業編」の2つの構成に分けられます。

区域施策編は、本市の自然的社会的条件に応じて市域全体の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画を策定するもので、家庭部門、業務部門、運輸部門などが対象となっています。

事務事業編は、市役所自らの事務活動・事業活動にともない発生する温室効果ガスの削減計画を策定するもので、主として公共施設、市立の幼稚園・保育園、小中学校、公立病院などが対象となります。

なお、本市では対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとしています。

#### (1) 低炭素地域づくりの目標（将来の環境像）

自然の資源を活用した低炭素で活力ある地域づくり

#### (2) 温室効果ガス削減の将来目標値

区域施策編；

令和7年度（2025年度）までに平成24年度（2012年度）比で19%削減  
718千t-CO<sub>2</sub>/年 → 594千t-CO<sub>2</sub>/年

事務事業編；

令和7年度（2025年度）までに平成26年度（2014年度）比で11%削減  
27,519t-CO<sub>2</sub>/年 → 24,491t-CO<sub>2</sub>/年

### (3) 低炭素地域づくりの基本方針と施策体系

基本方針 エネルギーの効率的な利用促進	
①家庭や事業活動における省エネルギーの推進	・家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進
	・家庭や事業所における省エネルギー診断の推進
	・道路・街路灯などの高効率化の推進
	・木造産直スマートハウスの開発
②行政の率先的な省エネルギー活動の推進	・庁舎における省エネルギー活動の推進
	・市職員ノーカーデーの実施
	・省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進
	・道路・街路灯などの高効率化の推進

基本方針 再生可能エネルギーの導入促進	
①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進	・住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施
	・公共施設への太陽光発電等の率先導入
②小水力発電の導入促進	・小水力発電導入に向けた補助制度の実施
	・小水力発電所の開発事業
③木質バイオマスの利用促進	・木質バイオマス熱利用機器の普及・促進
④再生可能エネルギーを活用した防災対策	・防災拠点となる地域事務所・地域総合事務所への導入
	・避難所となる小中学校等への導入
⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化	・再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出

基本方針 交通の低炭素化	
①エコカーの普及促進	・エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進
	・エコドライブの推進
②交通インフラの低炭素化	・交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備
	・道路・街路灯などの高効率化の推進
	・市道「青木斧戸線」の建設
	・リニア中央新幹線開通に向けた新たな幹線道路の建設
③環境にやさしい交通システムの促進	・予約型コミュニティバスの運行
	・エコ通勤の推進
	・自家用車を使わない観光の推進

基本方針 森林による二酸化炭素の吸収源対策	
①健全な森づくりの推進	・市有林の整備の推進
	・民有林の整備の推進
	・民有林での木材搬出に関する補助の実施
②カーボン・オフセットの推進	・カーボン・オフセットの推進



# 第3章 ごみ処理の状況

## 3 - 1

### ごみ処理の概要

#### 1 処理対象ごみ

処理の対象となるごみの区分と処理・処分の概要を以下に示します。

##### (1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、大きく分けて「燃えるごみ」「燃えないごみ」「大型ごみ」「有害ごみ」「硬質ごみ」及び「資源ごみ」に分けられています。このうち、「資源ごみ」は、市が収集する「資源ごみ（缶類、ビン類、ペットボトル等）」とリサイクルボックスや集団資源回収により回収する「資源となるごみ（新聞紙・段ボール・雑誌、雑がみ、牛乳パック、食品トレイ（白色）、布類等）」に区分しています。

##### (2) 燃えるごみ

家庭から排出される燃えるごみについては、本市及び委託業者により収集、または直接搬入によって回収しており、事業所から排出される燃えるごみについては、許可業者による収集、または直接搬入により回収しています。

これらの燃えるごみは環境センターの焼却処理施設に搬入され、ガス化炉で熱した砂の中へ入れ、可燃ガスに分解して熔融炉へ送り、高熱で溶かして処理しています。

##### (3) 燃えないごみ

家庭から排出される燃えないごみについては、市及び委託業者により収集、または直接搬入によって回収しています。

これらは、環境センターへ搬入され、破砕機で細かく砕いた後、鉄及びアルミ

を回収し、それぞれ民間業者へ引渡して資源化されています。残ったものは燃えるごみと一緒に熔融処理を行っています。

なお、焼却後の灰と不燃物は、最終処分場へ搬入し、埋立処分を行っています。

#### (4) 大型ごみ

家庭から排出される大型ごみについては、市及び委託業者により収集、または直接搬入によって回収しています。

これらは、環境センターへ搬入され、可燃物と不燃物に選別した後、可燃性大型ごみは破砕機で細かく砕き、燃えるごみと同様に熔融処理を行っています。

不燃性大型ごみについては、破砕機で細かく砕いた後、鉄及びアルミを回収し、それぞれ民間業者へ引渡して資源化されています。残ったものは燃えるごみと一緒に熔融処理を行っています。焼却後の灰と不燃物は、最終処分場へ搬入し、埋立処分を行っています。

#### (5) 有害ごみ

有害ごみ（スプレー缶・カセットボンベ、電池類、ライター、蛍光管、水銀体温計など）については、市及び委託業者による収集によって回収された後、リサイクルセンターへ搬入され、選別・保管した後、それぞれ民間業者への委託により資源化されています。

#### (6) 硬質ごみ

硬質ごみ（電線・導線・針金、鋼板類、鉄筋、鉄塊類、スチールパイプ類及び工具類など）については、市及び委託業者による収集によって回収された後、リサイクルセンターへ搬入され、選別・破砕・圧縮等の処理を行った後、それぞれ民間業者に引渡して資源化されています。

#### (7) 資源ごみ

家庭から排出される資源ごみについては、市及び委託業者により収集、または直接搬入によって回収しており、事業所から排出される資源ごみについては、許可業者による収集、または直接搬入により回収しています。

これらの資源ごみのうち、アルミ缶・スチール缶及びガラス類はリサイクルセンターへ搬入され、選別・破碎・圧縮等の処理を行った後、それぞれ民間業者に引渡して資源化されています。

ペットボトルは、リサイクルセンターで選別・減容等した後、容器包装リサイクル協会に引渡して、資源化されています。

新聞紙・段ボール・雑誌、雑がみ、牛乳パック、食品トレイ（白色）、布類等は、市内の自治会等で管理しているリサイクルボックスや集団資源回収によって回収しており、それぞれ民間業者に引渡して資源化されています。

廃食用油（使用済みてんぷら油）はリサイクルセンターに直接持込されたものを保管し、民間業者に引渡して資源化しています。

## 2 ごみ排出量の実績及びその性状

### (1) ごみの分別区分

本市におけるごみの分別品目及び収集回数を次に示します。

表 3-1-1 ごみの分別区分及び収集頻度等（平成 31 年 4 月現在）

区分・品目		品 目	収集回数	排出方法
燃えるごみ		紙くず、 <sup>ちゅうがい</sup> 厨芥類（生ごみ）、プラスチック類、ゴム・革類、布類、木竹類など	週 2 回	<sup>ちゅうがい</sup> 厨芥類（生ごみ）は水分をよく切って市の指定袋で排出
燃えないごみ		陶器類、ガラス類、家電製品（家電リサイクル法対象品及びパソコンリサイクル対象品以外）、LED・電球等、刃物類、金物類など	月 1 回	市の指定袋で排出
大型ごみ		家具類、スポーツ用品、大型鉄鋼製品、大型家電製品（家電リサイクル法対象品及びパソコンリサイクル対象品以外）などの市の指定袋に入らない大きさで、140cm×90cm×200cm（角材・丸太は 10cm×10cm×100cm）以下のもの	月 1 回 （事前に申込み）	1 点につき 1 枚のシール（500 円）を貼り、指定された場所に排出
有害ごみ		スプレー缶・カセットボンベ等、電池類（ボタン電池）、ライター、蛍光灯・水銀体温計など	年 4 回 ～月 1 回	スプレー缶、カセットボンベは穴を開け、指定のコンテナへ排出
硬質ごみ		電線・導線・針金、鋼板類、鉄筋類、鉄塊類、スチールパイプ類、工具類など	月 1 回	指定のコンテナへ排出
資源 <small>バイ</small> み	缶 類	飲料缶、缶詰、菓子缶、海苔缶など	月 1 回他	中身を取り除いて水洗いし、指定のコンテナに排出
	ペットボトル	PETマークのあるペットボトル		ラベルとキャップを取り除き、水洗いして、指定のコンテナへ排出
	ビン 類	茶色ビン、透明ビン、青・黒・緑のビン		キャップを外し、水洗いして、色別に指定のコンテナへ排出
	新聞紙・段ボール・雑誌	新聞紙、段ボール、雑誌		ヒモで十字にしぼるなどしてリサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	雑がみ	封筒、菓子箱、包装紙、パンフレット、紙製ファイル（金属・プラスチックは外す）		紙袋にまとめるか、ヒモで十字にしぼるなどしてリサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	牛乳パック	牛乳パック		よく洗って、切り開き、乾かしてからリサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	食品トレイ（白色）	食品用の発泡スチロールトレイ		よく洗い、リサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	衣類・布類	衣類・肌着、毛布、シーツ、着物、カーテン、タオル、バスタオル、タオルケット、ダウンジャケットなど		年 3 回 （3 ヶ月）
廃食用油		廃食用油（使用済み天ぷら油）	—	リサイクルセンターに排出（直接持込）

## (2) 収集・処理対象外ごみ

本市では「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（ブラウン管・液晶・プラズマ方式等のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象（パソコン及びディスプレイ等）及び特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物等については、収集・処理対象外のごみとしています。

収集・処理対象外ごみは、市及び委託業者による収集や、中間処理を行わないため、適正な排出方法の周知・啓発を行なっています。

収集・処理対象外ごみの種類を表 3-1-2 に示します。

表 3-1-2 収集・処理対象外ごみ

区分・品目	収集・処理対象外ごみ	排出方法
分別していないごみ、最大サイズを超える大型ごみ	分別していない混合ごみ、 140cm×90cm×200cm（角材・丸太は10cm×10cm×100cm）以上のもの	分別をして再度排出しなおすか、購入先または専門業者に処理を依頼する
毒性ごみ	薬品・劇薬、塗料、農薬など	販売店または専門業者に処理を依頼する
危険性ごみ	消化器、ガスボンベ、ガソリン・灯油など	販売店または専門業者に処理を依頼する
医療用器具	注射器・注射針など	受診している医療機関へ相談する
自動車部品・オートバイ部品	タイヤ、ホイール、オイル、バッテリーなど	販売店または専門業者に処理を依頼する
農林業用具など	ビニールハウス、マルチ、草刈機など	販売店または専門業者に処理を依頼する
土砂類	砂・土、瓦、石、レンガ、コンクリート、灰など	販売店または専門業者に処理を依頼する
建築廃材	家屋を解体した廃材、ボードなど	販売店または専門業者に処理を依頼する
その他の適正処理困難物	耐火金庫、電気カーペット、電気毛布、除湿器（フロン使用）など	販売店または専門業者に処理を依頼する
家電リサイクル法対象品	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン（室外機）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか指定引取所に持ち込む
パソコンリサイクル対象品	デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ	製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン3R推進協会に問い合わせる

※パソコンについては使用済小型家電と合わせて令和元年 11 月から事業者と協定を締結して宅配便による個別回収も実施しています。

### (3) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の実績を表 3-1-3、人口及び排出区分排出量の推移を図 3-1-1 に示します。

本市のごみの総排出量（集団資源回収量を含む）は、人口の減少や各種施策等の効果により、減少傾向にありましたが、ごみの処理にかかる費用の一部をごみ処理手数料として有料化する制度を平成 29 年度より導入したことにより、平成 28 年度が有料化直前の駆け込み排出により一時的に増加したものの、平成 29 年度以降は大幅に減少しています。

また、全市域を対象として、地域住民による資源回収（集団資源回収）に対する奨励金の交付を行ってありますが、その回収量は減少傾向にあり、平成 30 年度には 3,060 t/年となっています。

集団資源回収を除いた生活系ごみについても、ごみ処理手数料制度の導入によって、平成 29 年度以降は減少傾向にあり、平成 30 年度には 17,649 t/年となっています。

事業系ごみについては、平成 25 年度や同 27 年度など、減少している年度もありますが、全体的に増加傾向にあり、平成 30 年度には 6,908 t/年となっています。

なお、分別・収集区分ごとの内訳は表 3-1-4 に示すとおりです。

表 3-1-3 ごみ排出量の実績

項 目	単位	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口	人	84,056	83,567	83,024	82,387	81,820	81,108	80,436	79,775	79,093	78,486
生活系ごみ(集団資源回収を除く)	t/年	20,903	20,722	20,734	20,156	20,084	19,721	19,962	20,383	18,458	17,649
事業系ごみ	t/年	6,156	6,233	6,533	6,969	6,748	6,920	6,669	6,823	6,826	6,908
集団資源回収	t/年	3,725	3,872	3,816	3,767	3,668	3,701	3,774	3,197	3,431	3,060
総排出量	t/年	30,783	30,827	31,084	30,892	30,501	30,342	30,405	30,403	28,715	27,617
集団資源回収を除く排出量	t/年	27,059	26,955	27,267	27,125	26,832	26,641	26,631	27,206	25,284	24,557
1人1日あたり排出量	g/人・日	1,003	1,011	1,023	1,027	1,021	1,025	1,033	1,044	995	964
1人1日あたり排出量 (集団資源回収除く)	g/人・日	882	884	897	902	898	900	905	934	876	857
1人1日あたり排出量 (事業系ごみ・集団資源回収除く)	g/人・日	681	679	682	670	673	666	678	700	639	616

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

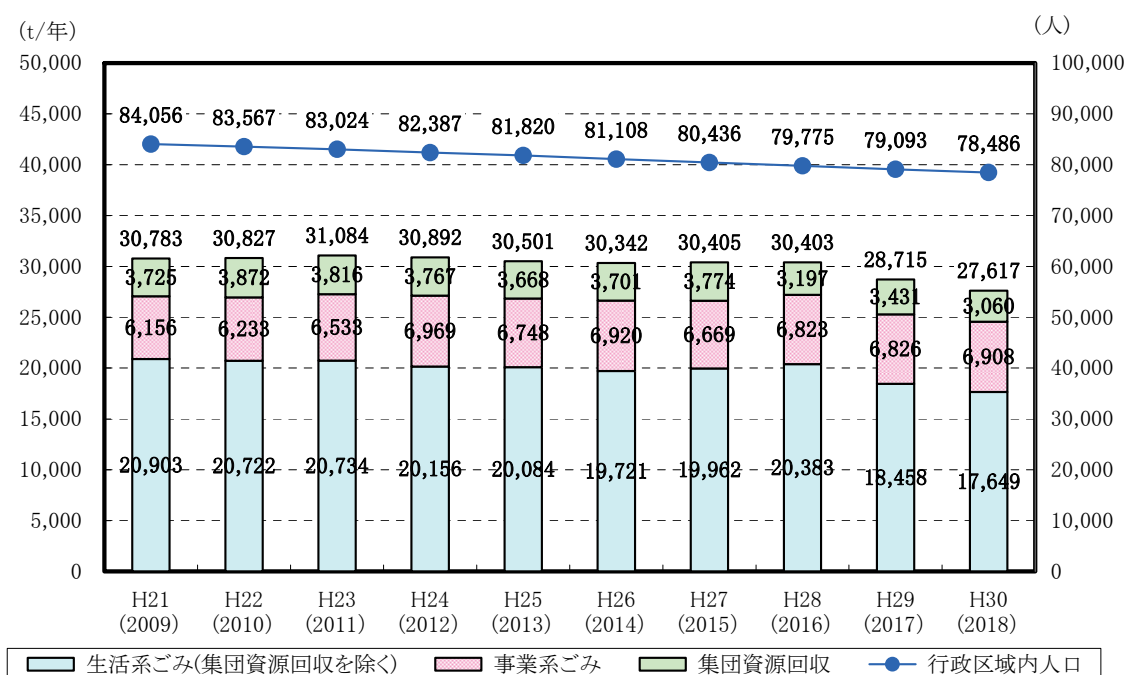


図 3-1-1 人口及び排出区分排出量の推移

表 3-1-4 分別・収集区分別排出量の実績

区 分	単位	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
人口等	行政区域内人口	人	84,056	83,567	83,024	82,387	81,820	81,108	80,436	79,775	79,093	78,486
	計画収集人口	人	84,056	83,567	83,024	82,387	81,820	81,108	80,436	79,775	79,093	78,486
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活系ごみ	生活系ごみ年間排出量	t/年	24,628	24,594	24,550	23,923	23,752	23,422	23,736	23,580	21,889	20,709
	燃えるごみ	t/年	16,400	16,257	16,490	16,410	16,212	15,963	15,387	15,381	15,225	14,108
	燃えないごみ	t/年	921	872	738	675	704	646	685	697	704	636
	大型ごみ	t/年	83	69	69	71	88	85	102	183	18	19
	資源ごみ	t/年	1,210	1,103	1,059	1,100	961	895	958	839	817	806
	ビン類(透明)	t/年	284	279	252	307	276	251	277	251	245	223
	ビン類(茶色)	t/年	258	256	235	265	231	234	229	231	200	204
	ビン類(その他)	t/年	121	98	150	139	108	96	150	96	91	110
	缶類	t/年	232	242	209	191	178	160	151	123	141	122
	ペットボトル類	t/年	170	181	166	166	160	147	145	134	136	142
	牛乳パック	t/年	105	8	8	7	6	4	5	2	1	2
	スチロール(食品トレイ)	t/年	40	39	39	25	2	2	2	2	2	2
	硬質ごみ	t/年	16	52	39	183	9	10	491	3	52	53
	粗大系	t/年	5	43	29	176	0	1	485	3	52	47
	被覆線	t/年	11	9	10	7	9	9	6	1	0	6
	有害ごみ	t/年	65	46	54	53	58	54	51	48	47	35
	蛍光灯	t/年	26	20	17	18	17	20	18	17	16	9
	乾電池	t/年	39	27	37	35	40	34	33	32	31	26
	その他	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直接搬入燃えるごみ	t/年	131	130	179	209	300	353	353	448	396	340
	直接搬入燃えないごみ	t/年	49	54	71	78	66	88	107	112	141	170
	直接搬入大型ごみ	t/年	1,062	1,142	1,223	1,373	1,682	1,628	1,790	2,632	1,018	1,434
	集団資源回収量	t/年	3,725	3,872	3,816	3,767	3,668	3,701	3,774	3,197	3,431	3,060
	新聞紙	t/年	1,976	1,780	1,582	1,562	1,496	1,545	1,546	1,308	1,310	1,100
	段ボール	t/年	737	901	1,031	1,047	1,077	1,066	1,084	943	1,072	1,027
	雑誌	t/年	859	1,032	1,039	1,009	950	942	1,001	828	926	824
	布類	t/年	105	115	117	106	99	105	100	77	83	72
	ビン類	t/年	25	22	24	21	22	21	17	16	14	13
	缶類	t/年	16	16	18	17	19	18	20	19	22	20
	ケース	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
牛乳パック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	
その他	t/年	7	6	6	5	5	4	5	5	-	-	
リサイクルボックス	t/年	963	994	809	-	-	-	-	-	-	-	
拠点回収	t/年	2	4	4	4	5	2	36	41	38	48	
雑がみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	
布類(衣類)	t/年	-	-	-	-	-	-	31	36	35	43	
廃食用油	t/年	2	4	4	4	5	2	5	2	0	2	
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業系ごみ	事業系ごみ年間排出量	t/年	6,156	6,233	6,533	6,969	6,748	6,920	6,669	6,823	6,826	6,908
	燃えるごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	燃えないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大型ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直接搬入燃えるごみ	t/年	5,715	5,790	6,045	6,205	6,272	6,319	6,269	6,365	6,331	6,350
	直接搬入燃えないごみ	t/年	102	108	101	104	86	105	82	77	80	107
直接搬入大型ごみ	t/年	339	335	387	660	390	496	317	381	415	452	
年間総ごみ排出量	t/年	30,783	30,827	31,084	30,892	30,501	30,342	30,405	30,403	28,715	27,617	
減量化指数(H24:30,892t/年を100とする)		100	100	101	100	99	98	98	98	93	89	

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。



(4) ごみ質の実績

中津川市環境センターでは、毎年燃えるごみの組成分析調査を行っています。  
組成分析結果は表 3-1-5 及び図 3-1-2 に示すとおりです。

紙・布類とビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類で約 7 割を占めています。

表 3-1-5 燃えるごみの組成分析結果

項目	単位	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	平均	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
ごみ組成	紙・布類	%	46.2	43.0	45.8	41.3	41.4	37.2	37.9	37.0	39.3	36.2	40.5
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	%	29.8	28.5	20.7	29.5	32.2	25.4	24.5	29.4	30.0	32.6	28.3
	木・竹・わら類	%	10.6	8.8	13.2	9.9	14.2	14.7	17.2	14.0	12.4	13.6	12.9
	ちゅうかい 厨 芥類	%	6.1	9.6	8.4	11.6	4.1	9.8	9.3	10.3	9.4	9.9	8.9
	不燃物類	%	3.2	5.9	7.2	3.5	5.4	7.4	5.6	4.5	4.0	3.8	5.1
	その他	%	4.2	4.4	4.7	4.3	2.8	5.5	5.5	4.9	5.0	4.0	4.5
	計	%	100.1	100.2	100.0	100.1	100.1	100.0	100.0	100.1	100.1	100.1	100.1
単位体積重量	kg/m <sup>3</sup>	165.8	165.8	178.3	175.0	154.3	171.0	152.0	195.0	197.0	138.0	169.2	
三成分	水分	%	40.3	47.3	43.0	41.4	41.8	44.9	45.6	49.0	45.2	43.5	44.2
	灰分	%	14.1	10.2	12.8	9.8	9.6	10.3	12.0	9.0	8.7	8.2	10.5
	可燃分	%	45.7	42.5	44.3	48.9	48.7	44.8	42.4	42.0	46.1	48.3	45.4
低位発熱量 (計算値)	kJ/kg	7,593	7,593	7,258	8,168	7,990	7,300	6,845	6,683	7,548	8,013	7,499	
元素組成	炭素	%	23.43	23.30	23.03	27.08	29.18	24.60	21.80	21.50	24.40	25.40	24.37
	水素	%	3.35	3.48	3.40	4.05	4.45	3.70	3.20	3.20	3.60	3.80	3.62
	窒素	%	0.52	0.58	0.62	0.75	0.53	0.60	0.50	0.60	0.50	0.50	0.57
	酸素	%	18.18	14.83	16.93	16.78	14.30	15.70	16.70	16.30	17.40	18.40	16.55
	塩素	%	0.22	0.36	0.31	0.16	0.20	0.30	0.30	0.40	0.30	0.30	0.29
	硫黄	%	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

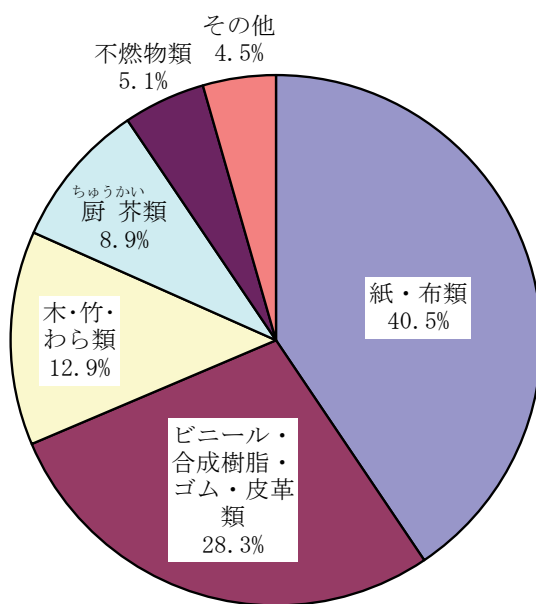


図 3-1-2 燃えるごみの組成 (過去 10 年間平均値)

### 3 ごみの減量化・再生利用の実績

#### (1) 資源物等回収の状況

本市の資源物等の回収状況を表 3-1-6 に示します。

資源物等の回収量は、新技術によりビールビンやペットボトル等の軽量化を図るなど、企業努力によって製品の生産に必要な資源の投入量を減らしている状況もあり、全体的に減少傾向となっています。

表 3-1-6 資源物等の回収状況

(単位：t/年)

項目	実績									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ビン類(透明)	284	279	252	307	276	251	277	251	245	223
ビン類(茶)	258	256	235	265	231	234	229	231	200	204
ビン類(その他)	121	98	150	139	108	96	150	96	91	110
缶類	232	242	209	191	178	160	151	123	141	122
ペットボトル	170	181	166	166	160	147	145	134	136	142
牛乳パック	105	8	8	7	6	4	5	2	1	2
食品トレイ	40	39	39	25	2	2	2	2	2	2
有害ごみ(乾電池)	39	27	37	35	40	34	33	32	31	26
有害ごみ(蛍光管)	26	20	17	18	17	20	18	17	16	9
硬質ごみ(粗大系)	5	43	29	176	0	1	485	3	52	47
硬質ごみ(被覆線)	11	9	10	7	9	9	6	1	0	6
合計	1,292	1,201	1,152	1,336	1,027	959	1,500	891	916	894

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(2) 集団資源回収の状況

本市の集団資源回収の状況を表 3-1-7 に示します。

近年、リサイクルへの意識が高まる中、地域のリサイクルボックスやスーパーの店頭回収等、自己のライフスタイルにあった排出方法が選択できるようになっていることもあり、集団資源回収量も全体的に減少傾向となっています。

本市では、平成 13 年度から集団資源回収への報奨金の制度を開始し、幼保園や小中学校の PTA、子供会、地域の自治会など、集団資源回収を積極的に行なっている団体に対して報奨金を交付することにより、ごみ減量及びごみ問題に対する市民の意識を高揚し、資源の有効利用を図っています。

対象品目は古紙類（新聞紙、段ボール、雑誌（雑がみ）、牛乳パック）、布類、ビン類、缶類、その他市長が認めるものです。報奨額は 1 kg あたり 5 円（令和元年度現在）を交付しています。

表 3-1-7 集団資源回収の実績

(単位：t/年)

項 目	実 績									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
新聞紙	1,976	1,780	1,582	1,562	1,496	1,545	1,546	1,308	1,310	1,100
段ボール	737	901	1,031	1,047	1,077	1,066	1,084	943	1,072	1,027
雑 誌	859	1,032	1,039	1,009	950	942	1,001	828	926	824
布 類	105	115	117	106	99	105	100	77	83	72
ビン類	25	22	24	21	22	21	17	16	14	13
缶類	16	16	18	17	19	18	20	19	22	20
ケース	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
牛乳パック	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
その他	7	6	6	5	5	4	5	5	—	—
合 計	3,725	3,872	3,816	3,767	3,668	3,701	3,774	3,197	3,431	3,060

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(3) リサイクルボックスの状況

紙ごみ等の再資源化を推進するため、市内 55 箇所（平成 30 年度現在）にリサイクルボックスを設置しています。

リサイクルボックスでは、主に新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボールを回収し、資源の循環を図っています。

主なリサイクルボックスの状況を表 3-1-8 に示します。

表 3-1-8 リサイクルボックスの状況と回収品目

設置場所	回収品目								開放時間等
	新聞紙	雑誌	雑がみ	段ボール	食品トレイ	牛乳パック	缶	古布	
中津川市役所東側駐車場 (サーラちゃんボックス)	○	○	○	○	○	○	×	×	常時
中央公民館 (かやの木教室敷地内)	○	○	○	○	×	×	×	×	常時
サン・ライフ中津川	○	○	○	○	○	×	×	×	常時
中津 桃山区(桃山公園駐車場)	○	○	○	○	○	○	×	×	常時
中津 一色区 (一色公園)	○	○	×	○	×	×	×	×	日曜 9時～正午
中津 第16区 (大明神トンネル上)	○	○	○	○	×	○	×	×	常時
中津 銭亀区 (銭亀クラブ)	○	○	○	○	×	×	×	×	常時
中津 第1区 (手賀野字小向)	○	○	○	○	×	×	×	×	第1日曜日 資源ごみの日 8～16時
中津 第8区 (本町広場)	○	○	×	○	×	×	×	×	常時
中津 山手区 (山手クラブ)	○	○	○	○	×	×	×	×	常時
苗木事務所	○	○	○	○	×	○	×	×	常時 (12/29～1/3は休止)
坂本事務所	○	○	○	○	○	○	×	×	8:30～17:15
茄子川 (茄子川地域振興財団)	○	○	○	○	×	×	×	×	常時
山口総合事務所	○	○	×	○	×	×	×	×	常時
馬籠 (馬籠自然休養村センター)	○	○	×	○	×	○	×	×	常時
川上 (川上自然休養村センター)	○	○	○	○	×	○	○	×	常時
川上小学校	○	○	○	○	×	○	○	×	常時
加子母保育園	○	○	×	○	×	×	×	×	常時
付知リサイクル資源倉庫	○	○	○	○	×	○	○	×	第1、3日曜日 8～12時
付知中学校横	○	○	○	○	×	×	×	×	常時
福岡 (福岡交番南)	○	○	○	○	×	○	×	○	常時
田瀬 (北消防署)	○	○	○	○	○	○	×	○	常時
下野 (下野区民会館)	○	○	○	○	×	○	×	○	常時
高山 (高山区民会館)	○	○	○	○	×	○	×	○	常時
蛭川総合事務所	○	○	○	○	○	○	×	×	常時

※地区管理のリサイクルボックスは、このほかにも設置されています。

### (3) 出前講座

本市では、中津川市が実施している業務について、市民が主催する勉強会に市職員を講師として派遣しています。

ごみの減量化・再生利用の推進を図るため、廃棄物関連の出前講座も実施しており、その概要と実施状況は表 3-1-9 に示すとおりです。

表 3-1-9 出前講座の概要及び実施状況（平成 30 年度）

講座名	講座内容	実施状況
段ボールコンポストで手軽に生ごみ減量	段ボール箱とピートモス、もみ殻くん炭を利用し、生ごみを分解して堆肥を作ります。	環境フェスタで希望者に個別説明
ごみの出し方・減量化・リサイクル講座	ごみの出し方やごみの減量化、資源を上手に活かすリサイクルのポイントについてお伝えします。	1 回開催 参加者 50 名

※出前講座内容は、開催者の要望に基づき臨機応変に対応しています。

## 4 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を表 3-1-10 に示します。

本市のごみ処理経費は、施設の建設・改良費を含め年間約 12 億円（平成 29 年度）と高額な費用を要しており、市民 1 人あたりに換算すると 13,852 円/年、ごみ 1 トンあたりに換算すると 37,544 円/年となります。

表 3-1-10 ごみ処理経費の推移（単位：千円）

区 分			年 度				
			2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	158,046	8,316	313,674	79,315	64,866
		最終処分場	0	0	3,530	4,669	25,859
		その他	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	4,839	9,624	
	小 計	158,046	8,316	317,204	88,823	100,349	
処理及び維持管理費	人件費		185,516	210,326	199,429	192,965	192,865
		一般職	38,260	46,921	47,665	42,080	44,125
		収集運搬	65,534	72,137	60,117	60,268	63,788
		中間処理	75,675	83,724	84,056	83,123	77,335
		最終処分	6,047	7,544	7,591	7,494	7,617
	処理費	収集運搬費	20,352	17,858	17,804	16,524	18,363
		中間処理費	40,549	36,695	36,029	33,924	30,748
		最終処分費	2,293	2,444	2,895	6,931	5,597
		車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費		768,554	798,905	833,578	835,570	848,038
		収集運搬費	138,976	153,243	179,324	178,769	201,571
		中間処理費	623,404	639,434	647,918	653,536	643,169
		最終処分費	6,174	6,228	6,336	3,265	3,298
		調査研究費	0	0	0	0	0
		小 計	1,017,264	1,066,228	1,089,735	1,085,914	1,095,611
	そ の 他	0	0	0	0	0	
	合 計	1,175,310	1,074,544	1,406,939	1,174,737	1,195,960	
建設・改良費除く 1トンあたり事業費（円）			32,849	34,606	37,846	34,874	37,544
建設・改良費除く 1人あたり事業費（円）			12,433	13,146	13,548	13,612	13,852

注）「一般廃棄物処理実態調査結果」は集計期間の関係上、平成 29 年度が最新となります。

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より抜粋

## 5 ごみ処理体制

### (1) ごみ処理の流れ

本市のごみ処理は、中津川市環境センター、中津川市リサイクルセンター及び中津川市環境センター最終処分場の各施設で処理・処分を行っています。

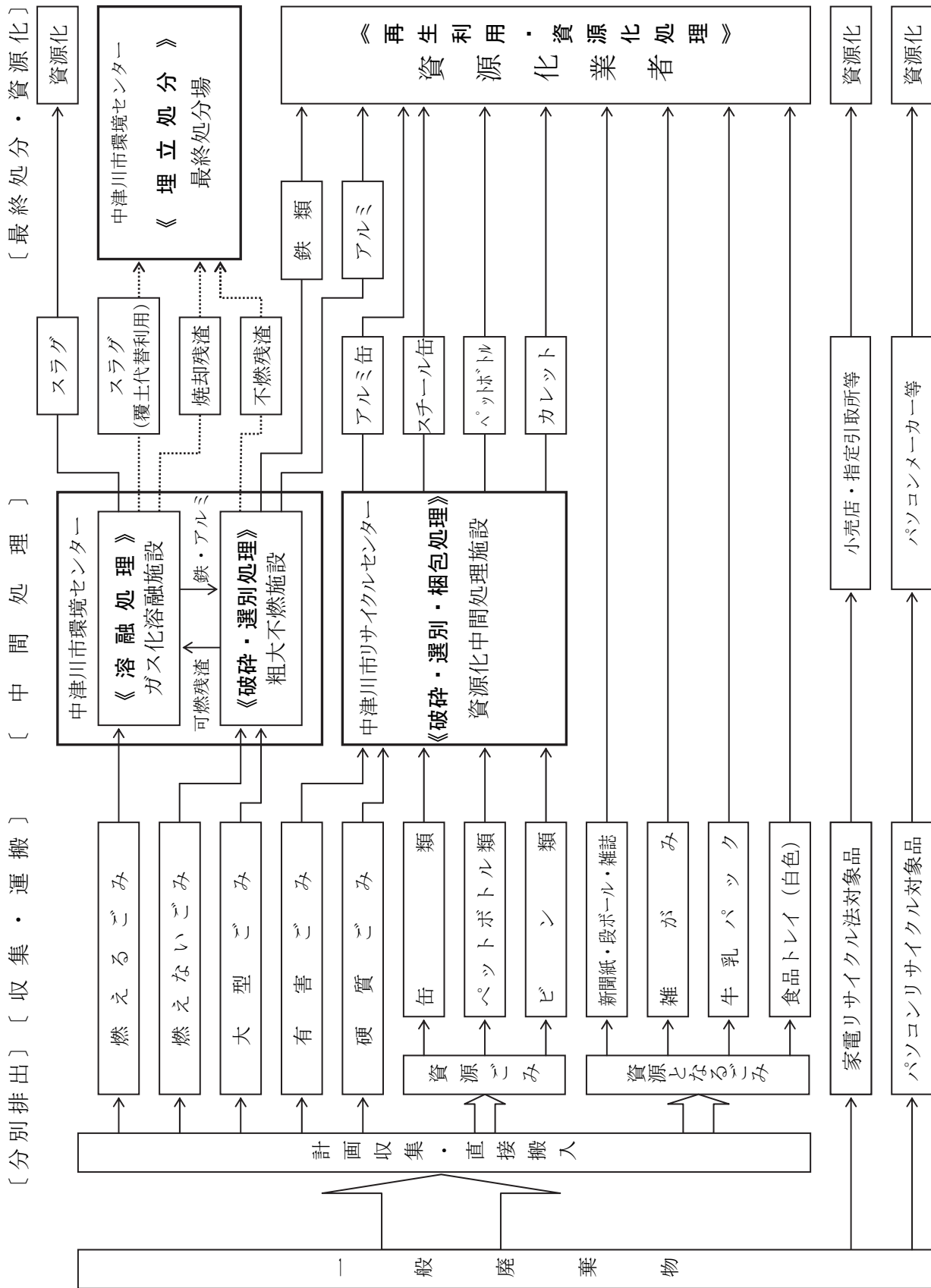


図 3-1-3 ごみ処理の流れ (平成 30 年度現在)

## (2) 収集運搬

### 1) 収集運搬体制

本市の収集運搬体制は、中津（燃えるごみは一部地域を除く）、苗木、坂本（燃えるごみは一部地域を除く）、落合（燃えるごみは除く）、阿木（燃えるごみは除く）及び神坂（燃えるごみは除く）が直営で収集しており、それ以外の地域は委託により収集を行っています。

### 2) 収集頻度

各地域の収集頻度を表 3-1-11 に示します。

燃えるごみは全ての地区で週 2 回に統一しています。また、燃えないごみ、大型ごみ及び有害ごみ以外の資源ごみは全ての地区で月 1 回に統一していますが、有害ごみは月 1 回の地区と年 4 回の地区があります。

表 3-1-11 収集頻度

		燃えるごみ	燃えないごみ	大型ごみ	資源ごみ			
					右記以外	硬質ごみ	有害ごみ	衣類・布類
中津、苗木、坂本、落合、阿木、飯沼、神坂、加子母、付知町、田瀬、下野、福岡、高山	収集回数	2回/週	1回/月			-		
	収集方法	ステーション回収				拠点回収		
山口、馬籠、坂下、上野、川上、蛭川	収集回数	2回/週	1回/月		4回/年	-		
	収集方法	ステーション回収				拠点回収		

### 3) 集積所数

本市における集積所の箇所数を表 3-1-12 に示します。

表 3-1-12 集積所数

分別区分	直 営	委 託
	中津、苗木及び坂本 （一部地域は燃えるごみを除く） 落合、阿木及び神坂 （燃えるごみを除く）	中津、苗木及び坂本の一部地域（燃えるごみ） 落合、阿木及び神坂（燃えるごみ） 山口、馬籠、坂下、川上、加子母、付知町、 福岡及び蛭川
燃えるごみ	608	961
燃えないごみ	618	266
大型ごみ	142	13
資源ごみ	467	200
有害ごみ	-	16
合 計	1,835	1,456



(3) 中間処理

1) 中間処理施設の概要

本市の中間処理施設の概要を表 3-1-13 から表 3-1-15 に示します。

表 3-1-13 中津川市環境センターガス化溶融施設の概要

管理主体	中津川市
施設名称	中津川市環境センター ガス化溶融施設
所在地	中津川市駒場 2261-6
供用開始	2004 年
処理能力	98 t/日 (49 t/24h × 2 基)
処理方式	流動床式ガス化溶融処理方式

表 3-1-14 中津川市環境センター粗大不燃施設の概要

管理主体	中津川市
施設名称	中津川市環境センター 粗大不燃施設
所在地	中津川市駒場 2261-6
供用開始	2004 年
処理能力	17 t /5h
処理方式	破碎圧縮併用方式

表 3-1-15 中津川市リサイクルセンターの概要

管理主体	中津川市
施設名称	中津川市環境センター リサイクルセンター
所在地	中津川市駒場 2261-6
供用開始	2016 年 4 月
処理能力	4.9 t /5h
処理方式	選別・圧縮・破碎等
ストックヤード	缶類、ビン類、ペットボトル、小型家電等

## 2) 最終処分場の概要

本市の最終処分場の概要を表 3-1-16 に示します。

表 3-1-16 中津川市環境センター最終処分場の概要

管理主体	中津川市
施設名称	中津川市環境センター 最終処分場
所在地	中津川市駒場 2261-6
供用開始	2004 年
埋立面積	13,000m <sup>2</sup>
埋立容量	73,000m <sup>3</sup>
埋立方式	転圧+サンドイッチ方式
しゃ水方式	底部しゃ水工
浸出水処理施設の処理能力	40m <sup>3</sup> /日
浸出水処理方式	凝集沈殿、生物処理、砂ろ過、キレート処理、促進酸化処理

中津川市環境センター最終処分場の搬入状況を表 3-1-17 に示します。

過去 5 年間の埋立対象物は年間 2,400 t 前後で推移しており、累計埋立容量(既埋立容量)は平成 30 年度で約 31,700m<sup>3</sup>となっています。

今後もその延命化を図るべく、埋立処分量の削減に取り組む必要があります。

表 3-1-17 最終処分場の搬入状況

(単位：t/年)

項 目	2014	2015	2016	2017	2018
	H26	H27	H28	H29	H30
不燃物	973	936	991	973	907
固化灰	997	915	950	958	903
埋立スラグ	449	428	474	572	546
合 計	2,420	2,280	2,415	2,503	2,356
累計埋立容量 (m <sup>3</sup> )	24,338	26,653	28,365	30,510	31,701

(4) 中間処理施設及び最終処分場の位置

本市の中間処理施設及び最終処分場は中津川市環境センターに統合しています。

中津川市全域から発生する一般廃棄物は、環境センターに搬入され、中間処理及び最終処分まで行っています。



図 3-1-4 中間処理施設及び最終処分場の位置

## 6 ごみ処理の評価

### (1) 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価

市町村が実施する一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決のみならず、循環型社会形成を目指すものとなっており、平成19年6月に環境省から公表された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下、「一般廃棄物処理システムの指針」といいます。）」において、「市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努めるものとする。」とされています。

よって、一般廃棄物処理システムの指針に示されています「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」による評価を行います。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、環境省より公表された全国の市町村における実績データ及び「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて客観的に評価を行うものであり、本市は、本市と人口規模や産業構造の類似した都市の平均値を100とした場合の指数値により比較検討を行います。

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる算出結果を表3-1-19に、図3-1-5に標準的な指標を指数値によって比較したレーダーチャートを示します。

表 3-1-18 本市の類似区分

人 口	77,579人	
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	94.5%
	Ⅲ次人口比率	53.7%



類型区分	都市形態	都市	一般市
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	0	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%未満

※注) 類似都市：福島県二本松市、茨城県坂東市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、新潟県五泉市、岐阜県中津川市、静岡県湖西市、愛知県田原市、三重県伊賀市（以上、本市を含む9市）

出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成29年実態調査結果）」より  
[https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/gl-mcs/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html)

表 3-1-19 評価支援ツールによる算出結果（平成 29 年度実績）

区分	評価項目	1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
中津川市		1.014	0.184	0.087	14,123	41,142
類似団体 (9市)	平均	0.931	0.201	0.074	13,131	39,452
	最大	1.183	0.389	0.114	20,770	61,607
	最小	0.744	0.094	0.042	8,808	27,339
指数値		91.1	91.5	82.4	92.4	95.7

注) 指数値=平均値を100とした場合の指数値(数値が100を超えると平均よりも優秀といえる)

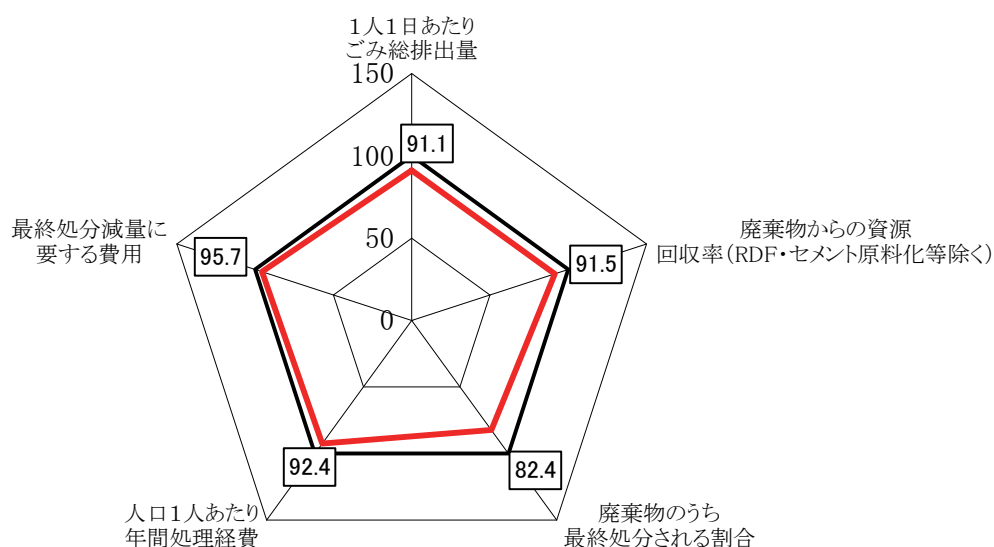


図 3-1-5 類似都市と比較したレーダーチャート

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールは、類似都市の平均値を100とし、指数値が100を超えるほど優れていると評価するものです。

本市の人口1人1日あたりごみ総排出量は平均よりやや多く、平均値を100とした場合の指数値は91.1となっており、同様に、廃棄物からの資源回収率は91.5、廃棄物のうち最終処分される割合は82.4、人口1人あたり年間処理経費は92.4、最終処分減量に要する費用は95.7と、いずれも平均を下回っています。

資源回収率を向上させる施策を講じるためには、設備費や人件費がかかることにより年間処理経費が増加することが考えられるなど、これらの評価を短期間で改善することは難しい状況にありますが、今後は、ごみの減量化及び再生利用率の向上について、費用対効果に優れた施策を実施することにより、経済性を追求していく必要があります。

(2) 国及び岐阜県との比較による評価

本市が、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」として報告した平成29年度の1人1日あたりごみ排出量は1,014gとなっており、全国平均の920gと比較すると94g多くなっており、岐阜県平均の892gとは122g多くなっています。

本市のごみ排出量の特徴としては、生活系ごみの比率が高く、再生利用率はやや低いことが挙げられます。

表 3-1-20 国及び県との比較（平成29年度実績）

区分	年度	単位	全国平均	岐阜県平均	中津川市
生活系ごみ <sup>※1</sup>		g/人日	641.0	632.0	773.0
		%	(69.7%)	(70.9%)	(76.2%)
事業系ごみ		g/人日	279.2	260.0	241.0
		%	(30.3%)	(29.1%)	(23.8%)
1人1日あたりごみ排出量 <sup>※2</sup>		g/人日	920.2	892.0	1,014.0
		%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
全国平均との差		g/人日	—	-28.2	93.8
岐阜県平均との差		g/人日	28.2	—	122.0
再生利用率		%	20.2%	18.6%	18.4%

注) 「一般廃棄物処理実態調査結果」は、集計期間の関係上、平成29年度が最新データとなります。

※1：生活系ごみには集団資源回収量が含まれています。

※2：実態調査では人口実績として各年10月1日付け人口が採用されていることから、1人1日あたりごみ排出量が他の資料の数値と異なります。

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成29年度調査）」より抜粋

# 第4章 ごみ処理に係る課題の抽出

## 4 - 1

### 現状の分析

#### 1 人口等

##### (1) 人口推移

本市の人口は平成21年度以降、減少傾向が続いており、平成21年度から平成30年度までの10年間で5,570人(6.6%)減少しています。【表2-1-4参照】

##### (2) 年齢構成

本市の年齢構成は国全体の年齢構成よりも高齢化が顕著となっており、本市の人口全体に占める65歳以上の高齢人口の割合は30.9%(平成27年10月1日現在)と全国平均の26.3%を4.6ポイント上回っています。一方で15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口の割合は全国平均の60.0%に対して55.6%と4.4ポイント下回っています。【表2-1-5参照】

##### (3) 人口動態

###### 1) 自然動態

本市では、出生数が死亡者数を下回っており、自然動態による減少が人口減少の要因の一つになっています。【表2-1-6参照】

###### 2) 社会動態

本市では、転出者数が転入者数を上回る傾向が継続しており、社会動態による減少が人口減少の要因の一つになっています。【表2-1-6参照】

##### (4) 世帯数及び世帯あたり人員

本市の世帯数は平成21年度から平成30年度までの10年間で約1,771世帯の増加となっています。【表2-1-4参照】

### (5) 外国人登録人口

本市の外国人登録人口は平成 26 年度以降、増加傾向が続いており、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で 617 人（67.6%）の増加となっています。【表 2-1-7 参照】

## 2 産 業

本市の従業者数は、第 2 次及び第 3 次産業が 98.6%を占めており、その中でも、製造業が最も多く、次に卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業の順になっており、本市の産業構造は比較的ごみ排出量の多い産業の占める割合が多くなっています。【表 2-1-8 参照】

## 3 ごみ排出量

### (1) 排出抑制

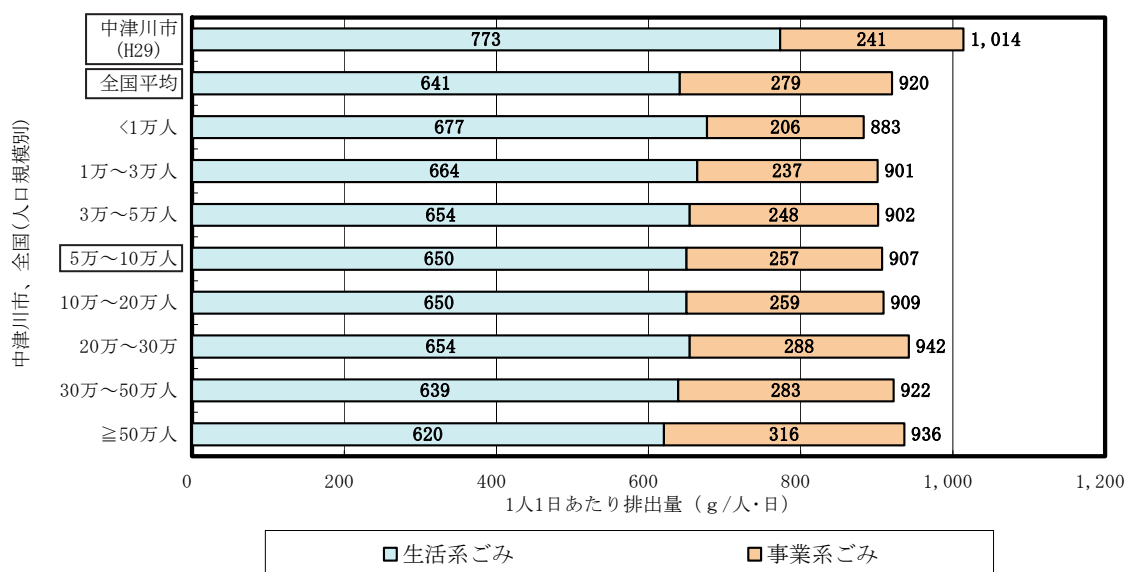
本市と全国の 1 人 1 日あたり排出量の比較を図 4-1-1 に示します。

本市の 1 人 1 日あたり排出量は、平成 29 年度（2017 年度）に家庭ごみの処理手数料制度を導入したことにより、平成 29 年度以降は年々減少傾向にあります。

なお、図 4-1-1 に示すとおり、1 人 1 日あたり排出量の内訳を全国平均及び人口規模の比較的近い自治体の値と比較してみると、生活系ごみが大幅に上回っている状況にあります。今後、ごみ処理手数料制度の導入効果を検証と併せて、さらなるごみ減量化の余地について調査・研究します。

また、事業系ごみの排出量については、増加傾向で推移していることから、事業者に対する啓発・指導を徹底し、さらなる減量化を図る必要があります。【表 3-1-3 参照】





出典：環境省「日本の廃棄物処理（平成 29 年度版）」p. 5 を加工して作成

図 4-1-1 1 人 1 日あたり排出量内訳の全国平均（人口規模別）との比較

## (2) 資源化及び最終処分

最終処分量及び再生利用量の実績を表 4-1-1 及び図 4-1-2 に示します。

平成 30 年度の再生利用率は 17.4%であり、平成 22 年度の 22.2%をピークとして、近年は大きく減少しています。

なお、資源化への取り組みとして、既に分別収集を実施しています食品トレイ以外のプラスチック製容器包装を分別収集することによって、再生利用率を向上させることも考えられますが、本市では中間処理としてガス化溶融処理を行っていることから、既にプラスチック類はサーマルリサイクル<sup>※1</sup>されているともいえるため、現状の中間処理体系を継続しつつ、今後も費用対効果等を考慮し、資源化を推進していくものとします。

また、本市の各地域に設置している「リサイクルボックス」の管理を地域に任せすることで、市民と行政の協働によるリサイクルの推進を図っています。

最終処分量は最近 10 年は年間約 2,400 t 程度と概ね横ばいで推移しており、このままの量で推移していけば、令和 13 年度（2031 年度）頃には埋立容量が一杯

※1 サーマルリサイクル：ごみを単に燃やすだけではなく、燃やす際に発生する熱エネルギーを回収し、利用すること。循環型社会形成推進基本法の第 7 条において、再使用及び再生利用に次ぐ循環的な利用として熱回収（サーマルリサイクル）が位置付けられている。

となると考えられます。

表 4-1-1 最終処分量及び再生利用量の実績

項目	単位	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分量	t/年	2,344	2,256	2,396	2,608	2,692	2,419	2,279	2,412	2,503	2,354
再生利用量	t/年	6,814	6,847	6,441	5,521	5,405	5,495	5,422	5,240	5,284	4,807
再生利用率	%	22.1	22.2	20.7	17.9	17.7	18.1	18.8	17.2	18.4	17.4

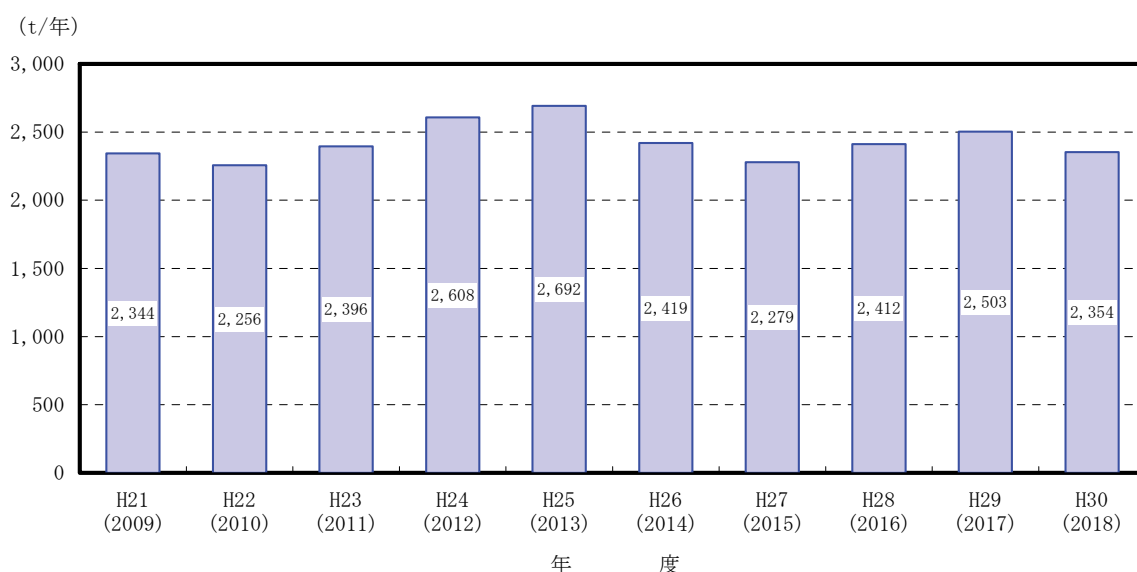


図 4-1-2 最終処分量の実績

### (3) ごみ質

可燃ごみ組成分析結果によると、水分量が40%を超えている状況がみられます。

ごみ種類組成では、紙・布類が約4割、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約3割、<sup>ちゅうかい</sup>厨芥類が約1割程度となっており、燃えるごみに資源化可能な資源ごみが未だ多く含まれていると考えられることから、紙・布類等の分別収集の徹底を図る必要があります。

また、燃えるごみに含まれる水分の大部分が元々<sup>ちゅうかい</sup>厨芥類に含まれており、排出時やごみピット内で他のごみ種に水分が移動すると考えられることから、<sup>ちゅうかい</sup>厨芥類の水切り励行等の推進を図る必要があります。【表 3-1-5 参照】。

## 4 ごみ処理体制

### (1) 収集運搬

本市の収集運搬体制は、中津（燃えるごみは一部地域を除く）、苗木、坂本（燃えるごみは一部地域を除く）、落合（燃えるごみは除く）、阿木（燃えるごみは除く）及び神坂（燃えるごみは除く）が直営、それ以外の地域は委託により行っています。

分別数については、現状 18 種類となっており、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25 年 4 月改訂）」に示されています。一般廃棄物の標準的な分別収集区分の類型によると、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装等が収集区分となっていないことから、類型Ⅰから類型Ⅱに移行しつつある段階と考えられます。

今後はより上位の類型を目指し、分別収集区分を継続的に見直していく必要がありますが、分別数の増加によって、市民や事業者等への負担が大きくなることについても留意し、検討するものとします。

また、分別収集区分の変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、市民や事業者に対して明確に説明するものとし、広報誌やパンフレット、ごみカレンダーの配布時や地域ごとの説明会の実施等、積極的に普及啓発を行うものとします。

表 4-1-2 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑧粗大ごみ		
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類、布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」p. 34 より抜粋

## (2) 中間処理

本市では、ガス化溶融施設、リサイクルセンター及び最終処分施設を有する中津川市環境センターにおいて中間処理を行っています。

このうち、ガス化溶融施設から発生するスラグの一部は最終処分場において覆土代替材として利用していますが、資源物として有効利用されているとは言えず、再生利用率からは除いている状況にあります。

今後、スラグの有効利用について研究し、資源化方法を検討します。

## (3) 最終処分

本市の最終処分施設の残余容量は平成30年度現在で約41,300m<sup>3</sup>となっており、今後もその延命化を図るべく、埋立処分量の削減に取り組む必要があります。

## 5 ごみ減量施策

岐阜県内の各自治体における3R施策の実施状況等を表4-1-3に示します。

本市ではこれらの施策のうち、一般廃棄物処理計画の策定、廃棄物減量等推進員の委嘱、廃食用油の回収、生ごみリサイクルの実施、食品ロス（食品廃棄物）削減のための取組み及びペットボトルやプラスチック製容器の河川への流出防止のための発生抑制対策を実施しています。

本市の人口1人1日あたりごみ総排出量は県内自治体の平均より多く、資源回収率も平均よりやや低いことから、特に発生抑制に関する施策を充実させる必要があります。

表 4-1-3 県内自治体の主なごみ減量化施策等の実施状況

市町村名	施策の内容									
	一般廃棄物 処理計画の 策定	廃棄物減量 等推進員の 委嘱	廃食用油の 回収	廃食用油の BDFへの 活用	生ごみリサ イクルの実 施	ぼかしに関 する助成	公共事業に おける再生 資材の優先 的使用	食品ロス (食品廃棄 物)削減の ための取組 み	ペットボト ルやプラス チック製容 器の河川流 出防止の発 生抑制対策	食品ロスの 調査実施
中津川市	○	○	○		○			○	○	
岐阜市	○	○	○	○	○	○		○	○	
大垣市	○	○	○	○	○		○	○	○	
高山市	○	○	○	○	○		○	○	○	
多治見市	○			○	○	○	○	○	○	
関市	○	○			○	○	○	○		
美濃市	○	○			○	○			○	
瑞浪市	○	○		○				○	○	
羽島市	○	○	○		○					
恵那市	○			○	○			○	○	
美濃加茂市	○	○	○	○		○		○	○	
土岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
各務原市	○						○	○		
可児市	○		○		○	○	○	○		
山県市	○									
瑞穂市	○	○					○	○	○	
飛騨市	○			○		○			○	
本巣市	○	○							○	
郡上市	○		○		○			○		
下呂市	○			○				○	○	
海津市	○	○			○	○	○	○	○	○
岐南町	○	○	○	○				○		
笠松町	○	○	○		○			○		
養老町	○	○						○	○	
垂井町	○	○	○		○	○		○	○	
関ヶ原町	○	○								
神戸町	○				○					
輪之内町	○	○		○	○	○				
安八町	○	○								
揖斐川町	○	○			○				○	
大野町	○		○						○	
池田町	○	○	○		○					
北方町	○		○		○	○				
坂祝町	○		○			○	○	○	○	
富加町	○		○			○		○	○	
川辺町	○	○	○			○			○	
七宗町	○									
八百津町	○					○				
白川町	○	○	○							
東白川村	○		○		○				○	
御嵩町	○	○	○	○	○		○	○		
白川村	○	○			○				○	
計	41	25	20	13	22	16	11	22	23	1

注) 「○」は策定または実施していることを示しています。(平成30年8月24日現在)

出典：岐阜県 環境生活部廃棄物対策課 公表資料「3R施策の実施状況について」を加工

## 課題の抽出

### 1 ごみ処理に係る基本的課題の抽出

#### (1) 1人1日あたりのごみ排出量の減量化

生活系ごみの1人1日あたり排出量が全国平均及び同規模の自治体の値を大幅に上回っているため、さらなる減量化を図る必要があります。また、事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、さらなる減量化を図る必要があります。

#### (2) 再生利用率の向上

再生利用率が減少し、岐阜県内の平均と比べ若干低い水準となっているため、資源化への誘導をさらに強力に促進する必要があります。

#### (3) 最終処分率の低減

最終処分施設については、今後もその延命化を図るべく、埋立処分量の削減に取り組む必要があります。

#### (4) ごみ処理費用の低減と効率化

費用対効果を踏まえ、より一層効果的・効率的な廃棄物処理事務を進める必要があります。

#### (5) 燃えるごみに含まれる紙・布類等の資源化

燃えるごみのうち、紙・布類の割合が4割程度を占めているため、紙・布類の資源化を推進する必要があります。また、生活系・事業系ごとの割合が把握されていないため、調査を実施する必要があります。

#### (6) 厨芥類（ちゅうかい生ごみ）の水切り励行

燃えるごみの水分が40%を超えている状況がみられることから、ちゅうかい厨芥類の水切りの励行等、水分量を削減するため、広報・啓発の必要があります。

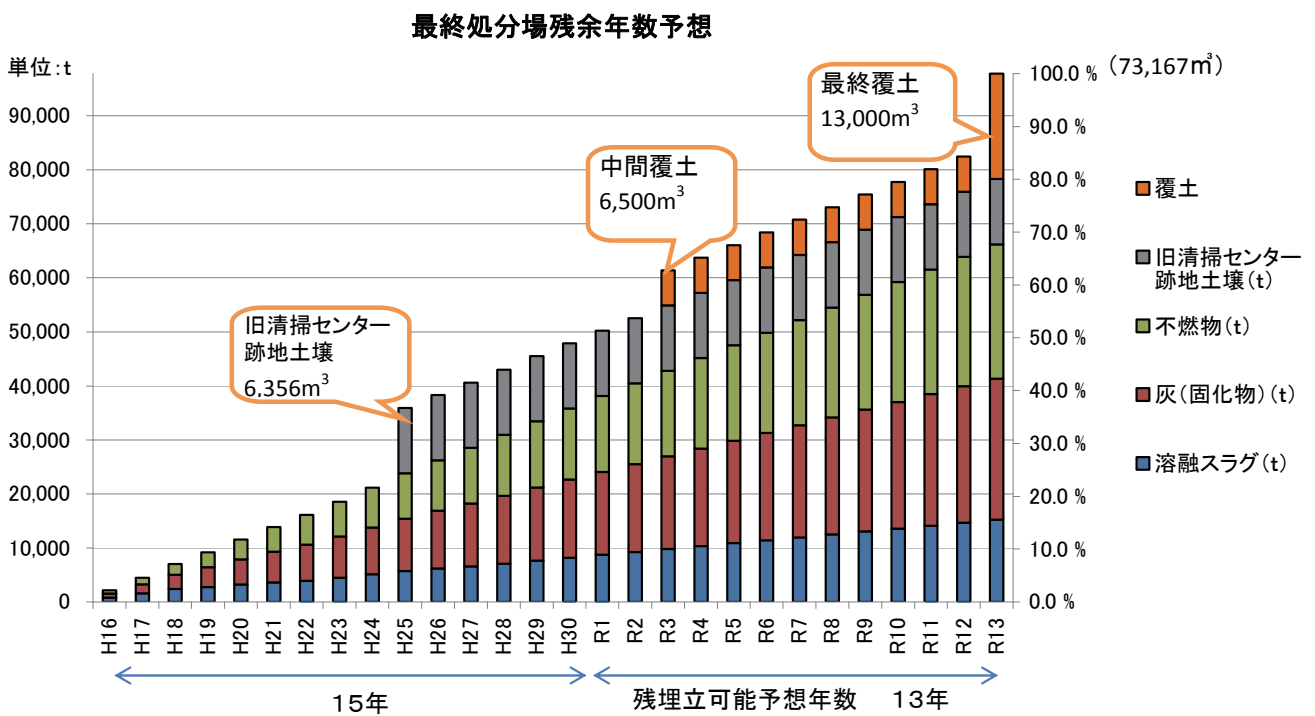
(7) ごみ処理施設及び最終処分場の延命、更新及び広域化の検討

中津川市環境センターも建設から既に15年が経過しており、中津川市環境センター最終処分場についても、このままでは令和13年度(2031年度)頃には埋立容量が一杯となると考えられます。

そのため、ごみのさらなる減量化及び資源化等の施策を講じることによって、ごみ処理施設及び最終処分場の延命化を図りますが、適切な時期に新施設への更新を検討する必要があります。

一方で、岐阜県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見を踏まえながら、令和4年3月末(2021年度末)を目途に「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定する予定です。

従って、中津川市も現有施設の更新を見据えて、近隣市町村と連携した広域化処理について検討していく必要があります。



覆土:搬入車両の通行の為5mごとに厚さ50cm程度の間中覆土を行い埋立終了後は厚さ1.0m以上最終覆土を行う。

図 4-2-1 最終処分場埋立計画

○平成31年3月末現在	埋立容量	—	埋立実績	=	残余容量
(最終処分場残余容量調査業務委託)	73,167 m <sup>3</sup>	—	31,701 m <sup>3</sup>	=	41,466 m <sup>3</sup>



(8) ごみ処理手数料制度の評価と見直し

本市において平成 29 年度よりごみ処理手数料制度を導入したことに伴い、ごみ量は減少するものと予測されます。

しかし、市民がごみ処理手数料制度に慣れるに伴い、ごみの減量化が将来的にも続いていくことは考え難いことから、ごみ処理手数料制度による効果についての評価を行い、適切な時期に制度を見直すことが推奨されています。

なお、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月）」においては「効果ある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、ごみ処理基本計画の見直しと併せて、概ね 5 年に一度の頻度で行う。また、毎年度の点検結果及び評価結果を住民や事業者へ情報提供する。」とされています。

# 第5章 ごみ処理基本計画

5 - 1

## 基本的事項

### 1 基本理念

ごみに関する問題では、家庭及び事業者から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という各段階において、ごみの発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのため、市民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営に関係する問題として捉えていく必要があります。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①ごみの減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められてきています。

そこで、「循環型社会」を構築するため、基本理念を以下のように設定し、住民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。

### 基本理念

ごみを減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり  
～ 資源やエネルギーを大切にする循環型社会の構築 ～

### 2 基本方針

「ごみを減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり～資源やエネルギーを大切にする循環型社会の構築～」を達成するための基本方針は、次に示すとおりとします。

## ＜基本方針＞

1. ごみの減量化の推進
2. 3R（リデュース Reduce, リユース Reuse, リサイクル Recycle）の推進
3. 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施
4. 循環型社会へのビジョンの共有と新たな発想による施策の展開

### 3 基本方針達成のための役割

基本方針を推進していくため、住民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要です。



※2 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・流通段階だけでなく、使用時や廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のこと。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄まで行い、その費用も負担する。

## 市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出している当事者であるという責任と自覚を持ち、ごみの減量化及び資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。さらに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルに転換していくことが求められています。

住民や団体が行っているリサイクル活動、資源ごみの分別回収、民間事業者が行っている資源ごみの店頭回収など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、ごみを出す際には資源ごみの分別排出を徹底すること、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、できることから実践していくことが重要です。

## 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどを分別し、積極的に資源化する必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発や、使い終わった後の容器などの回収ルートの構築、資源化処理システムの整備などが重要です。

また、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知したり、過剰包装の抑制や資源ごみの店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組みやすい仕組みをつくっていくことが必要です。

## 行政の役割

環境に関する情報や学習の機会の提供を推進し、住民・事業者との連携を強化していきます。

また、ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、分別区分の検討、収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れていくことも重要です。

併せて、自ら率先して、グリーン購入<sup>※3</sup>、再使用、再生利用に努めます。

※3 グリーン購入：製品やサービス購入の際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、生産から流通、使用、廃棄にいたるまでの各段階において環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

## 4 達成目標の設定

国及び岐阜県におけるごみの減量化・資源化の目標を参考とし、本市の将来目標を設定するものとします。

### (1) 国の目標（廃棄物処理法に基づく基本的な方針）

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「基本方針」といいます。）」を定めることとなっています。

この基本方針では可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示すものとなっています。

表 5-1-1 国の基本方針による減量化等の目標

区 分	目 標
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度(令和2年度)までに12%削減
再生利用率	約21%(平成24年度)から平成32年度(令和2年度)までに約27%に増加させる
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度(令和2年度)までに14%削減
そ の 他	平成32年度(令和2年度)において、一人一日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ等を含まない)を500gとする。

出典：「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月変更）より抜粋

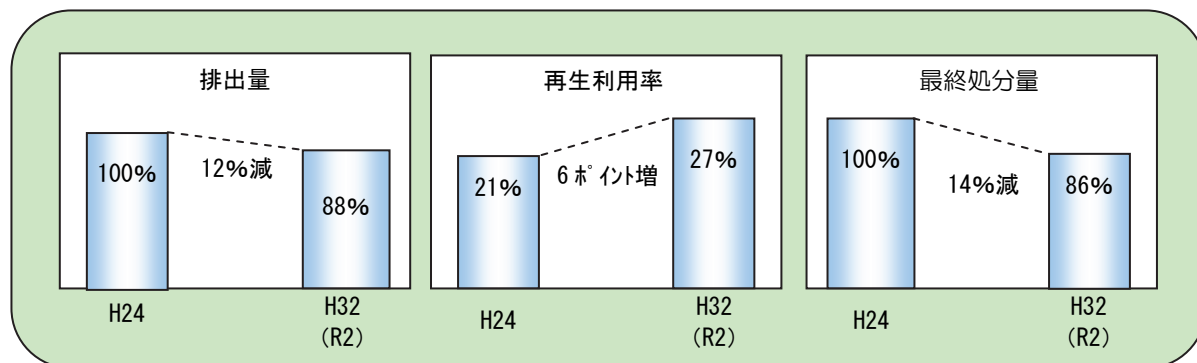


図 5-1-1 国の基本方針による減量化等の目標

(2) 国の目標（第四次循環型社会形成推進基本計画に基づく目標）

国の基本方針による目標の他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の上位法である循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき、第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次循環基本計画」といいます。）が策定され、平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定されています。

第四次循環基本計画は、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものであり、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

第四次循環型社会形成推進基本計画で示されている2025年度目標

◇地域循環共生圏形成による地域活性化のための指標

- ・ 1人1日あたりのごみ排出量を約850g/人・日以下とする。
- ・ 家庭から排出する資源回収されるものを除いた1人1日あたり家庭系ごみ排出量を約440g/人・日以下とする。

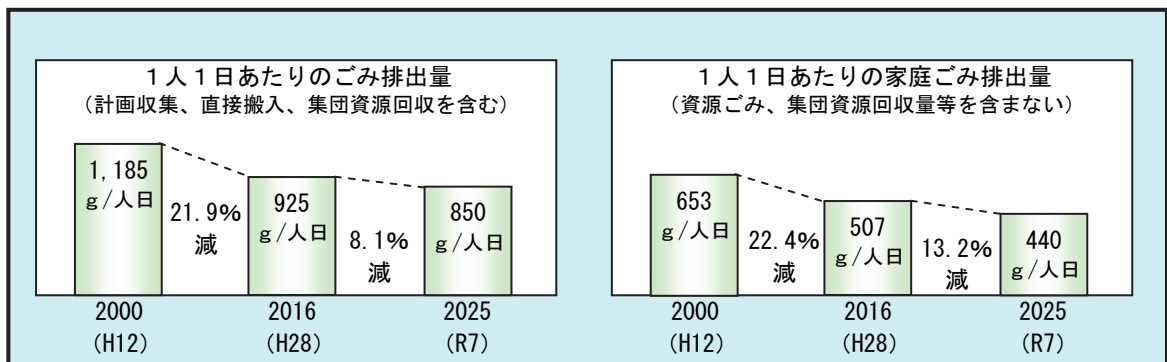


図 5-1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の取組の進展に関する指標

(3) 岐阜県の目標（第2次岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）に基づく目標）

岐阜県では、県民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。その後、平成28年度に、法改正等の動向や岐阜県の廃棄物処理の現状・課題を踏まえて計画の見直しを行い、「第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定版）」として取りまとめています。

岐阜県では、今後、改定後の計画に基づき、計画の基本的な考え方である「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」に向けた取組みを進めていくことになっています。

岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）において示されている目標値（一般廃棄物）は以下のとおりです。

表 5-1-2 第2次岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）による減量化等の目標

区 分	実 績 (平成 26 年度)	目 標 値 令和 2 年度 (H32)
排 出 量	68 万 1 千トン	61 万 8 千トン (9.3%減) 【 H24 に対して 12%減 】
再 生 利 用 率	19.9%	27% (7.1 ポイント増)
最 終 処 分 量	6 万トン	4 万 2 千トン (30%減)

※目標値の（ ）内は平成 26 年度からの増減割合等を示しています

出典：岐阜県「第2次岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）平成 29 年 3 月」より抜粋

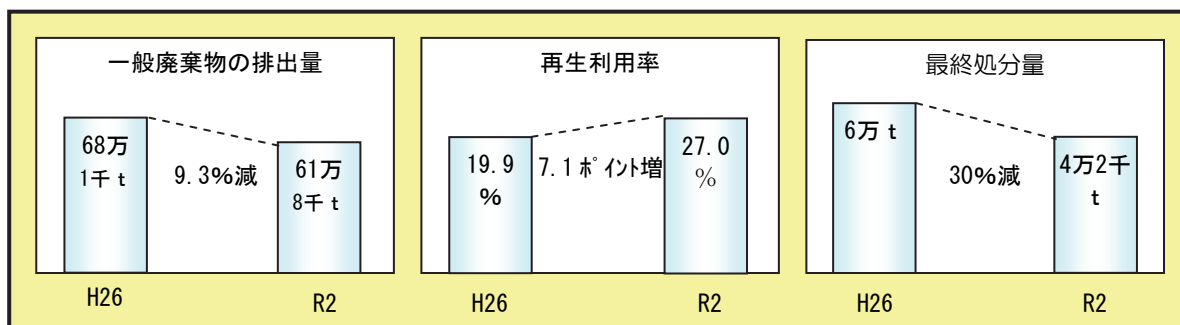


図 5-1-3 第2次岐阜県県廃棄物処理計画（改訂版）における減量化等の目標

#### (4) 中津川市における将来ごみ排出量等の目標

本市の将来ごみ排出量等の目標は、国及び岐阜県の数値目標を参考として設定するものとします。

ただし、国（基本方針に基づく目標）や県の目標年度が平成 32 年度（令和 2 年度）であるため、これを達成することは困難であることから、中間目標年度である令和 7 年度までの目標とし、目標年度である令和 16 年度まで減量化・資源化施策を継続して実施するものとします。

ごみ排出量の目標は、資源ごみ及び集団資源回収量等を含む年間排出量を第 1 中間目標年度の令和 6 年度までに、26,130 t（平成 30 年度に比べ-5.4%）以下とし、第 2 中間目標年度の令和 11 年度までに、24,478 t（同-11.4%）以下、目標年度の令和 16 年度までに 22,757 t（同-17.6%）以下に削減することを目標とします。

また、将来的にも持続可能なごみの減量化及び資源化施策を推進していくとともに、現在、燃えるごみとして排出されている紙・布類などを、資源ごみとして分別排出を徹底することにより、第 1 中間目標年度の令和 6 年度までに、資源ごみ及び集団資源回収量等を除く 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を 548 g 以下とし、第 2 中間目標年度の令和 11 年度までに、511 g 以下、目標年度の令和 16 年度までに 475 g 以下に削減することを目標とします。

また、再生利用率（資源化率）の目標については、短期間での国及び岐阜県の目標の達成は難しいと考えられることから、資源ごみの分別収集の徹底や集団資源回収の促進に取り組んでいくことによって、目標年度までに 24%以上とすることを目指します。

最終処分量については、さらに減少させていく必要があることから、ごみの排出抑制や再生利用を推進し、以下の数値目標を達成することを目指すものとします。



表 5-1-3 中津川市における減量化・資源化等の目標

区 分	実績値 2018 (H30)	第 1 中間目標値 2024 (R6)	第 2 中間目標値 2029 (R11)	最終目標値 2034 (R16)
年 間 排 出 量	27,617 t	26,130 t 以下 (H30 比 -5%)	24,478 t 以下 (H30 比 -11%)	22,757 t 以下 (H30 比 -18%)
生活系ごみ 年間排出量	20,709 t	19,217 t 以下 (H30 比 -7%)	17,663 t 以下 (H30 比 -15%)	16,063 t 以下 (H30 比 -22%)
事業系ごみ 年間排出量	6,908 t	6,913 t 以下 (H30 比 +0.1%)	6,815 t 以下 (H30 比 -1%)	6,694 t 以下 (H30 比 -3%)
1 人 1 日 あ た り 排 出 量	964 g	972 g 以下	967 g 以下	966 g 以下
1 人 1 日 あ た り 家 庭 系 ご み 排 出 量 (資源ごみを除く)	583 g	548 g 以下	511 g 以下	475 g 以下
再 生 利 用 率 ※	17.4%	20.2%以上	22.5%以上	24.7%以上
年 間 最 終 処 分 量	2,354 t	2,053 t 以下 (H30 比 -13%)	1,837 t 以下 (H30 比 -22%)	1,613 t 以下 (H30 比 -31%)

※溶融スラグのうち、最終処分施設における覆土代替利用分は含みません。

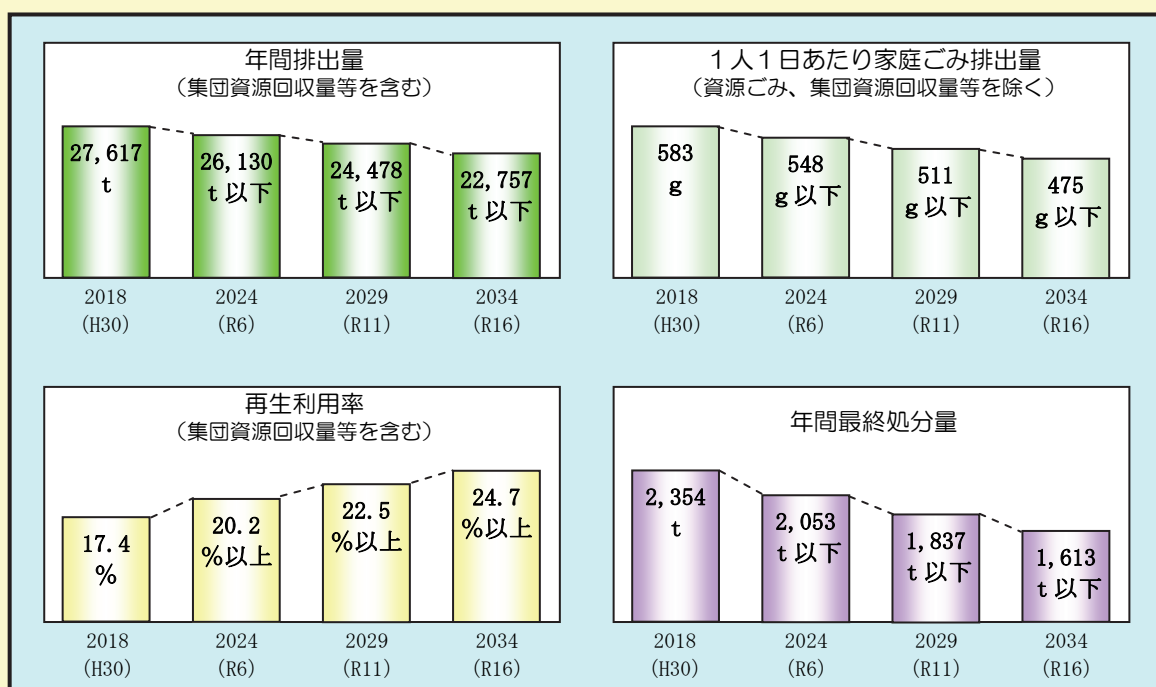


図 5-1-4 中津川市における減量化・資源化等の目標

## ごみ排出量の見込み

### 1 将来人口の設定

本市における将来人口（行政区域内人口）については、実績値よりトレンド法によって予測します。本計画の上位計画となる「中津川市総合計画（平成 27 年度～平成 38 年度）基本構想」では、平成 38 年度（令和 8 年度）の計画人口が 72,000 人となっていることから、トレンド法による予測値（72,127 人）との差（127 人）を補正して設定します。

表 5-2-1 行政区域内人口の実績値と予測値

	項目		実績値	予測値	総合計画※	補正值
	和暦	西暦				
実績値	平成21年度	2009	84,056	—	—	—
	平成22年度	2010	83,567	—	—	—
	平成23年度	2011	83,024	—	—	—
	平成24年度	2012	82,387	—	—	—
	平成25年度	2013	81,820	—	—	—
	平成26年度	2014	81,108	—	—	—
	平成27年度	2015	80,436	—	—	—
	平成28年度	2016	79,775	—	—	—
	平成29年度	2017	79,093	—	—	—
	平成30年度	2018	78,486	—	—	—
将来予測値	令和元年度	2019	—	77,699	—	77,572
	令和2年度	2020	—	76,958	—	76,831
	令和3年度	2021	—	76,198	—	76,071
	令和4年度	2022	—	75,421	—	75,294
	令和5年度	2023	—	74,625	—	74,498
	令和6年度	2024	—	73,810	—	73,683
	令和7年度	2025	—	72,978	—	72,851
	令和8年度	2026	—	72,127	72,000	72,000
	令和9年度	2027	—	71,258	—	71,131
	令和10年度	2028	—	70,371	—	70,244
	令和11年度	2029	—	69,465	—	69,338
	令和12年度	2030	—	68,541	—	68,414
	令和13年度	2031	—	67,599	—	67,472
	令和14年度	2032	—	66,639	—	66,512
	令和15年度	2033	—	65,661	—	65,534
	令和16年度	2034	—	64,664	—	64,537

※「中津川市総合計画（平成 27 年度～平成 38 年度）基本構想」より抜粋

## 2 現状推移における排出量の見込み

現状推移におけるごみ排出量の推計結果を表 5-2-2 及び図 5-2-1 に示します。

最終目標年次の令和 16 年度では、生活系ごみが 3,667 t 減少し、事業系ごみが 326 t 増加、集団資源回収が 478 t 減少し、総排出量は 3,819 t 減少する見込みです。

1 人 1 日あたり排出量は 46g の増加となり、1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）は 16g の減少となる見込みです。

表 5-2-2 ごみ排出量の見込み（現状推移の場合）

項目	単位	実績値	第 1 中間目標値	第 2 中間目標値	最終目標値
		2018	2024	2029	2034
		H30	R6	R11	R16
行政区域内人口	人	78,486	73,683	69,338	64,537
生活系ごみ（集団資源回収を除く）	t	17,649	16,398	15,227	13,982
事業系ごみ	t	6,908	7,088	7,169	7,234
集団資源回収量	t	3,060	3,013	2,799	2,582
年間総排出量	t	27,617	26,499	25,195	23,798
1 人 1 日あたり排出量	g	964	985	996	1,010
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	g	583	579	573	567
資源化量	t	4,807	4,581	4,241	3,887
再生利用率	%	17.4	17.3	16.8	16.3
年間最終処分量	t	2,354	2,200	2,111	2,013

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

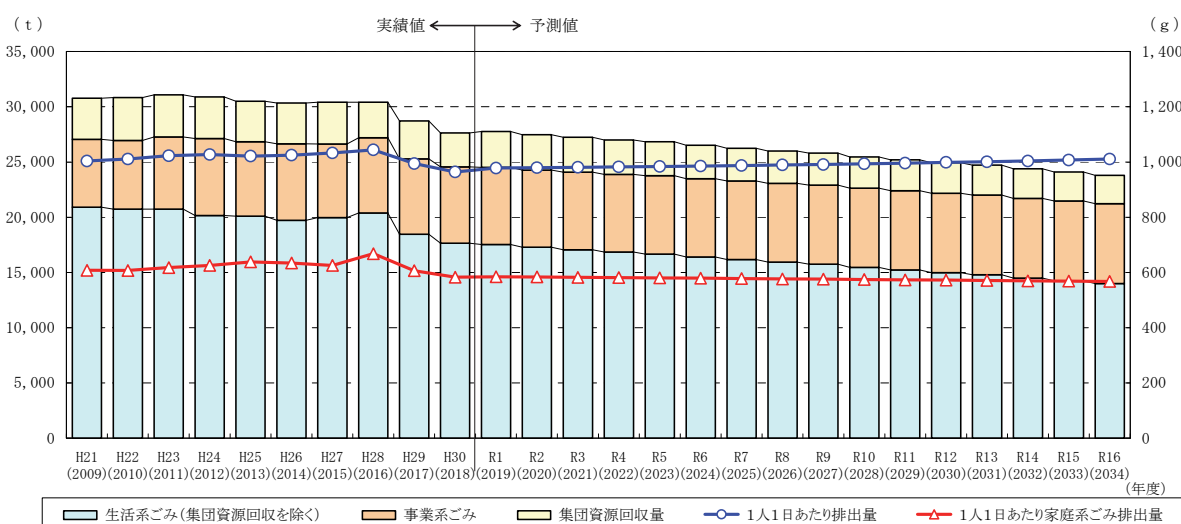


図 5-2-1 ごみ排出量の見込み（現状推移の場合）

### 3 本計画で採用するごみ排出量の見込み

本計画で採用するごみ排出量の推計結果を表 5-2-3 及び図 5-2-2 に示します。

本計画で実施する施策の効果によって、最終目標年次の令和 16 年度では、生活系ごみが 5,834 t 減少し、事業系ごみが 214 t 減少し、集団資源回収は 1,188 t 増加、総排出量として 4,860 t 減少する見込みです。

1 人 1 日あたり排出量は、ほぼ横這いとなり、1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）は 108g の減少となる見込みです。

また、再生利用率は、第 1 中間目標年次の令和 6 年度までに 20.2% とし、第 2 中間目標年次の令和 11 年度までに 22.4%、最終目標年次の令和 16 年度には 24.7% とします。

表 5-2-3 本計画で採用するごみ発生量の見込み（目標達成した場合）

項目	単位	実績値	第 1 中間目標値	第 2 中間目標値	最終目標値
		2018	2024	2029	2034
		H30	R6	R11	R16
行政区域内人口	人	78,486	73,683	69,338	64,537
生活系ごみ（集団資源回収を除く）	t	17,649	15,552	13,654	11,815
事業系ごみ	t	6,908	6,913	6,815	6,694
集団資源回収量	t	3,060	3,665	4,009	4,248
年間総排出量	t	27,617	26,130	24,478	22,757
1 人 1 日あたり排出量	g	964	972	967	966
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	g	583	548	511	475
資源化量	t	4,807	5,273	5,494	5,627
再生利用率	%	17.4	20.2	22.4	24.7
年間最終処分量	t	2,354	2,053	1,837	1,613

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

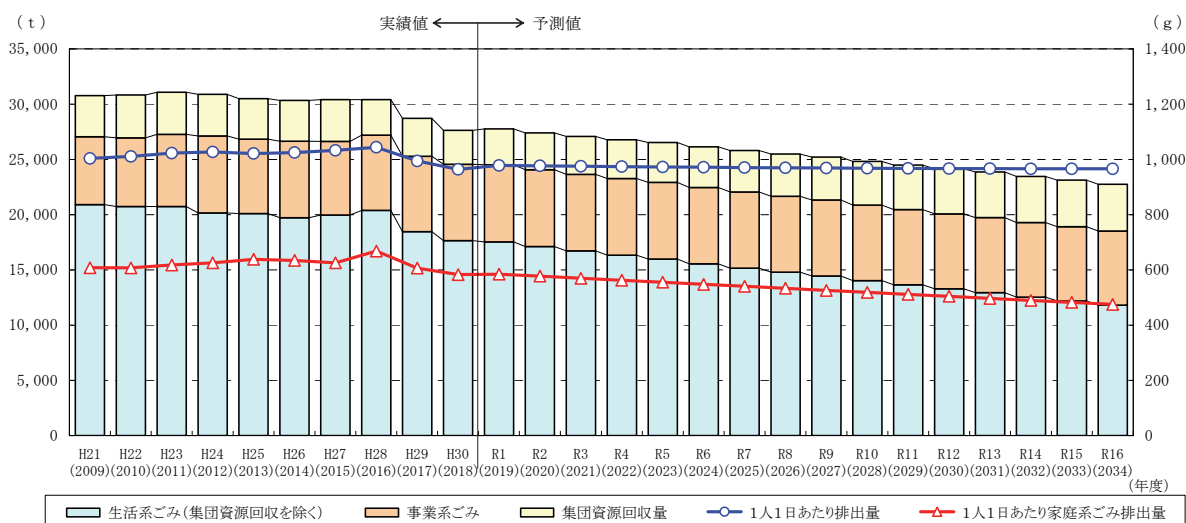


図 5-2-2 本計画で採用するごみ排出量の見込み（目標達成した場合）

## 循環型社会の構築に向けた施策

### 1 中津川市ごみ減量検討市民会議からの提言

循環型社会の構築に向けては、これまでごみ減量化施策の周知のほか、集団資源回収奨励金制度の運用やリサイクルボックスの設置によってリサイクルの推進にも取り組んできましたが、本市のごみ総排出量は平成 21 年度から平成 26 年度までほぼ横ばいの状況が続いていました。

また、平成 24 年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査では、市民一人が 1 日あたりに排出する家庭ごみの量は 811g となり、これは岐阜県内 21 の市の中で最も多いという結果が公表されました。

こうした状況を受け、早急にごみ減量化とリサイクルの推進をはかるため、「中津川市ごみ減量検討市民会議」を平成 26 年 8 月に設置し、公募委員も含め 14 人の委員で効果ある施策の検討を進めてまいりました。計 6 回の会議で検討された施策をまとめ、平成 27 年 2 月に「中津川市のごみ減量化に向けた提言」の提出を受けました。

その内容を一つ一つ検討し、出来ることから早急に実践していくことにより、確実なごみ減量につなげるとともに、市民・事業者・行政が情報を共有し、循環型社会の構築に向けての取組みに共感・参画し、力を合わせて環境にやさしい「きれいで豊かな自然を守るまち」を実現していくことが求められており、これから弛まぬ努力を重ねていくことが必要です。

以下に、中津川市ごみ減量検討市民会議からの「中津川市のごみ減量化に向けた提言（平成 27 年 2 月 4 日提出）」を示します。

平成27年2月4日

中津川市長 青山 節児 様

中津川市ごみ減量検討市民会議  
会長 吉村 安彦

### 中津川市のごみ減量化に向けた提言

中津川市では、使い捨ての経済・社会システムから大切な資源を上手に活かす社会の実現に向けて、市民にごみ減量の周知のほか、リサイクルボックスの設置や資源回収奨励金制度などの取組みを実施されていますが、ここ数年は家庭ごみの排出量は横ばいの傾向が続いています。

また、平成24年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、市民一人が1日あたりに排出する家庭ごみの量は811gであり、これは岐阜県内21市の中で最も多いという残念な結果となっています。

また、ごみ処理にかかる経費には年間10億4千万円余（市民一人あたり12,360円/年）もの費用が投じられ今後も増加の傾向にあり、さらに最終処分場の残余期間も約15年となっている状況を鑑みますと、早急にごみ減量化をはかり、財政負担の軽減と環境センター・最終処分場の延命化をはかっていく必要があると考えます。

こうした状況のもと、平成26年8月20日から計6回にわたり、ごみの減量化とリサイクルの推進に向けて活発に会議で検討を重ね、効果的と考えられる施策等を提言として取りまとめました。

下記の提言内容を踏まえ、今後5年以内に現状から10%以上の確実なごみ減量に向け、市において必要な施策を講じ、市民と協働して活気あふれる住みよいまち、きれいで豊かな自然を守るまち中津川の実現につなげていただけることを期待します。

#### 記

1. 燃えるごみの組成の割合で約4割（家庭ごみ全体で約6,604t/年 市民一人あたり約81kg/年）を占める「雑紙（ごつがみ）」と「衣類」を燃えるごみではなく、資源化することができれば、効果的にごみの減量につながると考えられることから、効率的な分別回収と資源化のシステムを組み立て、平成27年度から段階的に実施すること。

2. 集団回収は、今後も多くの団体や地域等で、より効果的に発展して実施されるよう今後も奨励金制度を維持するとともに、制度の周知活動に努めること。
3. リサイクルボックスは、身近な資源回収の場として利便性があり、効率的に資源回収が行うことができる施設であるから、今後も各地域からの排出予想量やニーズを捉え、市内全域での効果が最大となるよう、配置適正計画に基づき整備を進めること。
4. 商品の容器包装を小売販売店が回収し資源化に向けて、家庭から発生するごみ量を削減できると考えます。買い物に出かけた際にお店に返すという生活スタイルを定着させるため、市民や市内の小売店等に呼びかけ、店頭での資源回収の拡大を図ること。
5. これまで継続してきた「マイバック運動」と新たに「詰替商品購入促進運動」についても市民に啓発すること。
6. 広報なかつがわや市ホームページのほか、各地域の「中津川市住みよい環境づくり推進員」や地域役員と連携した地域への周知や説明会の開催、回覧板の積極的な活用、さらに学生や若い世代をターゲットとした広報戦略など、多くの機会や方法を効果的に活用して、中津川市の抱えるごみ問題やごみ減量の意識を上げるとともに、課題の解決・実現に向け市民と協働した取組みも拡げること。
7. 様々なイベントや機会を捉え、子どもや親子に向けた環境学習の充実により、ごみ問題への意識の啓発を図ること。
8. ごみ処理手数料の有料化は、先行市のごみ排出量の状況を見ると、経済的負担を軽減しようとする意識が働くことから、ごみの発生抑制とリサイクルの向上に繋がる効果的な施策のひとつであると考えます。

また、ごみ処理費用の全てを税金で負担している現状では、ごみを多く排出している家庭とごみ減量を推進している家庭とで公平性が保たれていないことから検討すべき施策であると考えます。

ただし、市民の負担を増やす施策でもあり、市として市民に対して説明責任を果たし、十分な理解を得たうえで実施されるべきと考えます。

なお、手数料収入の用途について、ごみ処理費用への充当のほか、ごみ出しガイドの作成や不法投棄対策などとして市民に還元し、透明性ある運用を行っていくこと。
9. 現在作成している「ごみ出しカレンダー」のほか、品目毎の分別方法や民間事業者の取組や施設の紹介も含めた、総括的な「ごみ出しガイドブック」の作成を検討すること。

また、作成にあたっては、子どもからお年寄りまで、便利に長く使い続けることができるよう内容の充実を図ること。

10. 単身世帯では比較的小みへの関心が低いと言われていることから、市内の大学や事業所、不動産会社等との連携により、出前講座の実施やパンフレットの配布など小み出しのルールと併せて小み減量化についての意識の啓発を図ること。

11. 留学生や就労で来られた外国人にも、小み分別の徹底と小み減量化の意識が広がるよう、市内の大学や事業所等との連携により、出前講座の実施やパンフレットの配布などにより啓発を図ること。

12. 新リサイクルセンターが環境センターと一体化することにより、小み減量化とリサイクルが効率的に進められることが期待できます。市民が施設を積極的に活用できるよう情報発信を行うとともに、開かれた施設として機能とサービスの充実を図ること。

13. 中津川市一般廃棄物処理基本計画では、家庭から排出される小みの量を平成31年度までに 21,899 t とするとして、約 2,400 t（市民1人あたりとして、年間約 29.5 kg、1日あたり 81 g）の更なる減量を求めています。

これまでの取組みがされてきたうえで、今後5年以内で 10%の更なる小み減量を達成するためには、より効果ある小みの減量化・リサイクルを進めるとともに、新たな施策の展開も必要と考えます。

市として毎年小みの排出量の結果を公表し検証を図りながら、目標の着実な達成に向けた小み減量化施策を展開すること。

以上



## 2 ごみの減量化の推進

### (1) 生活系ごみ

#### 1) 環境に配慮した行動等の意識向上及び周知・啓発

- ・ 不要なものは買わない、物は大切に長く使う、リユース品の積極利用等のライフスタイルの普及と定着を図ります。
- ・ 「住みよい環境づくり推進員」と連携して地域内でのごみ減量と資源化促進に対する意識の醸成を図ります。
- ・ 環境フェスタや地域のイベント・集会等で、ごみに関する説明会や展示などにより意識の向上を図ります。
- ・ 広報なかつがわ、本市HPのほか、チラシやパンフレット、回覧板など多様な方法により広報・啓発活動を進めます。
- ・ 出前講座と学習プログラムの充実を図り、大人から子供までの全ての世代に向けたごみ減量の啓発を行います。

#### 2) 市民参加によるごみ減量に向けた検討

- ・ 「ごみ減量検討市民会議」から提言を受けたごみ減量化に向けた施策について検討し、その効果を検証します。

#### 3) 段ボールコンポストの普及啓発

- ・ 本市では生ごみを堆肥化するため、段ボールコンポストによる資源化を啓発しています。これは、段ボール箱とピートモス、もみがらくん炭を使って自然界の微生物により、生ごみを堆肥化する方法であり、段ボールコンポストの普及啓発により、さらなる生ごみの減量化及び資源化を図ります。

#### 4) 生ごみ水切り等の情報提供の充実

- ・ 燃えるごみに含まれる水分は、その大半が生ごみに含まれているものであるため、ペットボトルの先端部分や牛乳パックなどを用いた生ごみの水切り（絞り方）の方法や、ティーバッグや茶がらを乾かす方法などを情報提供するとともに、家庭でできる簡単な水切りの方法の募集し、優秀なアイデアについては市HP等で広く公開します。

- 5) 食品ロスの実態調査、食品ロス削減レシピの発信
  - ・家庭での食品ロスの実態調査を実施し、市民に啓発します。
  - ・厚剥きにされた皮や脂身など、これまで食べられるのに捨てられてきた食材の部位を使った「もったいないクッキング」のレシピの募集や、食品ロスを削減するためのレシピを情報発信し、食品ロス削減運動の普及促進を図ります。
- 6) 食品等の期限表示の理解の促進
  - ・賞味期限（おいしく食べることができる期限）と、消費期限（期限を過ぎたら食べない方がよい年月日）の違いについて情報を提供するとともに、消費期限内でも賞味期限切れとして廃棄されている食品の削減を図ります。
- 7) ごみ出しマナーの向上の啓発
  - ・ごみ出しマナーの悪いごみステーションに対して、地域や管理者に対して分別の徹底等の啓発を行います。
  - ・市内の大学や事業所、不動産（管理）会社等と連携して、ごみ分別徹底とごみ減量、リサイクル推進の周知を図ります。
  - ・外国の方にもごみ分別ルールとごみ減量、リサイクルの情報が伝わるように、関係団体、大学生や市民ボランティア等と連携し、多言語に対応した様々な外国人向けパンフレットの作成・配布などにより周知を図ります。
- 8) 「レジ袋削減」と「詰め替商品購入促進」に向けた啓発
  - ・レジ袋の削減やマイバッグ使用などが一層広く市民に浸透するよう、市民や事業者への協力要請等を行います。
  - ・詰め替え用商品は特に毎日使用する日用品に関わるものが多く、容量の大きなプラスチック系ボトルの排出を削減させる効果があることから、市民や事業者に周知啓発を行います。
- 9) ごみ処理手数料制度導入効果の検証
  - ・本市では、平成 29 年度に家庭ごみの処理手数料を導入したことから、令和 5 年度に効果の検証を行い、手数料金額設定の見直しについて検討します。

## (2) 事業系ごみ

### 1) 排出事業者に対する発生抑制の啓発

- ・排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制を啓発します。
- ・排出事業者に対して、廃棄物の適正処理と分別の徹底を指導します。

### 2) 許可業者と協働した適正処理の推進

- ・収集運搬許可業者と協働して排出事業者にごみ減量化、リサイクル推進に係る意識の向上を図ります。

### 3) 料金体系の見直し

- ・社会経済情勢等を考慮してごみ処理料金の見直しを検討します。

### 4) ごみ減量に関する計画書の提出

- ・大量に排出する事業者に対し、ごみ減量に関する計画書の提出を求め、計画管理を行います。

### 5) ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所の紹介

- ・環境に優しい優良事業所の表彰や認定制度（店頭に貼るステッカーの配布等）の導入を検討するとともに、積極的にごみ減量化等に取り組んでいる事業所について、その成果等をHPや広報誌等で紹介します。

## 3 3R（リデュースReduce, リユースReuse, リサイクルRecycle）の推進

### (1) 生活系ごみ

#### 1) ごみアプリ（ごみの分別支援アプリ）の導入・配信

- ・燃えるごみや資源ごみ等の分別方法を単語ベースで検索できる機能や、収集日程カレンダー機能を備えたスマートフォン用ごみ分別アプリの導入及び配信を検討します。また、本市では外国人登録人口が増加傾向にあることから、多文化共生<sup>※4</sup>の観点からも、多言語に対応したごみ分別アプリの導入及び配信を検討する必要があります。

#### 2) 学習教材用データの提供

- ・教育委員会や学校関係者に対し、廃棄物処理等の環境学習に用いるための

---

※4 多文化共生：「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（出典：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書（平成18年3月）」と定義されています。

資料等を提供します。

3) 環境教育・環境学習の機会提供

- ・現在、環境センターで実施している小学4年生の社会科見学として、ごみ処理施設の見学会を継続します。

4) 不用品紹介制度の検討

- ・リユース促進のため不用品の紹介制度の検討を行います。

5) 大型ごみ等のリユース促進

- ・啓発プラザで行っている家具等のリサイクル販売の継続と市民団体等との連携による運営の検討を行います。

6) 紙・布類の資源化促進

- ・本市では「雑がみ」「衣類・布類」を資源ごみとして分別回収を開始しましたが、直近の燃えるごみの組成分析調査結果でも、紙・布類の組成割合が依然に高いことから、未だ燃えるごみの中に資源化できるものが多く混入していると考えられます。資源ごみの分別排出の徹底を図るため、周知啓発を行います。

7) 集団資源回収活動の活性化

- ・集団資源回収活動団体の拡充と活動を活発化させ、活動を通じて資源化の意識の高揚を図ります。
- ・集団資源回収奨励金制度を継続し、リサイクルとごみの減量化を推進します。

8) リサイクルボックスの利用促進

- ・各地域の段ボールや雑誌、新聞紙等の排出量予測やニーズを捉え、リサイクルボックス回収効果が大きくなるよう整備計画に基づいて整備を進めます。

9) 刈草・剪定枝の資源化

- ・刈草・剪定枝をリサイクルセンター及び民間処理施設で資源化するための検討を行います。

10) 啓発プラザの有効活用と来場者数増加に向けたメニュー検討

- ・啓発プラザの有効活用と来場者数の増加を図るため、3Rの推進等の啓発メニューを組み立てます。

#### 11) 事業者と連携した店頭回収の活用

- ・事業者と連携して店頭回収の活用を市民に周知し、家庭から排出するごみの減量を図ります。

### (2) 事業系ごみ

#### 1) 事業系資源ごみのリサイクル促進

- ・事業系ごみを環境センターに搬入する際に、担当職員によって資源ごみが混入していないか検査を実施します。もし、資源ごみ等が混入していれば受け入れを拒否し、民間の回収事業者等への資源化ルートへ誘導します。

#### 2) 事業系刈草・剪定枝の資源化促進

- ・事業系刈草・剪定枝の民間処理施設への排出を促進し、資源化を図ります。

#### 3) 新聞古紙等の新聞販売店回収の実施

- ・新聞古紙については、顧客サービスの一環として、販売店が回収している例があることから、新聞販売店舗による新聞誌等の販売店自主回収を要請するとともに、実施範囲をアンケート等で把握し、その範囲を拡大します。

#### 4) 溶融スラグのリサイクル推進

- ・溶融スラグのリサイクル推進のため、生成したスラグ製品を保管できるストックヤードを確保し、市民や事業者が必要とする時に十分な量を提供できるようにします。

## 4 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

ごみの性状を勘案し、区分ごとの処理方法及び処理主体を定め、ごみの適正な処理・処分を行います。

### (1) 収集運搬計画

#### 1) 収集運搬の体制

今後も現状の収集運搬体制を継続するものとするとともに、民間の活用を進めます。

#### 2) 収集の頻度

燃えるごみは全ての地区で週2回に統一しています。また、燃えないごみ、

大型ごみ及び有害ごみ以外の資源ごみは全ての地区で月1回に統一していますが、有害ごみは月1回の地区と年4回の地区があります。

当面は現状の収集頻度を基本的に継続するものとします。

### 3) 収集方式

収集方式は現状の通り、ステーション方式を継続するものとします。

なお、ステーションの設置場所及び箇所数は人口の状況、ステーションまでの距離や地域市民の要望等を考慮し、適宜見直しを行います。

### 4) 収集容器

燃えるごみ及び燃えないごみの収集容器は現状の通り、指定袋による排出を継続します。

### 5) 収集車両

現状の車両による収集が機動性に優れ適していると考えられるため、今後も車両による収集を継続します。

## (2) 中間処理計画

### 1) 中間処理の対象ごみ

中間処理の対象となるごみは燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、資源ごみ（有害ごみ及び硬質ごみを含む）及び資源となるごみとします。

### 2) 中間処理の基本方針

中間処理を行う既存施設については、合理的かつ効率的な施設運営及び維持管理を行うよう徹底します。

また、将来的な中間処理体系については、中・長期的な視点に立ち、地域の社会的及び地理的な特性を勘案した上で広域的な処理にも対応できるよう、引き続き検討していくものとします。

### 3) 処理方法

効率的な施設運用を図るため、合理的かつ経済的なごみ処理体系を維持するものとします。

以下に目標年次におけるごみ種類別の処理・処分の状況を示します。

#### ①燃えるごみ

中津川市環境センターのガス化溶融施設で溶融処理します。スラグはコン

クリート二次製品等の原材料としてリサイクルし、処理残渣等は最終処分施設で埋立処分します。

#### ②燃えないごみ

中津川市環境センターの粗大不燃施設で破碎処理した後、磁選機、不燃物可燃物等分離装置及び精選機で鉄・アルミを回収します。選別できなかった鉄・アルミ以外の可燃残渣はガス化熔融施設で熔融処理します。スラグはコンクリート二次製品等の原材料としてリサイクルし、処理残渣等は最終処分施設で埋立処分します。

なお、小型家電については、リサイクルセンターで回収します。

#### ③大型ごみ

中津川市環境センターに搬入後、現状でまだ使えそうなものは啓発施設内で展示・販売します。その他のものは粗大不燃施設で破碎処理した後、磁選機、不燃物可燃物等分離装置及び精選機で鉄・アルミを回収します。選別できなかった鉄・アルミ以外の可燃残渣はガス化熔融施設で熔融処理します。スラグはコンクリート二次製品等の原材料としてリサイクルし、処理残渣等は最終処分施設で埋立処分します。

#### ④資源ごみ（有害ごみ及び硬質ごみを除く）

リサイクルセンターに搬入後、資源化再利用原材料として出荷するための選別を行い、中間処理を行った後、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく指定法人等へ再商品化の業務を依頼します。

発砲スチロールのうち、生活系のごみについては、資源化中間処理を民間業者へ委託します。

#### ⑤資源ごみ（有害ごみ及び硬質ごみ）

リサイクルセンターに搬入後、民間業者に引き渡します。

#### ⑥資源となるごみ（新聞紙・段ボール・雑誌、雑がみ、廃食用油）

拠点回収、リサイクルボックス及び集団資源回収によって回収し、民間業者で資源化します。

### (3) 最終処分計画

#### 1) 最終処分対象

最終処分の対象とする埋立物は中間処理を経て、最終的に残った残渣であり、資源化、または減容化することが困難で、無害化・安定化が可能なものとしません。

#### 2) 処分方法

最終処分先は中津川市環境センター最終処分施設で埋立します。

### (4) 不適正処理の防止及び快適環境の創出

#### 1) 不法投棄への取り組み

本市は行政区域面積が広く、山林の面積が広い地域であり、不法投棄が行われやすい地域であるため、土地の所有者や地域、県等と協力して監視体制を強化し、不法投棄対策に取り組めます。

また、これらの取り組みを通じて市民及び事業者への不法投棄に対する意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

#### 2) 不用品回収事業者への対応

廃棄物の不適正処理の防止及び資源化を推進するために、不用品回収事業者への指導と市民への啓発を行います。

#### 3) まちの美化運動の支援強化

清潔で美しく快適なまちづくりを推進するため、市内一斉清掃への協力を呼びかけるとともに、地域、事業所ぐるみの清掃活動を支援します。

ポイ捨て等防止条例によるごみのポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、市民一人ひとりの美化意識の高揚に努めるとともに、パトロールや看板の設置などの予防策を強化します。

### (5) 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

廃棄物処理は市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても迅速、かつ適正に処理が実施できるよう廃棄物処理体制の確立が求められていることから、東日本大震災の教訓を活かし、安全・安心な廃棄物処理体制の構築を図ります。



平成 24 年度に策定した「中津川市災害廃棄物処理基本計画」について、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定）」及び岐阜県の「岐阜県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 9 月改定）」を参考として、中津川市地域防災計画や、その他関連計画と整合性を図るため、平成 31 年に改定しています。

引き続き、災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、事前の備え、体制の構築を進めていきます。

## 5 循環型社会へのビジョンの共有と新たな発想による施策の展開

### (1) 市民参加の促進

- ・「ごみ減量検討市民会議」から提言を受けたごみ減量に向けた施策について検討し、活動を実践します。
- ・新たな発想による対策や施策を市民・事業者・行政が協働で検討、実践し、「きれいで豊かな自然を守るまち」を目指します。

### (2) 資源化を高める新たな施策の検討

- ・近年落ちついている資源化率を高い目標値に近づけていくために、他市の成功事例を参考にするとともに、資源再生事業者と連携を図りながら、有効な施策を検討します。

### (3) 環境センター最終処分場の延命化及び整備計画の立案

- ・最終処分については、熔融スラグのリサイクルの推進や、ごみの減量化及び資源ごみのリサイクルを推進することにより、最終処分量のさらなる低減を図ります。また、今後の埋立状況を考慮しつつ、新たな埋立処分場の整備計画を立案します。

### (4) 費用対効果の分析

- ・ごみの減量化・資源化の促進とごみ質等の変化に合わせ、効率的な収集体制の再構築を行います。
- ・市民サービスの水準維持と費用対効果の観点から、民間活力を導入した効率

的、かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討を行います。

- ・ごみ処理の適正化、効率化を図るため、近隣市町村と連携し、ごみの広域処理について研究を行います。

(5) 施策の効果分析手法による点検・評価

- ・様々な施策の効果や計画目標の達成状況等を明らかにすることにより、市民・事業者・行政が情報を共有できる評価手法を導入し、各施策の点検・評価を実施します。
- ・定期的に施策の点検・評価を行い、次期基本計画改定に向けて進捗状況を総括するとともに、社会情勢の変化などを踏まえながら、次なるステージに向けた検討を行います。

(6) 安全・安心な処理体制の確立

- ・災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理が実施できるよう安全・安心な廃棄物処理体制を確立します。

(7) ごみ発電事業等の推進

- ・ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについて、可能な限り発電や蒸気供給等に活用します。

(8) 高齢者等に対するごみ出し支援

- ・単身の要介護者や障がい者などのごみ出しが困難な状況にある世帯の実態を調査し、対策の検討を行います。

## その他ごみ処理に関し必要な事項

### 1 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物の対処方針

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物を表 5-4-1 に示します。また、本市として収集・処理対象外のごみは表 3-1-2 に示したとおりです。

これらのごみについては、基本的には本市として処理を行わないものとし、市民に周知徹底を図るとともに、回収ルートの情報提供に努めるものとします。

表 5-4-1 環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

	特別管理一般廃棄物	適正処理困難物
種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次のものでPCBを使用した部品</li> <li>・ 廃エアコンディショナー</li> <li>・ 廃テレビジョン受信機</li> <li>・ 廃電子レンジ</li> <li>○廃水銀</li> <li>・ 水銀使用製品から回収した廃水銀</li> <li>○ばいじん</li> <li>○燃え殻及び汚泥のうち、ダイオキシン類含有物</li> <li>○感染性一般廃棄物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃ゴムタイヤ</li> <li>・ 廃テレビジョン受信機（25型以上）</li> <li>・ 廃電気冷蔵庫（250ℓ以上）</li> <li>・ 廃スプリングマットレス</li> </ul>

※スプリングマットレスについては、現在当市では受け入れています。

### 2 事業者及び廃棄物再生事業者との協力

廃棄物の減量を図るためには、行政と市民だけでなく製品の製造者を始めとした事業者、廃棄物収集運搬事業者及び資源化を担う廃棄物再生事業者の5者が協力し、合理的な体制を構築することが必要です。

本市としては、事業者に対して製造段階にまで遡った排出量対策や廃棄物の発生が少なくなる製品の製造を指導する一方、こうした取り組みは社会経済システム全体の見直しを含めた対応が必要になることから、関係者、関係団体などと連携し、国や関係業界などに対して働き掛けます。

### 3 計画の進行管理

#### (1) 情報管理

実績データ（ごみの発生、排出から処理・処分に至るまで）や地域の活動団体の情報、イベント等の市民の参加状況などのごみ処理に関するデータを収集し管理します。

また、施策の効果を検証できるよう情報の収集・整理を行います。

#### (2) 施策の評価

本計画を推進する上で適宜、計画の進行状況等を把握するとともに、施策の効果を定期的に評価し、実施計画に反映します。

#### (3) 計画の適宜見直し

リニア中央新幹線の計画が令和9年（2027年）の開業に向けて動き出しています。

中津川市には、岐阜県駅と中部車両基地の設置が予定されており、稼働すれば人口、地域の特性や産業構造など多方面において大きな変化が生じてくることが予想されます。

本計画においては、こうしたリニアのまちづくりや社会・経済動向や国、県の法施策とも整合性を図りつつ、人口動態や施策の実施状況に即し、効果を評価しつつ適宜見直しを行います。

### 4 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールの活用

これらは、平成17年5月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に基づく廃棄物処理法の改正を受け、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を目的として策定したものです。

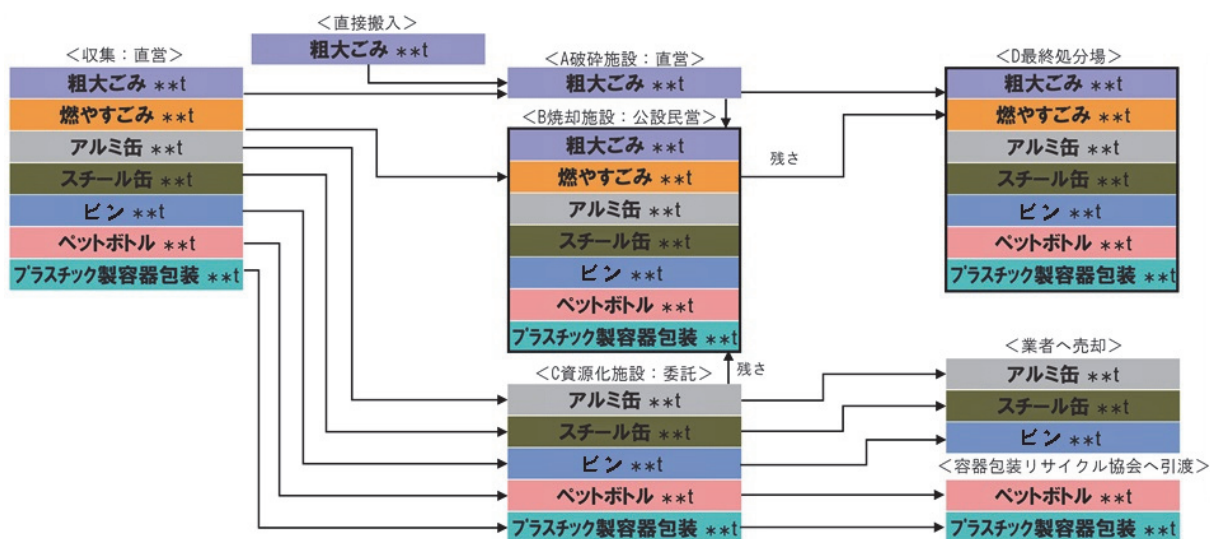
今後、これらを活用することにより、循環型社会の形成に向け、3Rに重点を置いた最適なりサイクル・処理システムの構築を図っていくことができると考えられます。

## (1) 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準（以下、「会計基準」といいます。）では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めています。

会計基準に基づく財務書類の作成は、各市町村等がそれぞれ行うものであることから、作業量の軽減を図るとともに統一性を確保するため、環境省では「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」を作成し、提供しています。

これは、ごみ種ごとの収集運搬から、中間処理、最終処分、資源化等の工程ごとに諸費用を算出する一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算や一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算を行うことにより、一般廃棄物の処理に係るコストを把握できることから、ごみ処理有料化の導入効果検証や有料化の料金見直しの根拠等にも活用することができます。



出典：環境省「3つのガイドラインに関する説明会資料」より抜粋

図 5-4-1 会計基準の一般廃棄物処理に係るフロー図の例

## (2) 一般廃棄物処理有料化の手引き

環境省が平成 19 年 6 月に公表したものであり、自治体が一般廃棄物処理に「有料化」施策を導入する場合もしくは見直す場合に参考となる手引書として策定したものです。

本市では、平成 28 年度にごみ有料化制度を導入しており、本ガイドラインや会計基準等によって、将来の料金設定の見直し等に役立つと考えられます。

### (3) 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

廃棄物処理法の基本方針に規定されるごみ処理に関する役割を果たすため、国が市町村に対して廃棄物の減量や適正な処理等の円滑な取組みの実施に向け、「一般廃棄物の標準的な分別収集区分」「一般廃棄物の適正な循環的利用・適正処分の考え方」「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」「循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組みの考え方」を示したものです。

システム評価支援ツールによる各指標の分析を通じて、本市の廃棄物処理システムの弱点を正確に把握することができます。また、本市の廃棄物処理システムの評価を検討する上で、参考となる類似都市名が示されることから、弱点の改善を図るための取組みを具体的かつ効率的に検討できると考えられます。

そのため、一般廃棄物処理システム指針では、できるだけ多くの市町村が本指針を活用して、類似市町村の平均値を基準値とした比較による評価を実施することを推奨しています。

なお、本計画では、「第 3 章 ごみ処理の状況」「6 ごみ処理の評価 (p. 46)」において、一般廃棄物処理システム指針において示されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いた評価を行っています。

現在、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールは、制度の改訂があった平成 25 年度以外、毎年更新されていることから、長期計画である本基本計画だけでなく、毎年度計画される一般廃棄物処理実施計画においても導入することを検討します。

# 第6章 生活排水処理と課題

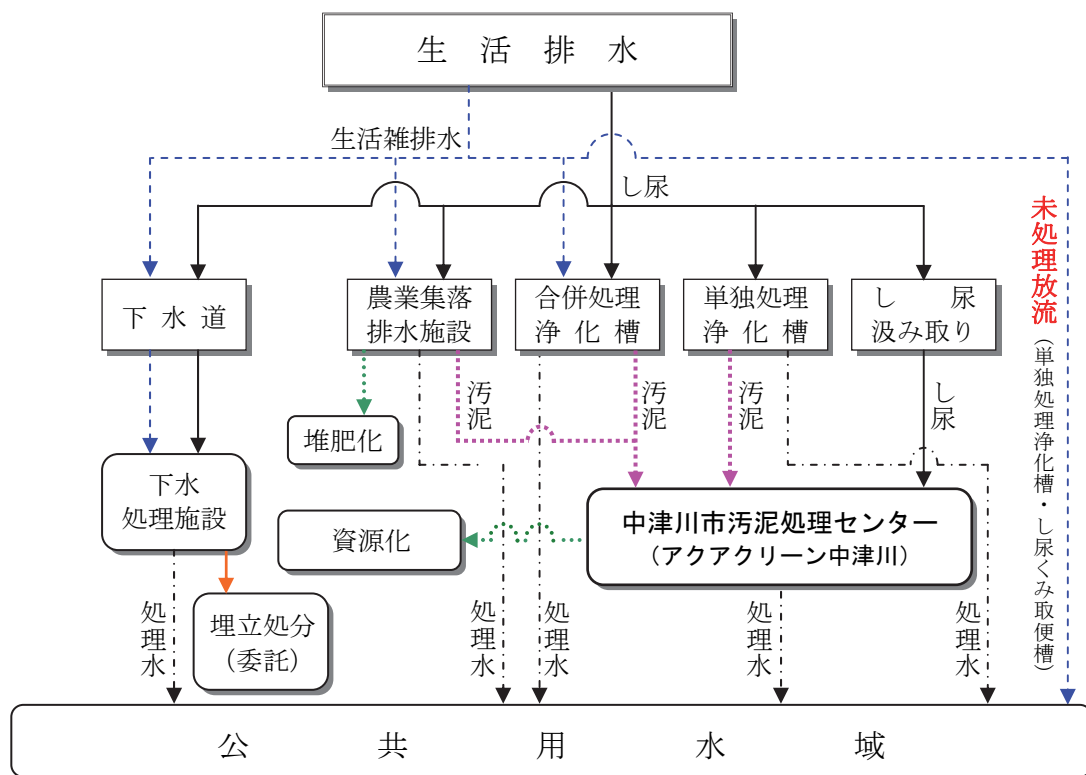
## 6-1

### 生活排水処理の状況

#### 1 生活排水処理の流れ

本市の生活排水は、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽によって処理しており、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥及び汲み取りし尿については、中津川市汚泥処理センター「アクアクリーン中津川」において処理を行っています。

なお、中津川市汚泥処理センターは、令和元年12月より供用開始しています。



注1 「生活排水」とは、人の生活（炊事・洗濯・入浴等）に伴い、公共用水域に排出される排水のことです。（水質汚濁防止法による定義）

注2 「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除くものです。（浄化槽法による定義）

注3 「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路のことです。（水質汚濁防止法による定義）

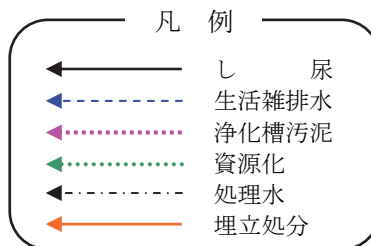


図 6-1-1 生活排水の流れ

## 2 生活排水処理形態別人口の実績

本市における生活排水処理形態別人口の実績を表 6-1-1 に示します。

平成 30 年度現在、計画処理区域内人口は 78,486 人であり、そのうち水洗化・生活雑排水処理人口は 60,633 人、汚水衛生処理率は 77.3%となっており、残りの 17,853 人 (22.7%) は、生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出しています。

し尿汲み取り量は、9,599kℓ/年、浄化槽汚泥量（家庭雑排水汚泥を含む）は、15,587kℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 25,186kℓ/年となります。

表 6-1-1 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	単位	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
行政区域内人口	人	84,056	83,567	83,024	82,387	81,820	81,108	80,436	79,775	79,093	78,486	
計画処理区域内人口	人	—	—	83,024	82,387	81,820	81,108	80,436	79,775	79,093	78,486	
水洗化・生活雑排水処理人口	人	—	—	65,956	66,028	66,789	67,268	64,278	60,575	60,540	60,633	
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	—	—	14,193	14,544	14,818	14,982	14,979	15,167	15,127	15,039	
公共下水道人口	人	41,342	42,126	43,542	43,282	43,715	43,930	41,774	38,459	38,568	38,980	
農業集落排水施設人口	人	8,861	8,978	8,221	8,202	8,256	8,356	7,525	6,949	6,845	6,614	
し尿処理施設搬入分	人	4,332	4,312	3,404	3,310	3,320	3,332	3,030	2,915	2,842	2,772	
農業集落排水施設処理分（搬入外）	人	4,529	4,666	4,817	4,892	4,936	5,024	4,495	4,034	4,003	3,842	
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	1,071	1,057	1,033	1,019	842	765	692	621	551	484	
非水洗化人口	人	—	—	16,035	15,340	14,189	13,075	15,466	18,579	18,002	17,369	
し尿収集人口（計画収集人口）	人	—	—	16,035	15,340	14,189	13,075	15,466	18,579	18,002	17,369	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率	%	—	—	79.4%	80.1%	81.6%	82.9%	79.9%	75.9%	76.5%	77.3%	
し尿・汚泥量	し尿汲み取り量	kℓ/年	15,923	15,250	14,693	13,975	13,012	12,164	11,475	10,582	10,045	9,599
	浄化槽汚泥量	kℓ/年	17,341	17,865	18,033	18,219	17,920	17,971	17,875	17,007	15,867	15,587
	し尿処理施設搬入分	kℓ/年	14,176	14,603	14,657	14,801	14,471	14,460	14,725	14,187	13,070	12,902
	農業集落排水施設処理分（推定値）	kℓ/年	3,165	3,262	3,376	3,418	3,449	3,511	3,150	2,820	2,797	2,685
	計	kℓ/年	33,264	33,115	32,726	32,194	30,932	30,135	29,350	27,589	25,912	25,186

注)「農業集落排水施設処理分（推定値）」は農林水産省「農業集落排水資源の再生利用に関する手引き（案）平成 29 年 3 月」を参考として推定しました。

なお、浄化槽法の改正により、平成 13 年度から合併処理浄化槽のみが「浄化槽」と定義されたことから、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が原則として義務づけられました。ただし、維持管理等を浄化槽法の規制対象とするため、既に設置された単独処理浄化槽については浄化槽とみなすものとされています。

単独処理浄化槽を廃止するまでの間は使用することができますが、単独処理浄化槽の使用者は原則として合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならないものとされています。



### 3 し尿処理経費

本市のし尿処理経費の推移を表 6-1-2 に示します。

本市のし尿処理経費は、施設の建設・改良費を含め年間約 4 億 7 千万円（平成 29 年度）と高額な費用を要しており、市民 1 人あたりに換算すると 4,434 円/年、し尿・汚泥 1 kℓあたりに換算すると 15,171 円/年となります。

表 6-1-2 し尿処理経費の推移（単位：千円）

区 分		年 度	2013	2014	2015	2016	2017
			H25	H26	H27	H28	H29
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	219,240	106,750
		最終処分場	0	7,452	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	34,118	18,598	10,869	
小 計			0	7,452	34,118	237,838	117,619
処理及び維持管理費	人件費		85,990	90,029	89,661	85,430	89,839
		一般職	40,869	44,386	44,532	40,298	44,385
		収集運搬	0	0	0	0	0
		中間処理	45,121	45,643	45,129	45,132	45,454
		最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	197,189	174,359	170,588	145,978	127,347
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費			0	0	0	0
	委託費		152,746	142,616	135,998	128,498	121,659
		収集運搬費	120,410	120,615	114,167	106,057	100,876
		中間処理費	23,691	19,102	18,555	20,024	18,363
		最終処分費	250	208	0	0	0
		その他	8,395	2,691	3,276	2,417	2,420
	調査研究費			3,475	1,754	1,784	3,725
小 計			439,400	408,758	398,031	363,631	340,632
そ の 他			10,669	27,383	23,009	8,233	10,048
合 計			450,069	443,593	455,158	609,702	468,299
建設・改良費除く 1 kℓあたり事業費（円）			16,376	16,381	16,070	15,013	15,171
建設・改良費除く 1 人あたり事業費（円）			5,501	5,377	5,234	4,661	4,434

注)「一般廃棄物処理実態調査結果」は集計期間の関係上、平成 29 年度が最新となります。

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より抜粋

#### 4 収集運搬状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務は委託業者または許可業者によって行われており、収集車両が直接、中津川市汚泥処理センターへ搬入しています。

なお、施設への投入手数料は現在徴収していません。

#### 5 し尿・浄化槽汚泥等搬入量

過去3年間のし尿・浄化槽汚泥等の年間搬入量を表6-1-3に示します。

し尿等の搬入量全体に占める浄化槽汚泥等の割合は、中津川市衛生センターは増加傾向にあります。中津川市恵北衛生センターはほぼ横這い傾向で推移しています。

また、平成30年度において、中津川市全体に占める浄化槽汚泥等の割合は57.3%となっています。

表6-1-3 し尿・浄化槽汚泥量の年間搬入量

項 目		単位	2016	2017	2018
			H28	H29	H30
衛生センター	年間搬入量	kℓ/年	14,173	13,085	12,620
	し尿	kℓ/年	7,487	6,923	6,600
	浄化槽汚泥等	kℓ/年	6,687	6,163	6,020
	全体にしめる浄化槽汚泥等の割合	%	47.2	47.1	47.7
恵北衛生センター	年間搬入量	kℓ/年	10,594	10,029	9,880
	し尿	kℓ/年	3,095	3,122	2,999
	浄化槽汚泥等	kℓ/年	7,500	6,907	6,881
	全体にしめる浄化槽汚泥等の割合	%	70.8	68.9	69.6
中津川市全体	年間搬入量	kℓ/年	24,768	23,114	22,500
	し尿	kℓ/年	10,581	10,045	9,598
	浄化槽汚泥等	kℓ/年	14,186	13,069	12,902
	全体にしめる浄化槽汚泥等の割合	%	57.3	56.5	57.3

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

## 中間処理施設の概要

### 1 し尿処理施設の概要

#### (1) 施設概要

中津川市汚泥処理センターの施設概要を表 6-2-1 に示します。

表 6-2-1 中津川市汚泥処理センターの施設概要

施設名称	中津川市汚泥処理センター（アクアクリーン中津川）
処理対象市町名	中津川市
所在地	岐阜県中津川市福岡 3546 番地 2
処理能力	65kℓ/日
処理方式	（水処理設備）前脱水型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 （資源化設備）リン回収方式
放流先	松島川
し渣・汚泥の 処分方法	業者委託
竣工年度	令和元年 12 月 施設稼働

#### (2) 月変動係数

し尿・浄化槽汚泥等の発生量は、人口増減や観光シーズン等の季節変動の影響があることから、これを定量的に示すための指標として、し尿・浄化槽搬入量の変動を月単位で算出したものを月変動係数と言います。

し尿・浄化槽汚泥等の月別搬入量と変動係数及び月最大変動係数の平均値を表 6-2-2～表 6-2-19 に示します。

し尿・浄化槽汚泥等の各月の搬入量は、中津川市全体で比較的平準化されており、月最大変動係数の平均値は 1.09 となっています。

表6-2-2 中津川市全体におけるし尿及び浄化槽汚泥月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016					2017					2018					
	平成28年度			平成29年度		平成29年度			平成30年度		平成30年度			平成30年度		
項目	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数
4月	2,200.64	30	73.35	③ 1.08	2,082.15	30	69.40	① 1.10	1,932.91	30	64.43	④ 1.05	1,932.91	30	64.43	④ 1.05
5月	2,061.36	31	66.50	⑦ 0.98	1,859.10	31	59.97	⑨ 0.95	1,980.17	31	63.88	⑤ 1.04	1,980.17	31	63.88	⑤ 1.04
6月	2,261.81	30	75.39	① 1.11	2,067.33	30	68.91	② 1.09	1,980.40	30	66.01	① 1.07	1,980.40	30	66.01	① 1.07
7月	2,019.15	31	65.13	⑧ 0.96	1,984.15	31	64.00	⑥ 1.01	1,888.16	31	60.91	⑧ 0.99	1,888.16	31	60.91	⑧ 0.99
8月	2,012.71	31	64.93	⑧ 0.96	1,867.94	31	60.26	⑨ 0.95	1,779.98	31	57.42	⑩ 0.93	1,779.98	31	57.42	⑩ 0.93
9月	2,078.95	30	69.30	⑤ 1.02	1,988.65	30	66.29	⑤ 1.05	1,815.71	30	60.52	⑨ 0.98	1,815.71	30	60.52	⑨ 0.98
10月	2,120.44	31	68.40	⑥ 1.01	1,974.07	31	63.68	⑥ 1.01	2,037.95	31	65.74	① 1.07	2,037.95	31	65.74	① 1.07
11月	2,236.95	30	74.56	② 1.10	2,058.64	30	68.62	③ 1.08	1,967.21	30	65.57	③ 1.06	1,967.21	30	65.57	③ 1.06
12月	2,267.53	31	73.15	③ 1.08	2,092.35	31	67.50	④ 1.07	1,946.44	31	62.79	⑥ 1.02	1,946.44	31	62.79	⑥ 1.02
1月	1,740.42	31	56.14	⑫ 0.83	1,610.40	31	51.95	⑫ 0.82	1,564.56	31	50.47	⑫ 0.82	1,564.56	31	50.47	⑫ 0.82
2月	1,792.51	28	64.02	⑩ 0.94	1,646.60	28	58.81	⑪ 0.93	1,734.27	28	61.94	⑦ 1.00	1,734.27	28	61.94	⑦ 1.00
3月	1,975.17	31	63.72	⑩ 0.94	1,882.76	31	60.73	⑧ 0.96	1,872.38	31	60.40	⑨ 0.98	1,872.38	31	60.40	⑨ 0.98
計	24,767.64	365	67.86	1.11	23,114.14	365	63.33	1.10	22,500.15	365	61.64	1.07	22,500.15	365	61.64	1.07

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-3 月最大変動係数の平均値（し尿及び浄化槽汚泥）

月最大変動係数	1.09		
	2016	2017	2018
計画月変動係数分布	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①. 1.09	( 1.11 + 1.10 + 1.07 ) ÷ 3		
②. 1.09	( 1.10 + 1.09 + 1.07 ) ÷ 3		
③. 1.07	( 1.08 + 1.08 + 1.06 ) ÷ 3		
④. 1.07	( 1.08 + 1.07 + 1.05 ) ÷ 3		
⑤. 1.04	( 1.02 + 1.05 + 1.04 ) ÷ 3		
⑥. 1.01	( 1.01 + 1.01 + 1.02 ) ÷ 3		
⑦. 1.00	( 0.98 + 1.01 + 1.00 ) ÷ 3		
⑧. 0.97	( 0.96 + 0.96 + 0.99 ) ÷ 3		
⑨. 0.96	( 0.96 + 0.95 + 0.98 ) ÷ 3		
⑩. 0.96	( 0.94 + 0.95 + 0.98 ) ÷ 3		
⑪. 0.93	( 0.94 + 0.93 + 0.93 ) ÷ 3		
⑫. 0.82	( 0.83 + 0.82 + 0.82 ) ÷ 3		

表6-2-4 中津川市全体におけるし尿月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016				2017				2018			
	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
項目	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数
4月	920.97	30	30.70	② 1.06	884.85	30	29.49	① 1.07	804.50	30	26.82	⑥ 1.02
5月	884.71	31	28.54	⑨ 0.98	823.71	31	26.57	⑨ 0.97	854.14	31	27.55	③ 1.05
6月	931.87	30	31.06	① 1.07	856.50	30	28.55	③ 1.04	836.39	30	27.88	② 1.06
7月	843.46	31	27.21	⑩ 0.94	823.47	31	26.56	⑨ 0.97	784.59	31	25.31	⑩ 0.96
8月	930.58	31	30.02	③ 1.04	879.02	31	28.36	④ 1.03	805.68	31	25.99	⑧ 0.99
9月	903.18	30	30.11	③ 1.04	852.75	30	28.43	④ 1.03	811.14	30	27.04	⑤ 1.03
10月	915.85	31	29.54	⑥ 1.02	866.71	31	27.96	⑥ 1.02	845.77	31	27.28	④ 1.04
11月	870.15	30	29.00	⑦ 1.00	844.73	30	28.16	⑥ 1.02	784.59	30	26.15	⑧ 0.99
12月	934.50	31	30.15	③ 1.04	902.73	31	29.12	② 1.06	883.75	31	28.51	① 1.08
1月	807.42	31	26.05	⑫ 0.90	749.35	31	24.17	⑫ 0.88	714.00	31	23.03	⑫ 0.88
2月	814.93	28	29.10	⑦ 1.00	779.05	28	27.82	⑧ 1.01	743.78	28	26.56	⑦ 1.01
3月	823.57	31	26.57	⑪ 0.92	781.80	31	25.22	⑪ 0.92	730.15	31	23.55	⑪ 0.90
計	年総搬入量 10,581.19	年間日数 365	日平均 搬入量 28.99	月最大 変動係数 1.07	年総搬入量 10,044.67	年間日数 365	日平均 搬入量 27.52	月最大 変動係数 1.07	年総搬入量 9,598.49	年間日数 365	日平均 搬入量 26.30	月最大 変動係数 1.08

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-5 月最大変動係数の平均値（し尿）

月最大変動係数	1.07		
	2016	2017	2018
計画月変動係数分布	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①. 1.07	( 1.07 + 1.07 + 1.08 )	÷ 3	
②. 1.06	( 1.06 + 1.06 + 1.06 )	÷ 3	
③. 1.04	( 1.04 + 1.04 + 1.05 )	÷ 3	
④. 1.04	( 1.04 + 1.03 + 1.04 )	÷ 3	
⑤. 1.03	( 1.04 + 1.03 + 1.03 )	÷ 3	
⑥. 1.02	( 1.02 + 1.02 + 1.02 )	÷ 3	
⑦. 1.01	( 1.00 + 1.02 + 1.01 )	÷ 3	
⑧. 1.00	( 1.00 + 1.01 + 0.99 )	÷ 3	
⑨. 0.98	( 0.98 + 0.97 + 0.99 )	÷ 3	
⑩. 0.96	( 0.94 + 0.97 + 0.96 )	÷ 3	
⑪. 0.91	( 0.92 + 0.92 + 0.90 )	÷ 3	
⑫. 0.89	( 0.90 + 0.88 + 0.88 )	÷ 3	

表6-2-6 中津川市全体における浄化槽汚泥（家庭雑排水量を含む）月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016					2017					2018					
	平成28年度					平成29年度					平成30年度					
項目	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数	月総搬入量 (kl/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kl/日)	月変動係数
4月	1,279.67	30	42.66	④ 1.10	1,197.30	30	39.91	③ 1.11	1,128.41	30	37.61	④ 1.06	1,128.41	30	37.61	④ 1.06
5月	1,176.66	31	37.96	⑦ 0.98	1,035.39	31	33.40	⑨ 0.93	1,126.03	31	36.32	⑥ 1.03	1,126.03	31	36.32	⑥ 1.03
6月	1,329.94	30	44.33	② 1.14	1,210.83	30	40.36	① 1.13	1,144.01	30	38.13	③ 1.08	1,144.01	30	38.13	③ 1.08
7月	1,175.69	31	37.93	⑦ 0.98	1,160.68	31	37.44	⑥ 1.05	1,103.57	31	35.60	⑦ 1.01	1,103.57	31	35.60	⑦ 1.01
8月	1,082.13	31	34.91	⑩ 0.90	988.92	31	31.90	⑩ 0.89	974.30	31	31.43	⑩ 0.89	974.30	31	31.43	⑩ 0.89
9月	1,175.77	30	39.19	⑤ 1.01	1,135.90	30	37.86	⑤ 1.06	1,004.57	30	33.49	⑩ 0.95	1,004.57	30	33.49	⑩ 0.95
10月	1,204.59	31	38.86	⑥ 1.00	1,107.36	31	35.72	⑦ 1.00	1,192.18	31	38.46	② 1.09	1,192.18	31	38.46	② 1.09
11月	1,366.80	30	45.56	① 1.17	1,213.91	30	40.46	① 1.13	1,182.62	30	39.42	① 1.12	1,182.62	30	39.42	① 1.12
12月	1,333.03	31	43.00	③ 1.11	1,189.62	31	38.37	④ 1.07	1,062.69	31	34.28	⑨ 0.97	1,062.69	31	34.28	⑨ 0.97
1月	933.00	31	30.10	⑫ 0.77	861.05	31	27.78	⑫ 0.78	850.56	31	27.44	⑫ 0.78	850.56	31	27.44	⑫ 0.78
2月	977.58	28	34.91	⑩ 0.90	867.55	28	30.98	⑩ 0.87	990.49	28	35.37	⑧ 1.00	990.49	28	35.37	⑧ 1.00
3月	1,151.60	31	37.15	⑨ 0.96	1,100.96	31	35.51	⑧ 0.99	1,142.23	31	36.85	⑤ 1.04	1,142.23	31	36.85	⑤ 1.04
計	14,186.46	365	38.87	1.17	13,069.47	365	35.81	1.13	12,901.66	365	35.35	1.12	12,901.66	365	35.35	1.12

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-7 月最大変動係数の平均値（浄化槽汚泥（家庭雑排水量を含む））

月最大変動係数	2016		2017		2018	
	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度
①. 1.14	( 1.17 + 1.13 + 1.12 ) ÷ 3					
②. 1.12	( 1.14 + 1.13 + 1.09 ) ÷ 3					
③. 1.10	( 1.11 + 1.11 + 1.08 ) ÷ 3					
④. 1.08	( 1.10 + 1.07 + 1.06 ) ÷ 3					
⑤. 1.04	( 1.01 + 1.06 + 1.04 ) ÷ 3					
⑥. 1.03	( 1.00 + 1.05 + 1.03 ) ÷ 3					
⑦. 1.00	( 0.98 + 1.00 + 1.01 ) ÷ 3					
⑧. 0.99	( 0.98 + 0.99 + 1.00 ) ÷ 3					
⑨. 0.95	( 0.96 + 0.93 + 0.97 ) ÷ 3					
⑩. 0.91	( 0.90 + 0.89 + 0.95 ) ÷ 3					
⑪. 0.89	( 0.90 + 0.87 + 0.89 ) ÷ 3					
⑫. 0.78	( 0.77 + 0.78 + 0.78 ) ÷ 3					

表6-2-8 中津川市衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016						2017						2018					
	平成28年度			平成29年度			平成29年度			平成30年度			平成30年度			平成30年度		
	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数		
4月	1,269.07	30	42.30	② 1.09	1,204.67	30	40.16	② 1.12	1,096.27	30	36.54	② 1.06						
5月	1,245.82	31	40.19	⑤ 1.04	1,077.51	31	34.76	⑧ 0.97	1,061.33	31	34.24	⑨ 0.99						
6月	1,324.40	30	44.15	① 1.14	1,123.80	30	37.46	⑤ 1.04	1,095.46	30	36.52	② 1.06						
7月	1,147.86	31	37.03	⑨ 0.95	1,100.67	31	35.51	⑥ 0.99	1,026.62	31	33.12	⑩ 0.96						
8月	1,115.98	31	36.00	⑩ 0.93	1,016.45	31	32.79	⑩ 0.91	902.05	31	29.10	⑪ 0.84						
9月	1,180.64	30	39.35	⑥ 1.01	1,131.96	30	37.73	④ 1.05	1,048.66	30	34.96	⑧ 1.01						
10月	1,207.84	31	38.96	⑦ 1.00	1,080.62	31	34.86	⑧ 0.97	1,135.14	31	36.62	② 1.06						
11月	1,252.37	30	41.75	③ 1.08	1,212.30	30	40.41	① 1.13	1,162.20	30	38.74	① 1.12						
12月	1,305.18	31	42.10	③ 1.08	1,213.45	31	39.14	③ 1.09	1,132.32	31	36.53	② 1.06						
1月	951.50	31	30.69	⑫ 0.79	902.50	31	29.11	⑫ 0.81	837.06	31	27.00	⑫ 0.78						
2月	996.23	28	35.58	⑪ 0.92	923.59	28	32.99	⑩ 0.92	1,009.64	28	36.06	⑥ 1.04						
3月	1,176.60	31	37.95	⑧ 0.98	1,097.84	31	35.41	⑥ 0.99	1,113.02	31	35.90	⑥ 1.04						
計	14,173.49	365	38.83	1.14	13,085.36	365	35.85	1.13	12,619.78	365	34.57	1.12						

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-9 月最大変動係数の平均値（し尿及び浄化槽汚泥）

計画月 変動係数分布	1.13					
	2016		2017		2018	
	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度
①. 1.13	( 1.14 + 1.13 + 1.12 )	÷ 3				
②. 1.09	( 1.09 + 1.12 + 1.06 )	÷ 3				
③. 1.08	( 1.08 + 1.09 + 1.06 )	÷ 3				
④. 1.06	( 1.08 + 1.05 + 1.06 )	÷ 3				
⑤. 1.05	( 1.04 + 1.04 + 1.06 )	÷ 3				
⑥. 1.01	( 1.01 + 0.99 + 1.04 )	÷ 3				
⑦. 1.01	( 1.00 + 0.99 + 1.04 )	÷ 3				
⑧. 0.99	( 0.98 + 0.97 + 1.01 )	÷ 3				
⑨. 0.97	( 0.95 + 0.97 + 0.99 )	÷ 3				
⑩. 0.94	( 0.93 + 0.92 + 0.96 )	÷ 3				
⑪. 0.89	( 0.92 + 0.91 + 0.84 )	÷ 3				
⑫. 0.79	( 0.79 + 0.81 + 0.78 )	÷ 3				

表6-2-10 中津川市衛生センターにおけるし尿月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016					2017					2018				
	平成28年度					平成29年度					平成30年度				
	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月変動係数
4月	649.18	30	21.64	② 1.06	② 1.06	632.96	30	21.10	① 1.11	① 1.11	556.69	30	18.56	⑥ 1.03	⑥ 1.03
5月	645.73	31	20.83	⑥ 1.02	⑥ 1.02	570.22	31	18.39	⑨ 0.97	⑨ 0.97	584.21	31	18.85	④ 1.04	④ 1.04
6月	660.45	30	22.01	① 1.07	① 1.07	561.97	30	18.73	⑧ 0.99	⑧ 0.99	565.38	30	18.85	④ 1.04	④ 1.04
7月	596.37	31	19.24	⑩ 0.94	⑩ 0.94	569.84	31	18.38	⑨ 0.97	⑨ 0.97	515.94	31	16.64	⑩ 0.92	⑩ 0.92
8月	638.50	31	20.60	⑧ 1.00	⑧ 1.00	589.43	31	19.01	⑥ 1.00	⑥ 1.00	509.77	31	16.44	⑪ 0.91	⑪ 0.91
9月	653.50	30	21.78	② 1.06	② 1.06	606.88	30	20.23	② 1.07	② 1.07	573.07	30	19.10	② 1.06	② 1.06
10月	652.44	31	21.05	⑤ 1.03	⑤ 1.03	588.92	31	19.00	⑥ 1.00	⑥ 1.00	555.86	31	17.93	⑧ 0.99	⑧ 0.99
11月	618.67	30	20.62	⑦ 1.01	⑦ 1.01	588.22	30	19.61	④ 1.03	④ 1.03	553.03	30	18.43	⑦ 1.02	⑦ 1.02
12月	659.10	31	21.26	④ 1.04	④ 1.04	608.88	31	19.64	③ 1.04	③ 1.04	619.30	31	19.98	① 1.11	① 1.11
1月	568.07	31	18.32	⑫ 0.89	⑫ 0.89	519.85	31	16.77	⑫ 0.88	⑫ 0.88	506.78	31	16.35	⑫ 0.90	⑫ 0.90
2月	568.59	28	20.31	⑨ 0.99	⑨ 0.99	546.91	28	19.53	④ 1.03	④ 1.03	535.97	28	19.14	② 1.06	② 1.06
3月	575.98	31	18.58	⑪ 0.91	⑪ 0.91	538.58	31	17.37	⑪ 0.92	⑪ 0.92	523.57	31	16.89	⑨ 0.93	⑨ 0.93
計	7,486.58	365	20.51	1.07	1.07	6,922.66	365	18.97	1.11	1.11	6,599.58	365	18.08	1.11	1.11

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-11 月最大変動係数の平均値（し尿）

計画月 変動係数分布	2016			2017			2018		
	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
①	1.10	1.07	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11
②	1.06	1.06	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
③	1.05	1.06	1.04	1.04	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
④	1.04	1.04	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04
⑤	1.03	1.03	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04
⑥	1.02	1.02	1.00	1.00	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
⑦	1.01	1.01	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
⑧	0.99	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
⑨	0.96	0.99	0.97	0.97	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
⑩	0.94	0.94	0.97	0.97	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92
⑪	0.91	0.91	0.92	0.92	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91
⑫	0.89	0.89	0.88	0.88	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90



表6-2-12 中津川市衛生センターにおける浄化槽汚泥（家庭雑排水量を含む）月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016					2017					2018					
	平成28年度					平成29年度					平成30年度					
項目	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数
4月	619.89	30	20.66	④ 1.13	571.71	30	19.06	③ 1.13	539.58	30	17.99	④ 1.09				
5月	600.10	31	19.36	⑤ 1.06	507.29	31	16.36	⑧ 0.97	477.12	31	15.39	⑩ 0.93				
6月	663.95	30	22.13	① 1.21	561.83	30	18.73	④ 1.11	530.08	30	17.67	⑤ 1.07				
7月	551.49	31	17.79	⑧ 0.97	530.83	31	17.12	⑦ 1.01	510.68	31	16.47	⑦ 1.00				
8月	477.48	31	15.40	⑩ 0.84	427.02	31	13.77	⑩ 0.82	392.28	31	12.65	⑩ 0.77				
9月	527.14	30	17.57	⑨ 0.96	525.08	30	17.50	⑥ 1.04	475.59	30	15.85	⑨ 0.96				
10月	555.40	31	17.92	⑦ 0.98	491.70	31	15.86	⑨ 0.94	579.28	31	18.69	③ 1.13				
11月	633.70	30	21.12	② 1.15	624.08	30	20.80	① 1.23	609.17	30	20.31	① 1.23				
12月	646.08	31	20.84	③ 1.14	604.57	31	19.50	② 1.16	513.02	31	16.55	⑦ 1.00				
1月	383.43	31	12.37	⑫ 0.68	382.65	31	12.34	⑫ 0.73	330.28	31	10.65	⑫ 0.65				
2月	427.64	28	15.27	⑪ 0.83	376.68	28	13.45	⑪ 0.80	473.67	28	16.92	⑥ 1.03				
3月	600.62	31	19.37	⑤ 1.06	559.26	31	18.04	⑤ 1.07	589.45	31	19.01	② 1.15				
計	6,686.92	365	18.32	1.21	6,162.70	365	16.88	1.23	6,020.20	365	16.49	1.23				

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-13 月最大変動係数の平均値（浄化槽汚泥（家庭雑排水量を含む））

月最大変動係数	1.22		
	2016	2017	2018
計画月変動係数分布	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①	1.22	( 1.21 + 1.23 + 1.23 ) ÷ 3	
②	1.15	( 1.15 + 1.16 + 1.15 ) ÷ 3	
③	1.13	( 1.14 + 1.13 + 1.13 ) ÷ 3	
④	1.11	( 1.13 + 1.11 + 1.09 ) ÷ 3	
⑤	1.07	( 1.06 + 1.07 + 1.07 ) ÷ 3	
⑥	1.04	( 1.06 + 1.04 + 1.03 ) ÷ 3	
⑦	1.00	( 0.98 + 1.01 + 1.00 ) ÷ 3	
⑧	0.98	( 0.97 + 0.97 + 1.00 ) ÷ 3	
⑨	0.95	( 0.96 + 0.94 + 0.96 ) ÷ 3	
⑩	0.86	( 0.84 + 0.82 + 0.93 ) ÷ 3	
⑪	0.80	( 0.83 + 0.80 + 0.77 ) ÷ 3	
⑫	0.69	( 0.68 + 0.73 + 0.65 ) ÷ 3	

表6-2-14 中津川市恵北衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016						2017						2018					
	平成28年度			平成29年度			平成29年度			平成30年度			平成30年度			平成30年度		
	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数		
4月	931.57	30	31.05	③ 1.07	877.48	30	29.25	② 1.06	836.64	30	27.89	⑤ 1.03						
5月	815.54	31	26.31	⑩ 0.91	781.59	31	25.21	⑩ 0.92	918.84	31	29.64	① 1.09						
6月	937.41	30	31.25	② 1.08	943.53	30	31.45	① 1.14	884.94	30	29.50	① 1.09						
7月	871.29	31	28.11	⑨ 0.97	883.48	31	28.50	④ 1.04	861.54	31	27.79	⑤ 1.03						
8月	896.73	31	28.93	⑦ 1.00	851.49	31	27.47	⑧ 1.00	877.93	31	28.32	④ 1.05						
9月	898.31	30	29.94	⑤ 1.03	856.69	30	28.56	④ 1.04	767.05	30	25.57	⑩ 0.94						
10月	912.60	31	29.44	⑥ 1.01	893.45	31	28.82	③ 1.05	902.81	31	29.12	③ 1.08						
11月	984.58	30	32.82	① 1.13	846.34	30	28.21	⑥ 1.03	805.01	30	26.83	⑦ 0.99						
12月	962.35	31	31.04	③ 1.07	878.90	31	28.35	⑥ 1.03	814.12	31	26.26	⑧ 0.97						
1月	788.92	31	25.45	⑫ 0.88	707.90	31	22.84	⑫ 0.83	727.50	31	23.47	⑫ 0.87						
2月	796.28	28	28.44	⑧ 0.98	723.01	28	25.82	⑨ 0.94	724.63	28	25.88	⑨ 0.96						
3月	798.57	31	25.76	⑪ 0.89	784.92	31	25.32	⑩ 0.92	759.36	31	24.50	⑪ 0.91						
計	10,594.15	365	29.03	1.13	10,028.78	365	27.48	1.14	9,880.37	365	27.07	1.09						

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-15 月最大変動係数の平均値（し尿及び浄化槽汚泥）

計画月 変動係数分布	1.12					
	2016		2017		2018	
	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度
①	1.12	( 1.13 + 1.14 + 1.09 ) ÷ 3				
②	1.08	( 1.08 + 1.06 + 1.09 ) ÷ 3				
③	1.07	( 1.07 + 1.05 + 1.08 ) ÷ 3				
④	1.05	( 1.07 + 1.04 + 1.05 ) ÷ 3				
⑤	1.03	( 1.03 + 1.04 + 1.03 ) ÷ 3				
⑥	1.02	( 1.01 + 1.03 + 1.03 ) ÷ 3				
⑦	1.01	( 1.00 + 1.03 + 0.99 ) ÷ 3				
⑧	0.98	( 0.98 + 1.00 + 0.97 ) ÷ 3				
⑨	0.96	( 0.97 + 0.94 + 0.96 ) ÷ 3				
⑩	0.92	( 0.91 + 0.92 + 0.94 ) ÷ 3				
⑪	0.91	( 0.89 + 0.92 + 0.91 ) ÷ 3				
⑫	0.86	( 0.88 + 0.83 + 0.87 ) ÷ 3				

表6-2-16 中津川市恵北衛生センターにおけるし尿月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016				2017				2018			
	平成28年度		平成29年度		平成29年度		平成30年度		平成30年度		平成30年度	
項目	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数
4月	271.79	30	9.06	② 1.07	251.89	30	8.40	⑥ 0.98	247.81	30	8.26	⑦ 1.00
5月	238.98	31	7.71	① 0.91	253.49	31	8.18	⑧ 0.96	269.93	31	8.71	④ 1.06
6月	271.42	30	9.05	② 1.07	294.53	30	9.82	① 1.15	271.01	30	9.03	③ 1.10
7月	247.09	31	7.97	⑨ 0.94	253.63	31	8.18	⑧ 0.96	268.65	31	8.67	⑤ 1.05
8月	292.08	31	9.42	① 1.11	289.59	31	9.34	③ 1.09	295.91	31	9.55	① 1.16
9月	249.68	30	8.32	⑧ 0.98	245.87	30	8.20	⑧ 0.96	238.07	30	7.94	⑧ 0.97
10月	263.41	31	8.50	⑥ 1.00	277.79	31	8.96	④ 1.05	289.91	31	9.35	② 1.14
11月	251.48	30	8.38	⑦ 0.99	256.51	30	8.55	⑤ 1.00	231.56	30	7.72	⑨ 0.94
12月	275.40	31	8.88	④ 1.05	293.85	31	9.48	② 1.11	264.45	31	8.53	⑥ 1.04
1月	239.35	31	7.72	① 0.91	229.50	31	7.40	⑫ 0.87	207.22	31	6.68	⑩ 0.81
2月	246.34	28	8.80	⑤ 1.04	232.14	28	8.29	⑦ 0.97	207.81	28	7.42	⑩ 0.90
3月	247.59	31	7.99	⑨ 0.94	243.22	31	7.85	⑪ 0.92	206.58	31	6.66	⑪ 0.81
計	3,094.61	365	8.48	1.11	3,122.01	365	8.55	1.15	2,998.91	365	8.22	1.16

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-17 月最大変動係数の平均値（し尿）

計画月 変動係数分布	2016		2017		2018	
	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度
①. 1.14	( 1.11 + 1.15 + 1.16 ) ÷ 3					
②. 1.11	( 1.07 + 1.11 + 1.14 ) ÷ 3					
③. 1.09	( 1.07 + 1.09 + 1.10 ) ÷ 3					
④. 1.05	( 1.05 + 1.05 + 1.06 ) ÷ 3					
⑤. 1.03	( 1.04 + 1.00 + 1.05 ) ÷ 3					
⑥. 1.01	( 1.00 + 0.98 + 1.04 ) ÷ 3					
⑦. 0.99	( 0.99 + 0.97 + 1.00 ) ÷ 3					
⑧. 0.97	( 0.98 + 0.96 + 0.97 ) ÷ 3					
⑨. 0.95	( 0.94 + 0.96 + 0.94 ) ÷ 3					
⑩. 0.93	( 0.94 + 0.96 + 0.90 ) ÷ 3					
⑪. 0.88	( 0.91 + 0.92 + 0.81 ) ÷ 3					
⑫. 0.86	( 0.91 + 0.87 + 0.81 ) ÷ 3					

表6-2-18 中津川市恵北衛生センターにおける浄化槽汚泥（家庭雑排水量を含む）月別搬入量の実績と変動係数（直近3年間）

年度	2016					2017					2018				
	平成28年度					平成29年度					平成30年度				
	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月変動係数	月総搬入量 (kℓ/月)	月の日数 (日)	月間日平均 搬入量 (kℓ/日)	月変動係数	月変動係数
4月	659.78	30	21.99	④ 1.07	④ 1.07	625.59	30	20.85	② 1.10	② 1.10	588.83	30	19.63	④ 1.04	④ 1.04
5月	576.56	31	18.60	⑩ 0.91	⑩ 0.91	528.10	31	17.04	⑪ 0.90	⑪ 0.90	648.91	31	20.93	① 1.11	① 1.11
6月	665.99	30	22.20	② 1.08	② 1.08	649.00	30	21.63	① 1.14	① 1.14	613.93	30	20.46	② 1.09	② 1.09
7月	624.20	31	20.14	⑦ 0.98	⑦ 0.98	629.85	31	20.32	④ 1.07	④ 1.07	592.89	31	19.13	⑤ 1.01	⑤ 1.01
8月	604.65	31	19.50	⑨ 0.95	⑨ 0.95	561.90	31	18.13	⑧ 0.96	⑧ 0.96	582.02	31	18.77	⑦ 1.00	⑦ 1.00
9月	648.63	30	21.62	⑤ 1.05	⑤ 1.05	610.82	30	20.36	③ 1.08	③ 1.08	528.98	30	17.63	⑩ 0.94	⑩ 0.94
10月	649.19	31	20.94	⑥ 1.02	⑥ 1.02	615.66	31	19.86	⑤ 1.05	⑤ 1.05	612.90	31	19.77	③ 1.05	③ 1.05
11月	733.10	30	24.44	① 1.19	① 1.19	589.83	30	19.66	⑥ 1.04	⑥ 1.04	573.45	30	19.12	⑤ 1.01	⑤ 1.01
12月	686.95	31	22.16	② 1.08	② 1.08	585.05	31	18.87	⑦ 1.00	⑦ 1.00	549.67	31	17.73	⑩ 0.94	⑩ 0.94
1月	549.57	31	17.73	⑪ 0.86	⑪ 0.86	478.40	31	15.43	⑫ 0.82	⑫ 0.82	520.28	31	16.78	⑫ 0.89	⑫ 0.89
2月	549.94	28	19.64	⑧ 0.96	⑧ 0.96	490.87	28	17.53	⑨ 0.93	⑨ 0.93	516.82	28	18.46	⑧ 0.98	⑧ 0.98
3月	550.98	31	17.77	⑪ 0.86	⑪ 0.86	541.70	31	17.47	⑩ 0.92	⑩ 0.92	552.78	31	17.83	⑨ 0.95	⑨ 0.95
計	7,499.54	365	20.55	1.19	1.19	6,906.77	365	18.92	1.14	1.14	6,881.46	365	18.85	1.11	1.11

(注：月間日平均搬入量はその月の日数で除して求めるものとします。月当たりの搬入日数で除した数値ではありません。)

表6-2-19 月最大変動係数の平均値（浄化槽汚泥（家庭雑排水量を含む））

計画月 変動係数分布	1.15		
	2016		2018
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①. 1.15	( 1.19 + 1.14 + 1.11 ) ÷ 3		
②. 1.09	( 1.08 + 1.10 + 1.09 ) ÷ 3		
③. 1.07	( 1.08 + 1.08 + 1.05 ) ÷ 3		
④. 1.06	( 1.07 + 1.07 + 1.04 ) ÷ 3		
⑤. 1.04	( 1.05 + 1.05 + 1.01 ) ÷ 3		
⑥. 1.02	( 1.02 + 1.04 + 1.01 ) ÷ 3		
⑦. 0.99	( 0.98 + 1.00 + 1.00 ) ÷ 3		
⑧. 0.97	( 0.96 + 0.96 + 0.98 ) ÷ 3		
⑨. 0.94	( 0.95 + 0.93 + 0.95 ) ÷ 3		
⑩. 0.92	( 0.91 + 0.92 + 0.94 ) ÷ 3		
⑪. 0.90	( 0.86 + 0.90 + 0.94 ) ÷ 3		
⑫. 0.86	( 0.86 + 0.82 + 0.89 ) ÷ 3		

## 2 農業集落排水処理施設の概要

### (1) 施設概要

本市の農業集落排水処理施設の概要を表 6-2-20 に示します。

表 6-2-20 農業集落排水処理施設の概要 (1)

(a) 坂本北部処理区

供用開始年月日	平成13年4月1日
計画処理人口	2,790人
処理区域	千旦林の一部
施設名称	坂本北部クリーンセンター
JARUSタイプ	JARUS-XIV96型
処理方式	鉄溶液注入連続流入 間欠ばっ気方式
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	756

(b) 阿木処理区

供用開始年月日	平成19年8月1日
計画処理人口	1,920人
処理区域	阿木の一部
施設名称	阿木クリーンセンター
JARUSタイプ	JARUS-XIVH型
処理方式	DO制御高度処理連続流入 間欠ばっ気方式
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	519

(c) 川上処理区

供用開始年月日	平成12年4月1日
計画処理人口	1,410人
処理区域	川上農業振興地域
施設名称	川上クリーンセンター
JARUSタイプ	JARUS-X
処理方式	連続流入 間欠ばっ気方式
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	476

(d) 加子母山下処理区

供用開始年月日	平成7年8月20日
計画処理人口	30人
処理区域	加子母 小和知区 (山下地区)
施設名称	加子母山下処理施設
JARUSタイプ	—
処理方式	小型合併処理浄化槽
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	5.4

(e) 加子母浅島処理区

供用開始年月日	平成7年6月20日
計画処理人口	60人
処理区域	加子母 小和知区 (浅島地区)
施設名称	加子母浅島処理施設
JARUSタイプ	—
処理方式	小型合併処理浄化槽
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	16.2

(f) 加子母北部処理区

供用開始年月日	平成7年4月1日
計画処理人口	1,410人
処理区域	加子母 小郷区及び小和知区 (浅島地区及び山下地区を除く)
施設名称	加子母北部処理施設
JARUSタイプ	JARUS
処理方式	DO制御高度処理連続流入 間欠ばっ気方式
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	381

(g) 加子母中部処理区

供用開始年月日	平成9年11月1日
計画処理人口	1,510人
処理区域	加子母 二渡区、番田区、 中切区及び上桑原区(福崎地区)
施設名称	加子母中部処理施設
JARUSタイプ	JARUS
処理方式	流量調整、嫌気性ろ床及び 接触ばっ気を組み合わせた方式
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	408

(h) 加子母南部処理区

供用開始年月日	平成10年11月1日
計画処理人口	2,770人
処理区域	加子母 上桑原区(福崎地区を除く)、 中桑原区、下桑原区、万賀区及び角領区
施設名称	加子母南部処理施設
JARUSタイプ	JARUS-X I
処理方式	回分式活性汚泥法
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	748

表 6-2-20 農業集落排水処理施設の概要 (2)

(i) 田瀬処理区

供用開始年月日	平成13年3月30日
計画処理人口	1,510人
処理区域	田瀬 下田瀬の全域 上田瀬、 向田瀬、芝ヶ瀬及び宮脇の各一部
施設名称	田瀬クリーンセンター
JARUSタイプ	JARUS型OD
処理方式	OD法
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	408

(j) 高山処理区

供用開始年月日	平成17年4月1日
計画処理人口	940人
処理区域	高山 中上一、中上二、下組、 知原及び木積沢の各一部
施設名称	高山クリーンセンター
JARUSタイプ	JARUS-X IVP型
処理方式	鉄溶液注入連続流入 間欠ばっ気方式
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	254

(k) 蛭川南部処理区

供用開始年月日	平成12年4月1日
計画処理人口	1,410人
処理区域	川上農業振興地域
施設名称	蛭川南部地区農業集落排水処理施設
JARUSタイプ	JARUS型OD
処理方式	OD法
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	278

## (2) 整備状況

本市の農業集落排水処理施設は、全処理区において整備が完了しています。

## 3 下水道

### (1) 施設概要

本市の下水処理施設の概要を表 6-2-21 に示します。

表 6-2-21 下水処理施設の概要 (1)

(a) 中津川処理区

下水道種別	単独公共
供用開始年月日	平成元年3月31日
計画処理人口	25,000人
下水道事業認可(最新)	平成20年1月16日
排除方式	分流式
施設名称	中津川浄化管理センター
処理方式	酸素活性汚泥法
放流先	中津川
放流先環境基準	D-イ

(b) 坂本処理区

下水道種別	単独公共
供用開始年月日	平成23年3月末
計画処理人口	8,470人
下水道事業認可(最新)	平成22年3月30日
排除方式	分流式
施設名称	坂本浄化センター
処理方式	凝集剤添加高度処理 オキシデーションディッチ法
放流先	農業排水路
放流先環境基準	A-ロ(木曽川)

表 6-2-21 下水処理施設の概要 (2)

(c) 落合処理区

下水道種別	単独特環
供用開始年月日	平成12年3月31日
計画処理人口	3,100人
下水道事業認可(最新)	平成11年3月25日
排除方式	分流式
施設名称	落合浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	月柿川
放流先環境基準	Aーロ(木曾川)

(d) 苗木処理区

下水道種別	単独特環
供用開始年月日	平成16年3月31日
計画処理人口	3,740人
下水道事業認可(最新)	平成23年1月27日
排除方式	分流式
施設名称	苗木浄化センター
処理方式	酸素活性汚泥法
放流先	津戸中央排水路
放流先環境基準	Aーイ(付知川)

(e) 坂下処理区

下水道種別	単独特環
供用開始年月日	平成12年3月30日
計画処理人口	5,100人
下水道事業認可(最新)	平成13年7月4日
排除方式	分流式
施設名称	坂下浄化センター
処理方式	好気性ろ床法
放流先	木曾川
放流先環境基準	AAーイ

(f) 付知処理区

下水道種別	単独特環
供用開始年月日	平成9年3月18日
計画処理人口	6,200人
下水道事業認可(最新)	平成13年7月4日
排除方式	分流式
施設名称	付知町クリーンセンター
処理方式	嫌気好気性ろ床法
放流先	付知川
放流先環境基準	Aーイ

(g) 福岡処理区

下水道種別	単独特環
供用開始年月日	平成13年3月30日
計画処理人口	3,240人
下水道事業認可(最新)	平成13年7月4日
排除方式	分流式
施設名称	福岡クリーンセンター
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	松島川
放流先環境基準	Aーイ(付知川)

(h) 蛭川処理区

下水道種別	単独特環
供用開始年月日	平成10年4月1日
計画処理人口	2,800人
下水道事業認可(最新)	平成13年7月4日
排除方式	分流式
施設名称	蛭川浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	和田川
放流先環境基準	Aーロ(木曾川)

(i) まごめ処理区

下水道種別	単独特環
供用開始年月日	平成10年4月1日
計画処理人口	720人
下水道事業認可(最新)	平成16年2月19日
排除方式	分流式
施設名称	まごめ浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	杵川
放流先環境基準	Aーイ

(2) 整備状況

本市の下水処理施設は、ほぼ全ての処理区において面整備が完了しています。

## 生活排水処理に係る課題の抽出

### 1 生活排水処理に係る基本的課題の抽出

#### (1) 発生源における課題

計画区域における汚水衛生処理率は、過去の実績の見直しがあったことから、平成 28 年度に急激に落ち込み、そこから徐々に増加していますが、国平均（平成 29 年度で 86.4%）、県平均（同 82.1%）と比較すると低い値となっています。

これは、公共用水域に生活雑排水を未処理で放流している人口の割合が高いことを示していることから、し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽の利用世帯において、公共下水道及び農業集落排水施設への早期接続または合併処理浄化槽への転換が急務となっています。

#### (2) 国及び県の計画との整合を図るための課題

国は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき、平成 27 年 9 月 18 日に第 4 次社会資本整備重点計画を閣議決定しました。

この計画の中では、水環境改善のため、汚水処理施設の未普及地域においては、早期概成に向けて汚水処理人口普及率を平成 32 年度（令和 2 年度）までに約 96% に向上させるとともに、雨水及び再生水の利用促進を図るなど、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を総合的かつ一体的に推進していくことを基本方針の一つとしています。

また、岐阜県では平成 30 年 3 月に、水をきれいにする（浄化）ための「汚水処理施設」を効率的に整備していくため、「岐阜県汚水処理施設整備構想」を策定し、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の各汚水処理施設の整備を推進しています。同整備構想では、汚水処理人口普及率<sup>※3</sup>を平成 37 年度末（令和

※3 汚水処理人口普及率：汚水処理人口普及状況の指標として、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に示すものであり、環境省、農林水産省、国土交通省が毎年公表している。ただし、各汚水処理施設の整備状況を示す指標であるため、認可区域内の未接続人口も含まれている。



7年度末)までに95%以上にすることを目標としています。

こうした国及び県の計画との整合を図るため、生活排水処理施設の整備を推進し、公共用水域の水質浄化に寄与することが課題となっています。

### (3) 施設整備等の課題

生活排水の対策を講じる上で、下水道及び農業集落排水施設の整備に加え、これらの施設の認可区域以外の地域において、生活雑排水の処理を行っていない世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を図ることが課題となっています。

また、合併処理浄化槽を設置している世帯に対しては、処理機能を維持するため、適正な管理及び清掃を啓発する必要があります。

### (4) ディスポーザの対応

台所の排水口に設置し生ごみを破砕して排水とともに公共下水道へ流すディスポーザについては、日本で公共下水道や合併処理浄化槽が普及し始めたばかりの1960年代において導入が始められたことから、粉碎された生ごみが生活雑排水とともに未処理で放流されることも多く、旧建設省が使用の自粛を求めたこともあり、多くの自治体で設置できない状態が続いていました。

しかし、国土交通省の「ディスポーザ導入による影響評価に関する研究報告(平成17年7月)」では、汚泥処理施設への影響について、消化ガス発生量の増加、汚泥熱量の増加による助燃料使用量の減少(汚泥焼却炉が整備されている場合)、汚泥有効利用量が増加する等のメリットが考えられるものの、汚泥濃縮槽、嫌気性消化槽、脱水機などへの固形物負荷が増加するデメリットが考えられると評価されています。

これらのことから、し尿くみ取世帯または単独処理浄化槽の利用世帯が導入した場合には生ごみのディスポーザ粉碎物が公共用水域へ放流されてしまうという大きな問題があります。

そのため、ディスポーザ汚泥の受入による処理施設への負荷などの観点から対応を検討する必要があります。

# 第7章 生活排水処理基本計画

## 7 - 1

### 基本的事項

#### 1 基本理念

本地域の恵まれた水資源を永続的に保全するため、本市の将来のあるべき姿を勘案し、中津川市全体の最適な処理システムについて、施設整備計画、処理・資源化に係る計画を明らかにするとともに、地域の水環境を健全で魅力的なものとするための総合的な対策等について定める必要があります。

そこで、水環境を未来に残すため、基本理念を以下のように設定し、住民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。

### 基本理念

健康・快適で安心して住める地域づくり  
～ 健康で安全な水環境を未来に残すために ～

#### 2 基本方針

「健康・快適で安心して住める地域づくり～健康で安全な水環境を未来に残すために～」を達成するための基本方針は、次に示すとおりとします。

#### <基本方針>

1. 生活排水処理区域の計画的拡大
2. 合理的な施設整備の推進
3. 環境保全に配慮した資源化・再利用の推進
4. 調整・連携体制の構築

### 3 達成目標の設定

本市では、生活排水対策として、下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業等により生活排水処理対策を推進してきましたが、それぞれの事業の特徴を勘案し、適切かつ効率的な整備を推進する必要があります。

また、施設整備後も全ての主体が水環境に対する責任や役割を再認識し、適正な維持管理を行っていく必要があります。

本市における生活排水処理の目標を次の通り設定します。

#### 【汚水衛生処理率の数値目標】

本市の汚水衛生処理率は平成 30 年度で 77.3%ですが、第 1 中間目標年度の令和 6 年度に 81.4%、第 2 中間目標年度の令和 11 年度に 85.8%、計画目標年度の令和 16 年度には 91.7%とすることを目指します。

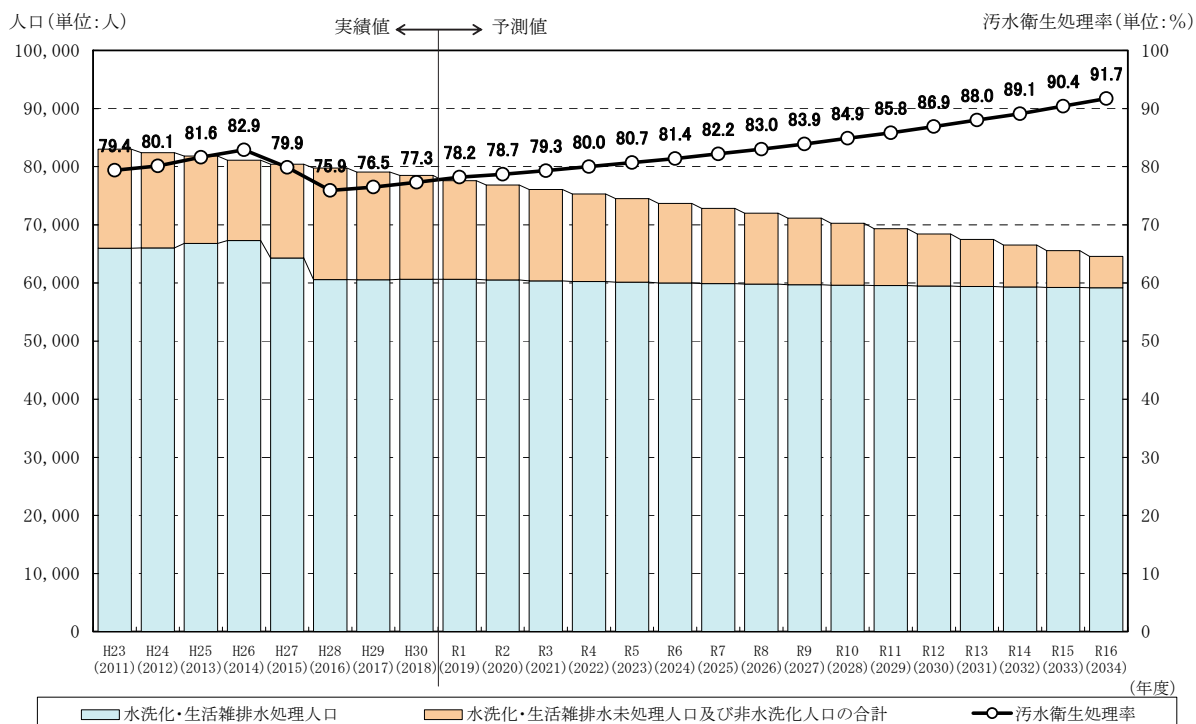
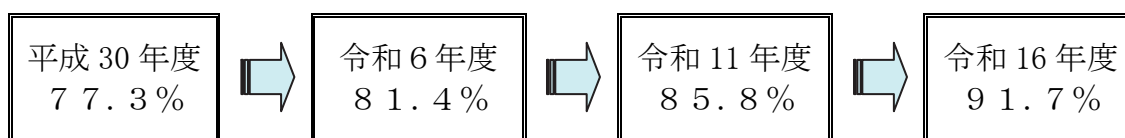


図 7-1-1 汚水衛生処理率の推移

表 7-1-1 生活排水処理形態別人口等の将来目標

区 分	単位	実績値	第1中間目標値	第2中間目標値	最終目標値	
		2018	2024	2029	2034	
		H30	R6	R11	R16	
計画処理区域内人口	人	78,486	73,683	69,338	64,537	
水洗化・生活雑排水処理人口	人	60,633	59,995	59,525	59,152	
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	
浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	15,039	15,455	15,594	15,700	
公共下水道人口	人	38,980	38,392	38,052	37,784	
農業集落排水施設人口	人	6,614	6,148	5,879	5,668	
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	人	484	469	395	337	
非水洗化人口	人	17,369	13,219	9,418	5,048	
し尿収集人口（計画収集人口）	人	17,369	13,219	9,418	5,048	
自家処理人口	人	0	0	0	0	
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	
汚水衛生処理率	%	77.3%	81.4%	85.8%	91.7%	
し尿・汚泥量	し尿汲み取り量	kℓ/年	9,599	7,285	5,190	2,781
	浄化槽汚泥量	kℓ/年	15,587	15,524	15,377	15,264
	し尿処理施設搬入分	kℓ/年	12,902	12,932	12,837	12,764
	農業集落排水施設処理分（推定値）	kℓ/年	2,685	2,592	2,540	2,500
	計	kℓ/年	25,186	22,809	20,567	18,045
	収集・運搬量（農業集落排水施設処理分を除く）	kℓ/年	22,501	20,217	18,027	15,545
	収集・運搬率（H30を100とした場合）	%	100.0	89.8	80.1	69.1

#### 4 生活排水を処理する区域及び生活排水処理状況

計画処理区域は中津川市全域とします。

生活排水処理施設の整備にあたっては、地域特性及び各種生活排水処理施設の特徴・採択要件等を勘案し、経済的かつ効率的な事業化手法等について十分に検討の上、最適な方法を選択することが重要です。

現状（平成30年度）、第1中間目標年次（令和6年度）、第2中間目標年次（令和11年度）及び最終目標年次（令和16年度）における生活排水処理状況を図7-1-2～図7-1-5及び表7-1-2に示します。

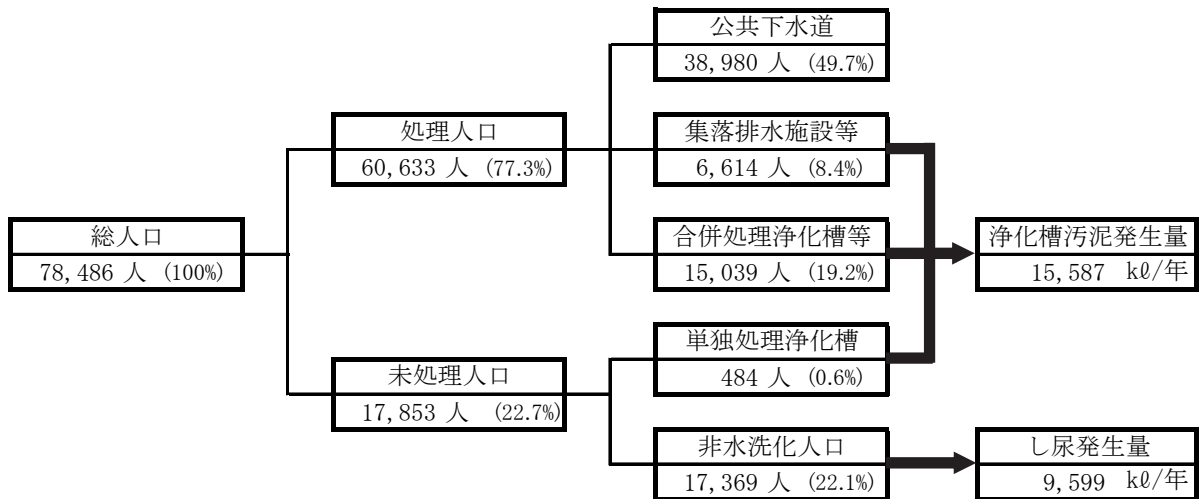


図 7-1-2 計画区域の生活排水処理状況 (平成 30 年度現在)

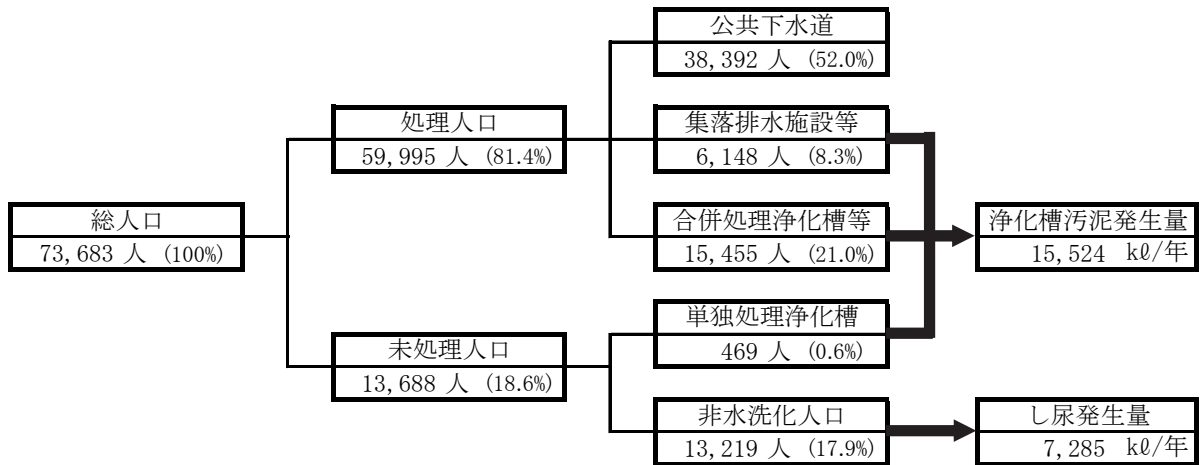


図 7-1-3 計画区域の生活排水処理状況 (令和 6 年度 第 1 中間目標)

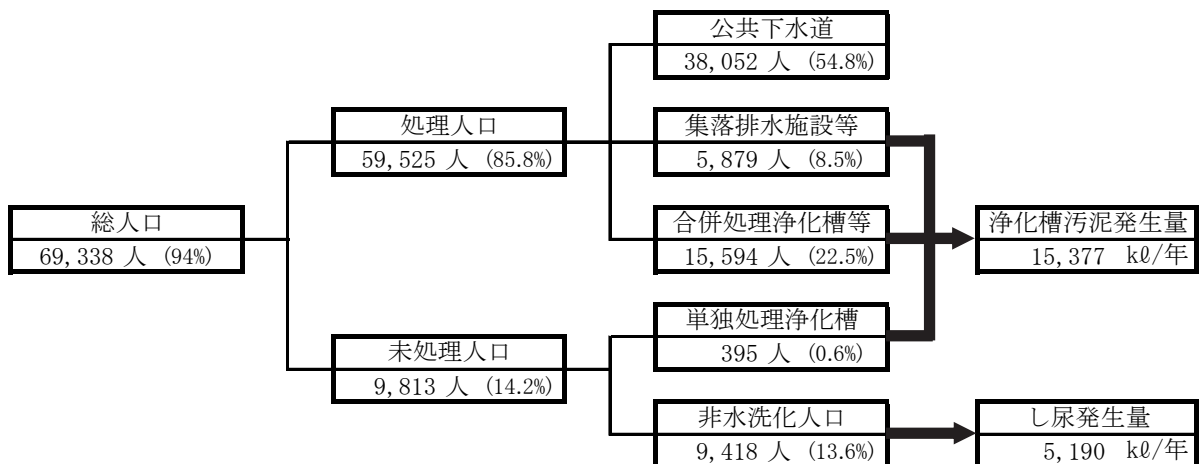


図 7-1-4 計画区域の生活排水処理状況 (令和 11 年度 第 2 中間目標)

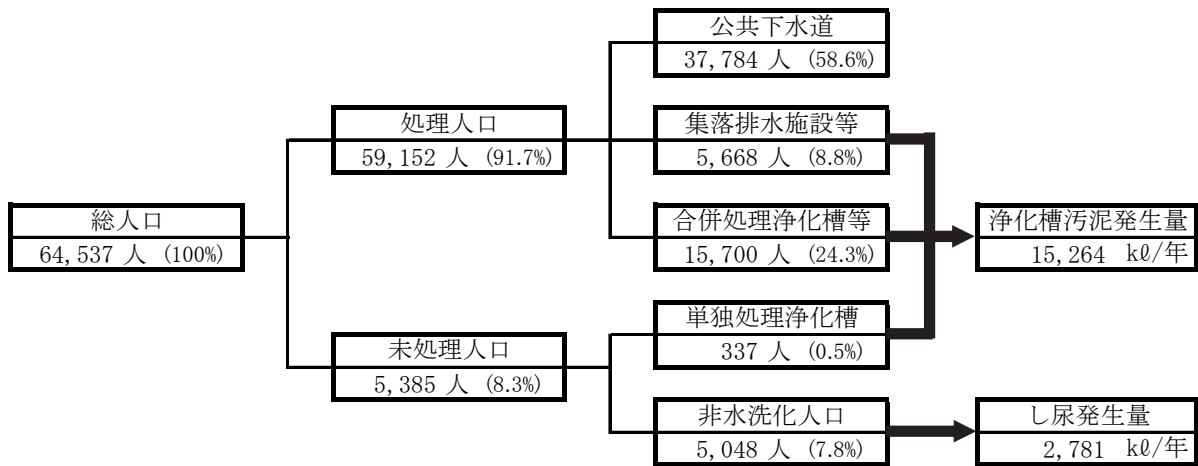


図 7-1-5 計画区域の生活排水処理状況（令和 16 年度 最終目標）

表 7-1-2 将来の計画区域の生活排水処理状況

区 分	実績値	第 1 中間目標値	第 2 中間目標値	最終目標値	
	2018	2024	2029	2034	
	H30	R6	R11	R16	
処理形態別人口	公共下水道	38,980 人 (49.7%)	38,392 人 (52.0%)	38,052 人 (54.8%)	37,784 人 (58.6%)
	農業集落排水施設等	6,614 人 ( 8.4%)	6,148 人 ( 8.3%)	5,879 人 ( 8.5%)	5,668 人 ( 8.8%)
	合併処理浄化槽等	15,039 人 (19.2%)	15,455 人 (21.0%)	15,594 人 (22.5%)	15,700 人 (24.3%)
	未処理人口	17,853 人 (22.7%)	13,688 人 (18.6%)	9,813 人 (14.2%)	5,385 人 ( 8.3%)
	合 計	78,486 人	73,683 人	69,338 人	64,537 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	9,599 キロリットル	7,285 キロリットル	5,190 キロリットル	2,781 キロリットル
	浄化槽汚泥量	15,587 キロリットル	15,524 キロリットル	15,377 キロリットル	15,264 キロリットル
	合 計	25,186 キロリットル	22,809 キロリットル	20,567 キロリットル	18,045 キロリットル

## 循環型社会の実現に向けた施策

### 1 市民の責任・役割

市民にあっては、循環型社会の構築を目指すため、次に示す取り組みを実践するものとしします。

#### (1) 生活排水の適正処理

- ・下水道または農業集落排水処理施設等への早期接続

下水道または農業集落排水処理施設等の集合処理施設の計画区域内世帯は、処理施設への早期接続を図ります。

- ・合併処理浄化槽の設置または転換

集合処理施設の計画区域外の世帯が浄化槽を新設する場合、合併処理浄化槽を設置します。

平成 13 年 4 月の浄化槽法改正を踏まえ、単独処理浄化槽を設置している家庭は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。

合併処理浄化槽の設置にあたっては助成制度等を有効に活用します。

#### (2) 汚濁負荷の低減

- ・生活排水の汚濁防止による処理施設の負荷軽減

汚物（ごみ・油等）の流出防止及び合成洗剤の使用低減等、生活排水の汚濁防止に努め、処理施設の負荷を軽減します。

- ・浄化槽の適正管理

浄化槽からの放流水の色や臭気等に注意し、異常があれば保守点検業者に点検を依頼します。

浄化槽の清掃・汚泥の抜き取りについては、浄化槽法または同法施行規則で定められた適正な頻度で実施し、浄化機能の維持に努めます。

浄化槽法に基づく法定検査、保守点検等を実施し、浄化槽の処理性能の確認・維持に努めます。

## 2 事業者の責任・役割

事業者にあつては、循環型社会の構築に係る責務を全うするため、次に示す取り組みを実践するものとします。

### (1) 生活排水の適正処理

- ・ 下水道または農業集落排水処理施設等への早期接続

下水道または農業集落排水処理施設等、集合処理施設の計画区域内の事業所は処理施設への早期接続を図ります。

- ・ 合併処理浄化槽の設置または転換

集合処理施設の計画区域外の事業所が浄化槽を設置する場合、合併処理浄化槽を設置します。

平成 13 年 4 月の浄化槽法改正を踏まえ、単独処理浄化槽を設置している事業所は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。

### (2) 生活排水処理施設の適正管理

- ・ 処理施設の排除基準の遵守

事業用水を下水道等の集合処理施設に排除する場合、排除基準及び上乗せ基準を遵守します。

水質汚濁防止法に基づく特定事業場においては、水質測定等を徹底し、排除基準に適合しない排水の排除を防止します。

- ・ 浄化槽の保守点検業者、清掃業者による広報・啓発の推進

浄化槽の清掃業者や保守点検業者は、自らの事業活動を通じ、浄化槽の適正管理の意義及び日常における具体的維持管理方法等について、住民等に広報・啓発を行います。また、保守点検結果等の報告等を確実にを行い、浄化槽設置者の維持管理意識の向上を促すものとします。

## 3 行政の責任・役割

循環型社会の構築に向け、本市は具体的に次に示す取り組みを行うものとします。



## (1) 生活排水処理施設の整備促進

### ・適正な施設整備計画の立案と推進

し尿処理施設、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備にあたっては、地域特性及び各種生活排水処理施設の特徴や採択要件等を勘案し、経済的かつ効率的な事業化手法等について十分に検討の上、最適な方法を選択します。

生活排水処理施設に係る整備計画に基づき、適切な時期に施設整備事業や基幹的設備改良事業を実施します。

### ・指導、啓発の推進

下水道等の未接続世帯の接続促進及び合併処理浄化槽の設置促進を図るため、地区説明会の開催や巡回指導等による指導・啓発を実施します。

### ・助成制度の整備・充実

合併処理浄化槽等の施設整備の推進を促す助成制度の整備・充実を図ります。

## (2) 生活排水処理施設の適正管理

### ・生活排水処理施設の適正管理

し尿処理施設、下水処理施設及び農業集落排水施設等の補修・点検、並びに環境モニタリング等を定期的の実施し、処理機能の維持及び公害防止・環境対策の徹底に努めます。

処理施設の効率的な運営に努め、維持管理費の削減を図ります。

### ・浄化槽の適正管理

個人設置の浄化槽の適正管理を促進するため、住民及び事業者に対する十分な情報提供や広報・啓発活動を行います。

また、不適正な管理状態のものについては関係部局と連携を図り、改善指導を行います。

清掃業者や保守・点検業者が法定点検の受験手続きを代行する一括契約や、浄化槽設置者による維持管理組織の運営等、円滑かつ効率的な維持管理のための体制の提案・整備に努めます

### ・事業所に対する指導・監視の徹底

事業所への指導・監視を徹底し、排水基準の遵守、処理施設の適正管理を促

します。

### (3) 情報管理、活用の推進

- ・維持管理データ等の整理・活用

公共用水域の水質調査結果及び各処理施設における維持管理データ等を収集・蓄積し、現状を把握するとともに、効果的な生活排水対策の立案、対策の効果の測定・評価等に活用します。

- ・生活排水処理に係る情報の収集・管理体制の構築

水環境に関わる行政組織が密接に連携・調整を図り、情報の共有化を図ります。

し尿汲み取り世帯及び浄化槽の設置者に係る情報等、行政のみで正確な情報整理が難しいものについては、収集・運搬業者等の協力を得て収集・整理を行うものとしします。

## し尿・浄化槽汚泥処理計画

### 1 収集運搬計画

#### (1) 収集運搬に係る目標

し尿等を迅速かつ衛生的に処理することはもとより、将来的な収集量の変化に対しても計画的に収集体制の効率化・円滑化を図ることにより、施設への搬入量の変動を抑制し、安定的な処理を図るものとします。

#### (2) 収集区域の範囲（計画処理区域）

原則的には下水道事業等の事業認可区域外を対象としますが、事業認可区域内の未接続区域も収集対象とするため、中津川市全域を収集区域とします。

#### (3) 収集運搬の方法及び量

現在、し尿は委託業者または許可業者、浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥は許可業者によって収集されており、収集車両が直接、処理施設へ搬入しています。処理施設への搬入量は、多少の季節変動が見られるものの、概ね安定的に行われているため、今後も現行の収集運搬体制を継続するものとします。

収集運搬量については、人口の減少や下水道への接続により、今後も減少傾向で推移すると考えられるため、第1中間目標年次（令和6年度）には現状（平成30年度）の22,501kℓ/年に対し、20,217kℓ/年（H30に比べ89.8%）となり、第2中間目標年次（令和11年度）には18,027kℓ/年（H30に比べ80.1%）、最終目標年次（令和16年度）には15,545kℓ/年（H30に比べ69.1%）に減少することが予測されます。【表7-1-1参照】

特に、汲み取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥が著しく減少する一方で、合併処理浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥は現状程度の発生量で推移することが予測されます。

## 2 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥等の処理にあたっては、下水道等への接続率の向上、浄化槽汚泥の搬入割合の増加等による今後の処理量及び性状の変化を勘案し、処理の安定化、効率化・合理化を図っていく必要があります。

し尿等を迅速かつ衛生的に処理することはもとより、将来的な収集量の変化に対しても計画的に収集体制の効率化・円滑化を図ることにより、施設への搬入量の変動を抑制し、安定的な処理を図るものとします。

## 3 最終処分計画及び資源化・有効利用計画

中津川市汚泥処理センター「アクアクリーン中津川」では、し尿及び浄化槽汚泥の処理工程においてリン化合物を回収し、肥料として有効利用します。

## 4 その他の事項

水環境の保全にあたっては、公共下水道や、し尿処理施設等の生活排水処理施設の整備、高度処理設備の導入等と併せ、日常生活や事業活動から生じる汚濁負荷自体の軽減や水使用量の削減を図ることが極めて重要であり、このことは水環境の保全だけでなく処理施設の負荷軽減、処理に係るエネルギーや資源の低減等により、地球環境の保全にも寄与することになると考えられます。

このため、水環境に対する人々の理解や取組を促すための情報提供、環境教育をより一層充実させ、家庭や地域での自主的な取組を促進するとともに、組織的な活動への発展を支援する仕組みや、体制づくりを進める必要があります。

さらに、今後は単に水質改善のみでなく、快適な水辺空間の創造、周辺の土地利用に対する配慮、生態系の保全、水源地の保全等、本地域全体の水環境の健全性を多面的に捉え、保全・創造のための取組を総合的に推進していく必要があります。

なお、環境保全に係る広報・啓発活動、組織的活動等については、関連する諸計画との整合を図るとともに、関係部局との協力・連携体制を構築し、推進していくものとします。